

通り、簡單にして明かでありますから、諸君に於ても、御諒承をお願いする次第であります。

斯くて三月六日、首相官邸に於て、若槻、床次兩黨首の會見あり、翌七日、若槻は所屬兩院議員を首相官邸に招待し、左の如く述べた。

若槻首相演説

世上には、所謂三黨首の會見に對し、種々の疑義を差し挟み、その疑義を根據として、非難を加ふる者があります。さりながら、政治は謎ではなくして、現實でありまして、總ての批評は、この眞實に對して加へられんことを、切望する次第であります。又、黨員中には、先般の三黨首會見をもつて、議會解散、黨勢擴張の好機を逸するものとなし、千秋の痛恨事となす者もあるかに、聞き及んで居ります。さりながら、國家民人の爲を思はるゝならば、緊急の政策を遂行して、當面の要求に應じ得たことに就いて、自ら慰藉せられんことを、希望して止まない次第であります。由來、二大憲の樹立は、立憲政治上の一の理想であります。我國、今日の如き數黨樹立の場合には、政見を同じうする政黨が、提携若しくは聯盟して、多數を制するより外に、その主張を實現する手段はないのであります。幸ひ我黨と政友本黨とは、第五十一議會以來、大體に於て政策の一致を見、

相協力して大局を拾收し來つたのであります。その後、政策以外の問題について、一時意見の相異を生じたのであります。國家の進運に伴ひ、内外の時局に善處すべき根本方針に關しては、常に共同の歩調を取り來つたのであります。茲に於てか、最近に於て、兩黨の有志が、膝を交へて懇談致しました結果、幸ひにして、根本方針において、相合致し得ることが、明白となつたので、茲に強固なる兩黨の聯盟を締結して、當面の問題を解決すると共に、將來の政局に順應するの決心をなすこととなつたのであります。これ、實に、内外の時勢に鑑み、國家重要な政策の前に、黨派心を超越せる、公明なる心事の發露でありまして、私の衷心より、歡喜する所以であります。重ねて、諸君の前に一言致します、吾人が黨を立つるは、一に國家民人の爲にするものであります。しかし、世の誤解に基く非難や、中傷せんが爲めの悪評やは、如何に囂々たるものがあつても自ら省みて疚しくなく、自ら信じて疑はざる以上、常に千萬人と雖我往かんとの意氣込を、有せねばなりません。

斯くて兩黨は、聯合政務調査會規則及び委員を、左の如く決定した。

聯合政務調査會規則

第一條 憲政會及び政友本黨は聯盟の實現を期するため聯合政務調査會を設置し重要なる政策を調

政本提携から憲本聯盟へ

査協定す

第二條 調査委員は憲政會十名政友本黨十名とし兩黨總裁これを指名す

第三條 調査會の座長は兩黨各一名を互選し每會交代にてこれに當るものとす

第四條 兩黨の總務院内外顧問政務調査會長本部幹事長は調査會に出席し、その意見を陳述する事を得

但し決議の數に加はる事を得ず

第五條 調査會に幹事二名を置き諸般の事務を處理せしむその選任は兩黨總裁の指名とす

聯盟役員

憲本聯合調査會委員

憲政會委員

片岡直温 町田忠治 加藤政之助 頼母木桂吉 原 脩次郎

齋藤隆夫 中野正剛 杉浦武雄

幹事 山田道兄

政友本黨委員

元 田 肇 松田源治 松浦五兵衛 小橋一太 中村啓次郎

本多貞次郎 田中隆三 八木逸郎 小川郷太郎 東 郷 實

幹事 柏田忠一

六

憲・本聯盟は、床次氏の政權慾に基く野合であると云ふ批難が、四方に起つた。甚しきは、無節操なること娼婦の如しとまで、床次氏を罵る者があつた。如何にも、此の聯盟が次の政權に對する準備を、目的としたことは事實であつた。然れども政友本黨は、之れによりて批難を受くべき理由なしとし、地方支部に對する通牒中に、左の如く述べた。

地方支部に通牒

現在の我政界は、小黨分立の状態で、何れの政黨も、單獨内閣によりて政策を實行すると云ふ、實力を持つて居ない。従つて我國では、各黨間の政策協定か、聯立内閣の組織か、二者其の一に依るの外、政局の安定を期することは出来ぬ。こは獨り我國に限られた政情ではなく、佛國にも、獨逸にもある事で『政策協定をなすべき政黨の聯盟』は、世界に多くの實例を有する次第である。……然るに、近時世論の一部には、政本提携から憲本聯盟へ

憲本聯盟を以て、憲政の墮落なり、大權の私議なりと、非難攻撃するものがある。されど、我等より之を見れば、これ實に憲政の常道にして、この常道に由るにあらざれば、眞の有終の美を論ずることは出来ぬものと確信するのであります。

また『無節操である』と云ふ批難に對し、同通牒は、左の如く言つてゐる。

世間、或は今回の憲政會に對する聯盟を以て、政友會に對する情誼に反するものゝ如く、考ふるものがある様である。我黨は、政友會に對し、數回の申合を爲した事は、事實である。されど其の申合なるものは、何れも特殊の場合に、特殊の事項を限定したるもので、未だ嘗て、全般に渉る提携を約したる事はない。従つて、我黨の出處進退を拘束するゝが如き點は、毫頭存しないのである。……政黨の生命は主義政策である。其の集散離合は、一に主義政策の異同を、基準としなくてはならぬ。然るに我國政黨發生の過程を顧みれば、當初何れの政黨も、政策本位によりて成立したと云ふよりも、寧ろ人物本位、若くは勢力本位から出發したもので、政策の一致から、一黨を

組織するといふよりも、一個の勢力ある人物を中心として、其の傘下に集團を造つたといふ傾向がある。従つて、其の離合集散の多くは、感情的に終始し、相對するや仇敵の如く、徒に源平藤橘の争を持続し來つたものである。されば、今日に於てもこの情勢により、過去の久しきに亘りて敵對したる反對黨と、翻然、手を携へて聯盟するが如きは、因襲的感情に於て、甚だ快しとせず、衷心、之を喜ばざる風がある。されど、これ明かに朋黨と公黨との別るゝ所で、苟くも主義政策を生命とする政黨としては、斯る偏狹なる感情に超越し、國家本位の立場に於て、其の所見を同くし、同一の軌道に邁進すべき必要あるに於ては、雅量淡懷、手を把りて、共に奉公の誠を盡くすべきである。この間、洒々落落、光風霽月の襟度を持つることが時代に適應する政黨員の、當然なる心事でなくてはならぬのであります。

また、三月八日、帝國ホテルに於ける兩黨大懇親會席上に於て、若槻、床次兩總裁の述べた演説は、左の通りである。

床次總裁の演説

昭和初頭に於ける政治の實情を考察すれば、自ら省みて革新を期し、改善を計るべきもの少からず、殊に、近來隣國の形勢穩かならず、風雲の去來常ならず、一步誤らば東洋平和の前途まことに憂慮すべきものありと考ふるのであります。この時に當り、政局を安定し、國策の遂行を期するに於て、内に強き力の存在することは、刻下の最大急務と確信いたします。

我等は夙に、政策本位、國家本位の方針により、國家民人の利福に貢獻せんことを、專念し來つたものであります。此度、憲政會と聯盟を結び、力を合せて政局の安定を期し、各種の政策を協定して、昭和の新政に獻替せんとするもの、全く内外の情勢に對應すべき必然の歸趨に外ならぬのであります。我國現在の政情に於ては、小黨分立の止むを得ざる状態であります。此現状に即しては、何れかの政黨と聯盟して、以て政局の安定を期する外に途はないのであります。

憲政會と政友本黨とは、その政策に於て、近時著しく近接し來り、協同一致の實を見るべきもの、少からず、その稍異なるものに就きても、調査研究を重ね、必ずやその一致點を見出し得べきを、確信する次第であります。既に、政策本位を以て基調とする以上、その政策の相近きものと、聯盟を締結することは、現在の政情に處する、當然の筋道であつて、かくすることが、實に憲政の常道であると信するのであります。我黨としては、今日まで政友會と提携したことはありませんが、それも一時的限定的のものであります。昨冬の三問題提携の如きも、三黨首會見の結果、打切りとなり、我黨は、本來の政策に立ち返つたことを言明した次第であります。今の時は、區々たる感情や行懸りに拘泥して、進退を遲疑すべき場合でない。我等は雅量淡懷、光風霽月の襟度を持ち、共に春風に座するの思ひを以て、國家の大局に當らんことを、希ふものであります。これ實に、昭和の新政に對する、政黨の當然なる責務なりと確信するものであります。

若槻總裁の演説

憲本兩黨は、第五十一議會に於いて、政策の根本に就いて、略一致する事が出来、國家のため幾多重要な法案を成立せしめました。その後、私として政友本黨の諸君に、入黨の希望を申出でた程兩派の主張は接近して参つて居たのであります。その後、政策以外の問題に關し、いさゝか見解を異にする所があり、暫時兩派の交渉も、中絶して居りましたが、之れも單に、特殊の問題に關すること、政局を拾收して、國家緊急の時務に當るためには、兩派の接近は、遂に必然の大勢となつて参つたのであります。此に於てか先般來、兩派の有志の間に、膝つき合せて懇談を重ねました結果、政策の根本に就て、一致協力し得べき諒解が成立しましたので、こゝに兩派は、堅實なる聯盟を締結して當面の問題を解決し前途の政局を拾收することゝなつたのであります。國家の前途は、今後一層多難たることを覺悟せねばなりません。現に世界の耳目を聳動せる支那の動亂は、人心の變動と環境の推移とに由來せるものであつて、決して、一朝一夕の問題ではありません。我國は、大勢を洞察し、根本を把握し、この間複雑なる關係に處し、日支共存共榮の大策を國際正義の原則に適應せしめねばなりません。斯くの如きは、實に、我國の重大なる使命でありまして、迫らず、騒がず、六千萬同胞の心血を總動員して、これに當らねばならぬ次第であります。我國は、内にもまた普通選舉を前に控へて、政界社會の一變換期に、臨んで居るのであります。社會が進歩して、その機能が分化し、その組織が複雑を加ふるに伴ひ、經濟、産業、金融、諸般の施設に對し、強力なる政治的統制を加ふるの必要あることは、優秀なる現代國家の通則であります。しかして、この

強力なる政治的統制の基礎となるものは、國民の總意でありまして、全國民各階級の希望と欲求とを『レンズ』に收めて、政治意識を確立するものは、普通選舉による議院政治の良好なる運用であります。今兩派の有力者により、立案せられんとする共同政務調査會は、必ずや兩派の理想と、抱負とを具體化し、國家緊急の經論となることを、信じて疑ひません。

床次氏、一
生一度の權
略

如何にも、兩黨の言ひ分は、立派に筋が立つてゐる。小黨分立の場合、政權確保のため即ち、政局安定のため、二黨若くは數黨が、妥協を行ふことは、當然であらねばならぬ。昨は甲黨と妥協し、今は乙黨と妥協することも、餘儀なき場合があるであらう。然れども斯やうな妥協は、動もすれば權略に墮する弊がある。故に床次氏は、主義としては、常に二大政黨主義であつた。實は、此の妥協も、二大政黨の出現を、促進するための、手段であつたと云ふことは、次章に掲ぐるであらう所の『床次竹二郎山に入るの記』で、明白となるのである。然れども、所詮、其れは權略であつた。床次氏、一生一度の、權略であつたのである。此の權略に對する批難に關しては、床次氏は、之れを甘受しなければならぬ。次章に掲ぐる所の、『床次竹二郎山に入るの記』は、之れに對する床次氏の懺悔だ。

(附記) 憲政會との聯盟締結に就いて

拜啓

昭和新政に對する我黨の態度方針に就きては去月廿八日聲明したる通り、専ら國家を念とし、政策を本位とし、區々の感情を抛棄し、從來の行懸りに拘泥せず、新舊の勢力を包容し、天下同憂の士と共に洋勵の誠を致さんことを期する次第であります。

現在の我政界は小黨分立の状態、何れの政黨も單獨内閣によりて政策を實行するといふ實力を持つて居ない、従つて我國では各黨間の政策協定が、聯立内閣の組織が、二者其の一に依るの外、政局の安定を期するとは出来ぬ、こは獨り我國に限られた政情でなく、佛國にも、獨逸にもある事で、『政策協定をなすべき政黨の聯盟』は世界に多くの實例を有する次第である。憲政の理想としては二大政黨の對立にまで政界を利導しなくてはならぬが、さて今日の實情としては、小黨分立の状態に立たなくてはならぬのであります。

既に小黨分立の現實に直面せる以上は、茲に政黨間に於ける『政策協定による聯盟』の生まれ来るべきは、必至の勢と云はなくてはならぬ。若し各黨各派が各自の主張を固執して、一步も譲る所なく、反目嫉視徒に黨争をこれ事とするに於ては、政局は遂に安定するの時なく、國家重要な政務は遂に荒廢するの外なきに至るであらう。

我黨は第五十一議會に於て、國家重要な政策につき憲政會と政策の協定を爲し、自作農地租免除、義務教育費、國庫負擔増額を始め、税制整理、地方制度改善等、幾多の政策を實行したのである。當時我黨の態度を以て、

妥協苟合に失するものなりと非難した向もあつたが、我等は一世の毀譽褒貶を意とせず、國家本位に立脚して民生の福利に貢獻すべき政策の實現を期し、政策を協定した次第であります。

世間の一部には妥協交譲を以て政治上の曲事なりと誤解し、政治は朝野相對して正面衝突の抗争に終始すべきものなりと考ふる者がある。これ等の人々は單に排他的感情にのみ支配されて、政界の實際を無視し、政治の眞諦を解せず、徒に空言壯語一時の快を食ふの徒に過ぎぬのである。苟も實際政治に直接して政務の進展を圖らんとするものが、嚴正なる理由の下に他黨と協調の態度を執ることは、現下の政情に於て素より當然なる行動なりと認めなくてはならぬ。

我黨は第五十二議會に臨むに當りても、前議會と同様、國家本位政策本位によりて邁進し、政府の施設にして其の是なるは賛成し、其の非なるは反對し、其政策にして我黨の主張に合致するものに就きては、協調の態度を持續して之を翼賛すべき覺悟を持つて居たのである。唯朴烈減刑問題につきては政府と所見を異にせる爲め、政策以上の問題として、其の責任を糺彈すべく攻撃の鋒を進めた次第であります。然るところ、この問題は政友會と其意見を同くし、議會の多數によりて論難糺明を行つた結果、我等の主張は遍く上下に徹底し、政府亦自ら覺省する所があつたものと確認さるゝのである。而して形勢の推移は、若槻首相の懇請による三黨首會見となり、昭和新政の局面を安定するため、從來の經緯を裁斷し、紛糾を中止して大喪に服する事となつた次第であります。

斯くして朴烈問題が不信任案の撤回によりて打切られたる以上、一月廿一日我黨議員總會に於て言明せる如く、我黨が再び政策本位の立場に於て前議會同様の態度に出づることは、當然の歸趨と云はなくてはならぬ。

今回の所謂憲本聯盟なるものは、前議會に於ける憲本兩黨の政策協定とは異り、強固なる聯盟の下に、一の政守同盟を組織し、共同政務調査會を設置して、重要政策を協議し、次期總選舉に於て聯盟候補者の必勝を期すべく、相互の地盤を協定せんとするものである。これ實に現下の政局を安定し、國運の進展を圖る上に於て、極めて必要緊切なりと確信したるが爲めであります。

我黨の政策が、全部憲政會と一致するといふ次第ではない、各自黨派を形成せる以上、其の政策主張に幾分の相違あるは已むを得ざる所である。唯大體に於て、近時憲政會の執りつゝある政策の多くが、我黨の主張に接近しつゝあるは顯著なる事實で、これを政友會の主張に比して、そこに若干の距離があることは、識者の明かに認めらるゝ所である。小黨分立の政情に於て二黨の協定を必要とする場合、其政見の距離近きものが一步づゝを歩み寄り、國家のため政策を協定して政治聯盟を組織することは、憲政の要諦として穩健なる進歩なりと確信するのであります。然るに近時世論の一部には憲本聯盟を以て憲政の墮落なり、政權の私議なりと非難攻撃するものがある。されど、我等より之を見れば、これ實に憲政の常道にして、この常道に由るにあらざれば眞の有終の美を濟すことは出来ぬものと確信するのであります。

世間或は今回の憲政會に對する聯盟を以て、政友會に對する情誼に反するものゝ如く考ふるものがある様である。我黨は政友會に對し數回の申合を爲した事は事實である。されど其の申合なるものは何れも特殊の場合に特殊の事項を限定したるもので、未だ嘗て全般に涉る提携を約したる事はない。從て我黨の出處進退を拘束さざるゝが如き點は毫頭存しないのである。

乃ち大正十四年八月四日の申合は(一)政治の公明を期すること、(二)提携は中央政界に於てすること、(三)提

携は野黨の立場にあつて將來個々の問題につきその時々協定する事、といふのである。次に大正十四年十二月五日の申合は(一)政友會との提携は去八月の申合に基くべきは勿論なり、(二)目下具體的問題なしといへども議會中は院内役員より總裁に於て交渉委員を指名すること、(三)常任委員長のこととは追つて定むること、といふのである。

大正十五年十一月三十日の申合は、朴烈問題、不景氣回復問題、綱紀肅正問題について、議會に於て同一行動を執るべく協議の上委員を定むる事、といふのである。而して此申合の成立せむとする過程に於て、政友會側よりは、『政本兩黨は相提携して時局の匡救を期する爲め先づ左の三件に就て云々』との前書を付せんとしたが、我黨は政策を無視して漫然提携を約すべきにあらずと信じ、この前書を拒絶したる次第である。更に又其際外交問題をも政府攻撃の一項に加へむとの議ありしも、我黨は大體に於て現内閣の外交方針を是認せるを以て、之に賛同しなかつたのであります。

これ等の申合は何れも一時的限定的の申合せを意味せるもので、將來の永きに亘りて拘束さるべき提携ではない。従つて今回時局に鑑みるところあり、政策の異同を基準として、新たに憲政會と盟約を締結することは、過去に於ける政友會との申合に對して、何等の支障なきは勿論、我黨は自主獨往、何の憚るなき境地に立つたのであります。

政黨の生命は主義政策である、其の集散離合は、一に主義政策の異同を基準としなくてはならぬ、然るに我國政黨發生の過程を顧みれば、當初何れの政黨も政策本位によりて成立したと云ふよりも、寧ろ人物本位若くは勢力本位から出發したもので、政策の一致から一黨を組織するといふよりも、一個の勢力ある人物を中心とし

て其の傘下に集團を造つたといふ傾向がある。従つて其の離合集散の多くは、感情的に終始し、相對するや仇敵の如く徒に源平藤橘の争を持續し來つたものである。されば今日に於てもこの情勢により、過去の久しきに亘りて敵對したる反對黨と、翻然手を携へて聯盟するが如きは、因襲的感情に於て甚だ快しとせず、衷心之を喜ばざる風がある。されどこれ明かに朋黨と公黨との別るゝ所で、苟くも主義政策を生命とする政黨としては斯る偏狭なる感情に超越し、國家本位の立場に於て、其の所見を同くし、同一の軌道に邁進すべき必要あるに於ては、雅量淡懷、手を把りて共に奉公の誠を盡くすべきである。この間洒々落落光風霽月の襟度を持つることが時代に適應する政黨員の當然なる心事でなくてはならぬのであります。

我黨は三年以前、清新の天地に一黨を樹立してより、國家本位の政策を基調とし、公正眞摯の態度を持し、一切の私情を征服し、積弊を刷新することに努力し來つたものである。彼の區々の感情に束縛され、從來の行懸りに拘泥して進退去就を遲疑するが如き、斷じて與みせざる所である。我黨が茲に憲政會と聯盟せる所以のもの、全く我政界の現情に鑑み、政局の安定を期して、昭和の新政に貢獻せんとする微衷に外ならぬのであります。

以上、憲政會との聯盟締結の事由を述べ我黨員は勿論廣く一般有志に趣旨徹底せしめられ度希望仕候

昭和二年三月十日

政友本黨

昭和二年

第三二 民政黨生まる

——「床次竹二郎山に入るの記」——



(日二月五年二和昭) 說演黨解黨本



(七に邸臺河三) 子秋と氏次床は下 (七に社神日春歳二十三) 子春人夫木錦は上

第三一 民政黨生まる

—『床次竹二郎山に入るの記』—

第五十二議會は憲・本聯盟によりて、平穩無事に終了し、八——九月（昭和二年）頃には、若槻が辭職して、床次内閣が出現するであらうとは、獨り本黨のみならず、世間にも、然う觀測する者が少くなかつた。而かも好事魔多しと言はんか、三月十四日、追加豫算總會に於ける藏相片岡の失言問題によりて、政府は大味噲を付けた。

同日午後一時半頃、渡邊銀行事務渡邊六郎は、田大藏次官を訪問し、當日の手形交換尻三十餘萬圓を決済することが出来ないため、支拂停止の止むなきに至つた旨を報告した。其の時、片岡は豫算總會に於て、震災手形善後處理法案に關し、質問に苦しめられてゐた

片岡藏相失
言問題

最中で、田次官の報告に接するや、『凡そ銀行の破綻を起しました時は、成るべく之れを救済すると云ふことは、當局者として勿論努めなければならぬ。……現に今日正午頃に於て渡邊銀行が到頭破綻いたしました。之れも洵に、遺憾千萬に存じますが、之れに對しまして、預金は約三千七百萬圓ばかりございますから、何とか救済をしなければならぬと存じますが、さて救済をしてやらうとすれば……』と、餘計なことを口外した。

其れも、實際に破綻してゐたのなら兎に角、同銀行は田次官に報告した後、資金融通の途がつき、當日の手形交換は、無事決済したのである。而かも結局、翌十五日から休業することとなり、引續いて左右田、八十四、中澤、村井の諸銀行が休業するに至つた。渡邊銀行の休業は、片岡の失言如何に拘はらず、豫定の事實であつたと云ふ説もあるけれども、政友會は之れを以て、片岡の失言の結果であると難じ、藏相彈劾決議案を提出した。

其れは憲・本聯盟によりて、否決されたが、次に三月二十四日、臨時軍事費決算の討論に際し、新正俱樂部の清瀬一郎が、シベリア出兵費の使途不明の點を指摘難詰し、『シベリア出兵當時に鹵獲せる金地九十六萬圓は、何人が使用したか、國民はよく知つてゐる』

銀行恐慌

と言ひ、『田中大將が……』と論を進むるや、十數名の政友會議員が、演壇上に殺倒して、清瀬に暴力を加へ、刑事問題として起訴されたほどの、大亂闘が演ぜられた。

議會の亂闘問題は、政府に取りて、何でもなかつた。然るに、震災手形善後處理法の通過により、一時小康を呈した財界は、間もなく鈴木商店の破綻となり、同商店に對し五億圓の貸付ある臺灣銀行が窮地に陥つたのである。そこで政府は、同銀行の救済を必要と認め、四月十三日、臨時閣議を開いて、日本銀行の非常貸出、及び損失補償の緊急勅令を發布するに決し、同法案は、同月十五日、樞密院に提出された。

然るに、曩に議會に於て、震災手形善後處理法の審議に際し、政府は、臺灣銀行には何等不安の點なしと稱し、該案さへ成立すれば、經濟界一切の危機を救ひ得ると、確答したのである。而かも議會閉會直後、緊急勅令を發布せんとするは、憲法の精神に反するものであると云ふ批難が起り、十七日、樞密院は之れを否決した。

是に於て、若槻内閣は辭職の止むなきに至り、即日、辭表を捧呈した。而して若槻は、床次内閣擁立に關して、何等の努力も拂はなかつた。當時の情勢として、其餘地がなか

若槻内閣倒壊

つたのであるか、或は初めから、其の誠意がなかつたのであるか、或は其の内約は、安達限りのことであつて、自分の關知する所でないと言ふのであつたか。恐らく、あの場合、後任問題に就て、若槻は口を出す面目がなかつたと云ふのが、真相ではあるまいか。

兎も角、陛下の御下問を拜した西園寺は、電光石火の如くに、田中政友會總裁を奏薦した。斯くて十九日、田中は召されて大命を拜し、翌二十日、新内閣は成立した。

安達が榊田を欺いたのか、西園寺が安達を欺いたのか。將たまた、情勢急變のため、憲・本聯盟は、事局收拾に當る資格なしと、西園寺が認めたのであつたか。

田中内閣成立

二

憲・本合同の相談は、田中に大命が下つた十九日の夜から始まつた。計畫の齟齬に狼狽した本黨は、衝動的に、合同へと突進したのであつた。四月廿三日、憲政會、本黨、新正俱樂部の三派は、聯合懇親會を東京會館に催し、左の申合はせをなした。

非政友三派
聯合

一、樞密院が、偏狹なる憲法論に拘泥して、前政府の勅令案を否決し、遂に、政變を惹起せるは、輿論を無視し、憲政の發達を阻害するものにして、我々の遺憾に堪へざる所なり。

一、政友會内閣の成立後、直ちに財界に未曾有の混亂を生せしめたるは、國家の重大問題にして、深憂措く能はざる所なり。依つて、速かに之が對策を講じ、人心を安定せしむるの必要ありと信ず。

一、前内閣の緊急勅令案に反對したる政友會は、必ずや確乎たる政策を有せざるべからず。然るに財界の現状、寸刻も忽にす可らざるに拘はらず、組閣後一日有半に涉り、無爲無策に空過し、爲めに財界の恐慌を、極度に擴大せしめたるは、現内閣の失態なりと謂はざるべからず。

一、我々は、憲本聯盟の精神を尊重し、益々その結束を鞏固にし、以て、聯盟の最後の大目的に到達せんことを期す。

此の懇親會席上、床次氏は、左の演説を試みた。

昭和新政の政局を、平和に安泰に終始すべく、相互に微衷を致したるにも拘はらず、圖らずも政變を見、引續き財界の惑亂を來し、全國民の經濟生活に、一大脅威を與ふるが如き不祥事を出現するに至りたるは、洵に遺憾の極みであります。

事の起るは、起るの日に起るにあらずして、勿論その由來する所は、遠くして深きものがありませうが、わが財界救済の問題が、政争の具に供せられたことが、その近因を爲して居るものと存じます。樞密院の論議が、政府の實際政策に拘束を加ふるが如き結果となり、遂に政變を惹起するに至りたるは、誠に異例の事にして、甚だ遺憾とする所であります。世間の一部には、これすら一種の政争化にあらずやと疑ふものがある。勿論かゝることは、あり得べからざる筋合であります。それよりも私は、第五十二議會における震災手形法案審議の當時、政友會がその内容を明示せよと迫り、風呂敷包みのまゝ協賛を求むるは不可なりとして、あらゆる策動を逞うして、微妙な

る財界の神経を刺戟し、人心の不安を感せしめたる一事が、今回の大動搖を惹起したる原因にあらずやと思ふ。國家のため、誠に痛嘆に堪へざる次第であります。

政友會は、さきに震災手形法案に反對し、更にまた緊急勅令案に反對したのであります。而かして組閣後、財界は却て甚だしき混亂を加へ、未曾有の恐慌状態に陥り、事態を一層險惡ならしめたる事は、返す／＼も遺憾の次第と存じます。

財界救済は焦眉の急でありまして、こは冷靜に眞面目に考慮し、黨争的感情を去つて處理すべきものであると信じます。唯わが財界の現状をして、惑亂動搖の淵に投せしめたることは、現内閣の責任に重きを加へたるものと信じます。内は、この財界の動搖に加ふるに、外は、隣邦支那の動亂あり、この時局に處するに、力強き政治の實現を庶幾することは、天下の等しく希望する所であります。さきに吾人は、政黨界の現状に鑑み、政局の安定を期することを以て、最重要事なりと信じ、憲、本兩黨の聯盟を結んだのであります。惟ふに財界の安定は、何よりも先づ人心の安定によりて期せらるべく、人心の安定は政局の安定に因ることは、勿論であります。現内閣により

て、果して政局の安定を期し得べきや否や、甚だ疑なきを得ないのであります。諸君と共に協力一致して、時局匡救のため邁進することは、昭和新政に貢献すべき、最大緊要事と確信する次第であります。

床次氏、憲
本合同に躊
躇

斯くて憲・本合同談は、急速度で進んだ。所が床次氏は、頗る躊躇したのである。床次氏の心の友であり、また若槻、濱口の親友でもあつた伊澤多喜男も、『まだ澁柿だ』と言つて、今暫く時機を待つて、合同すべく勸告したと云ふことである。床次氏は餘程迷つたらしく、編者に對してすらも、意見を求められた。編者は『大勢既に決した模様ですから、私の卑見を申上げて、無益でせう』と答へたが、床次氏は、編者が曾て見たことのない嚴肅な態度で、『イヤ、まだ僕が一人残つてゐる。僕の一言で、決するのだ。』と言はれた。編者が如何に答へたかは、茲に書く必要はない。何となれば、床次氏は、唯だ黙々として、聴取されたばかりであつたからだ。

五月二日は、いよ／＼本黨の態度を、決定しなければならぬ日であつた。其の前夜、十

二時頃、床次氏は、幹事長小橋一太を招き、突然『床次竹二郎山に入るの記』なる一文を示した。是れは現に、小橋が秘藏してゐる。

三

『床次竹二郎山に入るの記』は、床次氏が血涙を吞みつゝ、自ら執筆したものであつて、床次氏の政治的生涯を一貫したる精神を知るべく、床次氏の傳記に取りて、最も貴重な記録である。床次氏は、先づ、政黨に身を投じたる動機に就て、叙して曰ふ。――

不肖床次竹二郎胸中を披瀝して茲に斷然政界を隱退するの決意をなせることを、我政友本黨の同志に告ぐ。顧みれば竹二郎少壯にして志を國事に存し、後官途に閱歴して深く感ずる所あり、國家の興隆を圖り憲政の美果を收むるには、自ら其の衝に當りて艱難を避くべからずと確信し、一身を政黨に投じてより既に二十星霜を経たり。顧み

『床次竹二
郎山に入る
の記』

て胸中無限の感慨に堪へず。僕の當初、政友會を選びて入黨せる所以のものは、其の創立の精神と立黨の綱領とに傾倒し並びに黨中多士濟々雲の如く、國家の重を擔任する實行力の旺盛にして堅實なるに推服し、以て驥尾に附して素志を遂ぐべしと爲せるに由る。幸に先輩の推輓を辱くし、入りては黨事の重に參畫し、出で、は臺閣に列し國家に献替する所以のもの、着々として大に成れり。測らざりき大正十年十一月、不肖の最も信服せる原敬氏、突如の死に遭はんとは。

次に政友會の分裂を説き、次第に舊友と背馳し行く、政情の變化を悲しむ。

爾來政友會の黨情變じて吾人の志甚だ行はれず。即ち大正十三年に至り、同志の尙ほ宿昔の志を存する者、涙を飲んで袂を多年の政友と別ち、別に清新の天地に黨を樹て以て憲政有終の美を濟すに貢獻せんことを期するに至れり。吾人何んぞ故らに政友會に背かんや、自ら任じて政友會本來の精神を體すと爲し、名けて政友本黨と號し、舊

友の速かに其の本に反らんことを祈れり。然るに政友會は憲政會と相聯合して内閣を組織し、以て吾人に當り、後之と斷絶して野に下れるも、總裁を黨外より引き來り、革新俱樂部の一部を併合し、漸く其の内容と、執る所の政策とに於て、吾人と相離るゝの度を加ふるに至れり。是に於て小黨分立の情形漸く成り、政局は混沌として定まる所を知らず、第五十一議會以降幾多の複雑せる葛藤を経、諸君と共に具さに辛酸を嘗めて、今日に及べり。此の間吾人は一に國家を本位とし、憲政會に對するも政友會に對するも虚心坦懷、政治の公明を期し政策の實現を念とし慘憺たる苦心の裡に、吾人の志を行ふを得たるは、僕の諸君と共に顧みて大に欣快とする所なり。

次に三黨首申合を述べ、大政友會再建を目ざしたる憲・本聯盟の眞意を叙し、而して、事、志と違ひたる罪を黨員に謝す。言々句々、血涙の結晶だ。

昭和新政の初、吾人が卒先して三黨首の會合申合に同意したるも亦た斯の心に出づ。

新帝即位の大詔を拜して吾人の素志愈固く、國家内外の事益多難なる斯の秋に方りて政局の安定を策するは籍を政黨に置き國政の重に參する者の當さに最善の努力を致し聖旨を奉體する所以なりと思ひ、百事を犠牲とするを顧みず、小異を去りて大同に就くべしと爲し、遂に本年二月本・憲聯盟を締結するに至れり。不肖の志は正に二十年前の如く一貫して變はることなし。一に國家に貢獻し憲政の美果を濟すに在るのみ。三黨對立する今日の如くんば何の時か宿昔の志を成さん。此の如くにして荏苒し長く憲政の軌道を定むること能はずんば、僕何の顔か地下に先輩に見えん。以爲らく今若し憲政會と結びて暫く政局を不動に支持し、相携へて來るべき總選舉に臨まじ、冀くば本・憲二大政黨の實現を見、其の戰を公明にし、權謀を去り苛烈醜惡なる政争を一掃し、野に在る者も亦能く所謂陛下の反對黨たる所以を發揮して相共に皇猷を輔弼し政權の推移を圓滑平穩にし、上は聖明に應へ奉り下は國民をして、歸する所を得せしめ、元老重臣も亦意を安じて獻替するを得、政黨の健全なる發達期して待つべしと、即ち決然本・憲聯盟を策せり。其趣旨、當時の演説に明かなるが如し。竹二郎誤まつ

て諸君の推薦を受けて總裁の地位を汚がし萬斛の苦心を傾注して本・憲聯盟を決意せるもの、諸君恐らく今尚ほ之を諒とすることを信せんと欲す。

然るに第五十二議會の無事終了するや突如財界の不安を捲き起し政府の對策は樞密院の容るゝ所とならず、遂に其の總辭職を見る。僕今、此の間の經緯に就て之を批評するの意なし又敢へて一言を挾まんことを欲せず。然りと雖、竹二郎二十年來の宿志は茲に頓挫し慘憺の苦心は空しく水泡に歸せるを見て、自ら傷み自ら悲しまずんばあらず。不肖は從來諸君の滿腹の信賴を受け、諸君と一心同體常に獨斷專行して、克く諸君の意に副ふを得たり。今、事志と違ひ、最後の計畫悉く挫折し、竹二郎の微力を以てして復如何とも爲すべからざるに際會し、深く自己の重責を懼れずんばあらず。嗚呼願みれば四年以前、本黨を樹立せる既に過てるか。一に國家を中心とし政策を本位とし出處進退穩健着實を旨とし、赫々として人目を眩するの行動を執るを避け、術數を巧みにし謀略を潜かにし、以て渦世に妙處すること能はざりしも亦吾人の失錯なるか。竹二郎が篤鈍魯直、少壯の志遂に酬ひざるが如きは言ふに足らず、爲めに誓死の

政友を過まるに至つては罪萬死すと雖も償ふべからず。

床次氏の苦衷

即ち、政友會分裂以後、床次氏の燃ゆるが如き念願は、伊藤の指導精神を繼承する所の
大政友會の再建であつた。而して、憲・本聯盟の結果、次の政權が、本黨に落ち來るなら
ば、明年五月の定期總選舉に於て、政友會の地盤を奪取し、憲・本二大政黨の時代を、作
り出さうと云ふのが、床次氏の眞の腹であつた。床次氏は、若槻や濱口の人格を信じてゐ
たから、彼等と自分との對立ならば、政争は明朗となり、孰れが朝に立つも、在野黨は、
所謂陛下の反對黨として、安んじて奉公が出来るであらうと、考へてゐたのであつた。床
次氏は、斯やうな意圖を有して、冒險とは知りながら、一生一度の權略を、敢行したので
あつたが、結果は全く失敗に歸した。そこで『事、志と違ひ、最後の計畫悉く挫折し、竹
二郎の微力を以てして、復、如何とも爲すべからざるに際會し、深く自己の重責を懼れず
んばあらず』として、隱退を決心したのであつた。若しそれ、憲・本兩黨合同して、政友
會に對抗する所の、二大政黨の如きは、單に、政權爭奪を念とする者に取りては、意義が

あつたであらうが、大政友會の再建を、念願とした床次氏としては、萬事休すであつたの
である。そこで床次氏は、自ら政界を隱退せんと、決意すると同時に、黨員に對し、最後
の勸告を試みた。即ち、續けて曰く、――

是に於て竹二郎涙を揮つて諸君に訴へんとす。伏して願はくば諸君僕か之を以て最後
と爲し、斷然政界を隱退して山林に入るの決心を爲せるを容認せられんことを。僕が
責を果たす、唯だ此の一途あるのみ。言に臨んで九腸爲めに寸斷せんとす。諸君之を
諒察せよ。僕豈一身を屑とすることを思はんや、僕の決心たる又一意國家に報し憲政
濟美の素志を貫かんとするにあるのみ。私かに思ふに事既に茲に至る、政友本黨を以
て二大政黨の一たらしむるは悉く之を斷念せざるべからず。憲政會と合同して新政黨
を樹立するは憲政會の自ら取捨して離合を決すべき處にして、吾人の誠意は既に最大
限度を盡して餘す所なし。僕の魯直を以てするも進んで自ら之を策し再び諸君を煩は
すに忍びざるなり。從來の事たる、事毎に皆空望に歸せり。今又何んぞ僕が責任を重

加するに堪へん。翻て思ふに政友會は素より吾人の舊友たり。吾人は其の本來の精神を喪へるを惜しみ別に一黨を樹立せりと雖も、今其の志を遂ぐるに能はざるの明かなるに至り、彼の來て我に合するの望なきに於ては、寧ろ拘泥する所なく、多少の障礙と不満足とは之を忍びて、敢然故舊に復するも亦政治家天空海濶の襟度なりと爲すべきのみならず、又勢の已むを得ざるに出づるの行動なりと爲さざるべからず。諸君にして再び政友會に復歸し、曩日の本黨樹立の時の志を改めず、舊友の間に周旋盡力する所あらば、恐らくは其の面目を一新して政友會本來の精神を發揮するに至るも亦期して待つべからん。此の如くにして政友會をして其の大を成さしめ、再び國家の中堅となり能く政局を安定することを得ば、國家の至幸、之に過ぎたるはなし。今政友會は偶々廟堂に立てりと雖も、僅かに衆議院の三分の一を制するに過ぎず、諸君にして擧つて之に加はらば、再び往時の大政友會を實現し、長く政局を支配することを得べけん。僕は衷心自己の政治家としての理想と經驗とよりして、二大政黨の實現を必要なりとし、又内外の政情は政局の安定を以て根本の急務と爲すことを確信す。唯だ

從來の纏綿せる事情は僕一人を以て之を實現するの障礙と爲すに似たり。僕深く一身の責任を省みて罪を諸君に謝せざるべからず。士の同志に報する死も亦辭せず、隱退の如きは何かあらん。僕の政界に馳驅する既に二十年、駑鈍を盡くして屢々國家の重寄に居ることを得たり。今にして田園に歸る何の悔か之あらん。微力にして其の志を遂ぐるを得ざりしを悲しむと雖も、竹二郎一人政界を隱退するを以て僅かに能く憲政濟美の道を開くの端緒を成し、諸君に依りて其の大成を期することを得ば、僕が素志初めて酬ひ、衷心の満足之に過ぎたるはなし。僕決して諸君に背かじ、一片胸中の赤誠、唯だ諸君が自由に政界に奔走して政局を指導するの宿望を全ふし、政治家たるの本領を發揮し、以て從來本黨立黨の精神を成し、溯て舊政友會創立の目的を遂げんとを冀ふのみ。僕多年諸君の交を辱くし、諸君の人物を熟知せり。九十人中其の人物資質能く天下に號令するに足るの士に乏しからず。竹二郎豈僕一人の故を以て之を犠牲とするに忍びんや。僕の去る唯だ國家の爲に棟梁の人材を愛惜するに在るのみ。別に臨みて諸君の健康を祈り、益々奮勵努力、國家の興隆と憲政の發達に貢献せられ

んことを望むや切なり。

床次氏は歴史、傳統を異にせる憲政會と合同しようなどは、憲・本聯盟の當時から、毛頭考へたことはなかつた。床次氏の理想が、憲・本二大政黨の對立にあつたことは、前に述べた通りである。故に本黨を解體するの止むなきに至つた以上は、寧ろ故舊と交を溫め、政友會内に在りて、其の所信の實現に努力する方が、憲政會と合同するよりも、意義があると勸むるのであつた。而して此の文章は、何人の手傳ひもなく、床次氏自ら、一氣呵成に書き上げたであらうことは、其の章句の素人嗅いことで、知ることが出来る。

四

小橋も、床次氏に同情しないではなかつたが、何しろ其の時は、既に、憲・本兩黨幹部の間に、合同準備としての、新黨俱樂部を結成する内議が決定し、今更、後へは退けぬ所

に來てゐたので、小橋は百方、床次氏を説き、やつとの事で翻意せしめた。

五月二日、本黨は午前、午後にわたり幹部會、相談役會、支部長聯合會、議員總會を開きて、新黨俱樂部に参加することを決定し、床次氏は、左の演説を試みた。

床次氏、合同決意

近時新政黨組織の計畫あり、着々進行中でありますことは、舊來の既成政黨を解體し廣く人材を集め、大同團結によりて、力強き政黨を造らんとするもので、一切の舊套を去り、新たなる氣分をもつて、日新の大勢に對應せんとする計畫で、乃ち、政黨の根本的改革を行はんとするものであります。我黨は今より四年前、黨弊を一掃して人心を新たにせんがため、一黨を樹立したもので、乃ち、今回の新黨組織は、その趣旨において、全く我立黨の精神と、一致するものであります。特に普選に直面し、政界革新の時に臨み、新黨の樹立は、意義ある計畫なりと信じます。

床次氏は、憲・本聯盟の失敗の罪を負ひ、黨員の犠牲となつて、憲政會と合同するべく

決心したのであつた。

床次氏の詠みたる歌。――

日向の大西郷の落ちし地に建碑の事を聞き

なるまゝに身を若人にまかせつゝこゝに來にけむ君をしおもふ

十二歳で慈母に別れた末子秋子は、病床に臥し、重態に陥りつゝあつた。

秋子病む

五

第五十三議會

財界大恐慌對策のための臨時議會（第五十三議會）は、昭和二年五月三日を以て召集され

た。憲・本兩黨は、尙ほ各獨立のまゝ、別に、議院内に於て新黨俱樂部を組織し（新正俱樂部

と無所屬から各一人参加）、三日事務局に届出でた。所屬議員二百三十人、政友會の百六十六人に對し、壓倒的の多數であつた。

本黨中、元田肇、川原茂輔、森田正義、上原好雄、中村四郎兵衛、宮崎友次郎、井出繁三郎、山谷徳治郎、田中文次、高木第四郎、中山貞雄の十一人は、合同に反對して、元田は無所屬に入り、他の十人は、昭和俱樂部を設けた。

五月九日、新黨俱樂部は、左の如く準備委員を設けた。

新黨樹立準備常務委員

一柳仲次郎 濱口雄幸 原脩次郎 原田佐之治 本多貞次郎 富田幸次郎 田中隆三 俵孫一 中
原徳太郎 中西六三郎 熊谷五右衛門 八木逸郎 町田忠治 松田源治 降旗元太郎 小橋一太
小泉又次郎 安達謙藏 榊田清兵衛 櫻内幸雄 鈴木萬次郎

同 幹 事

沼田嘉一郎 兼田秀雄 加藤鯛一 津崎尙武 永田善三郎 工藤鐵男 山榊儀重 福井甚三 櫻井
兵五郎 志村清右衛門 清水長郷 平井光三郎 平川松太郎

創立趣意書、宣言、政綱、黨則起草委員

民政黨生まる

昭和俱樂部

新黨樹立準備委員

岩切重雄 中村啓次郎 永井柳太郎 中野正剛 江木翼

秋子永眠

五月十二日午前一時四十分、秋子は、遂に永眠した。十九歳であつた。喪は祕せられて、新黨組織は進められ、十三日、準備常務委員會は、新黨を『立憲民政黨』と稱するに決し、翌十四日、立憲民政黨創立趣意書を發表した。其の一節に曰く――

立憲民政黨
創立趣意書

世界の進運は、年々に速度を加へ、環境の變化は、絶えず幾多の新問題を提供する。我が國は、憲政を布きて四十年、過去を顧み、現狀に即し、今や普通選舉の實施と共に、國民的一大飛躍をなし、外は、世界の進運に寄與し、内は、國務の變局に善處せねばならぬ。併し、内外重要な時期に際會し、之に相應する大飛躍をなすには、一定の順序を追ひ、進むありて、退くなく、一步は一步よりその力を増さねばならぬ。吾人が新政黨の創立を提唱するは、正に政治を基礎として、秩序ある局面展開を實現せんが爲めである。新政黨を名づけて立憲民政黨といふ。國體の精華に鑑み、一君萬民の大義を體し、國民の總意によりて、責任政治の徹底を期するものである。抑々、複雑なる現代の社會組織には、正義に基く政治的統制が必要である。その強き政治上の力は、國民の總意を象徴し、國民に對して責任を負ふものでなくてはならぬ。乃ち、吾人は普通選舉により、全國民の

要求を帝國議會に集中し、君主統治の下、政治上に徹底せる、議會中心主義を、確立せんことを要望する。

右の中『君主統治の下』なる一句は、特に床次氏が加筆したものである。

秋子の葬儀

十六日、秋子の死は發表され、悲しき葬儀は、十八日に行はれた。床次氏は一昨年(大正十四年十二月)には、鈴木奈良縣知事夫人であつた長女春子を亡ひ、今また、政友本黨没落の折りも折り、最愛の末子を失つたのである。今は正面の政敵たる舊友望月圭介は、床次氏を弔問して泣いた。

六

民政黨總裁
問題

新黨の總裁は、大會に於て公選することになつたが、憲・本兩黨幹部間に、濱口を推すべく諒解成立し、本黨は五月十九日、所屬の準備常務委員會を開き、協議の結果『床次總

民政黨生まる

九二九

裁は自分には何等求むる所ないから、憲政會側が濱口を推すなら、其れでよろしい』と承諾した旨を發表した。今更、床次氏に何の意見があらんやだ。床次氏は常に諦めがよかつた。内心は不満でも、一旦斯うと決心した以上は、決して愚痴を言はなかつた。

二十三日、準備常務委員、幹事、起草委員の聯合會を開き、總裁問題に就いて協議したが、憲政會所屬永田善三郎は、左の如き意見を述べた。

總裁は名實共に公選とするのが立黨の精神であり、既に天下に聲明したところであるが、兩黨共、現に總裁を有し、其の一方の總裁たる若槻氏が辭退した以上、一方の總裁たる床次氏を推すのが當然ではないか。斯くして若し床次氏も辭退したならば、其の場合に、黨外からなり、黨内からなり適當の人材を選択するのが順序であらうと思ふ。

之れに對して安達謙藏は『若槻君は既に辭退され、床次君は白紙で、一陣笠として參加する旨を言明されてゐる。この床次君の態度には、天下の同情集まり、また吾々も床次君の崇高なる人格に敬服してゐる次第である。床次君が斯く言明されてゐる以上、要するに

床次君も受諾せられないと信じたのである。』と答へ、多少の議論はあつたが、結局、濱口を推すことに決した。

政友會の高橋は隱退して、莫大の資金を用意した田中が、之れに代つた。貧乏な若槻と床次氏は、第一線から退いて、財閥の後援ある濱口が、第一線に進出した。田中も大人物であり、濱口も人格者であつたが、兎に角、財力は、政黨に必要であつた。二十六日、準備委員總會（兩黨代議士全部）は、満場一致、濱口を推戴するに決し、小泉又次郎、松田源治、原脩二郎、小橋一太の四人を交渉委員として、濱口に總裁就任を請ひ、濱口が承諾したので、六月一日午前、兩黨は各々解黨の決議を行つた。解黨に際して試みた床次氏の演説は、――

床次氏、本
黨解黨の辭

我黨は、國家主義政策本位の信條の下に、黨弊を矯正し、政治の公明を企圖して、生れたものでありますから、立黨以來、終始中正の態度を恪守して奮闘を續けました。議會毎に、我黨のこの信條の發現によりて、國家のため幾多必要なる政策が確立せら

れ、よく時局の安定に貢献したることは、既に世間周知の事績であります。時論は小黨の分立に満足せず、又新選挙法の實施に直面して、因襲より脱却したる新黨の樹立を、欲求するに急なるものがありまして、我黨内にも憲政會内にも、更に兩黨以外の政派にも、政友會内閣の成立に促がされて、新黨結成の聲が、頓に高調しましたのは、正に時代の要求であると信じます。それ故に私は、逸早くこれに賛成の意を表しました。幸ひ熱心なる諸君の御盡力により、事情最も困難なりと見えたる我黨に於て、さしたる動搖なく、いよいよ日本の結黨式に臨むことを得る、準備の整ひましたことは、衷心欣幸と、感謝の念に堪へぬのであります。

民政黨役員

斯くて同日午後、立憲民政黨は結黨式を挙げ、(附記)宣言、政綱を決定し、役員を左の如く選定した。

總裁 濱口雄幸

顧問 若槻禮次郎 床次竹二郎 山本達雄 武富時敏
總務 安達謙藏 町田忠治 榊田清兵衛 小橋一太 小泉又次郎 松田源治 原脩二郎
富田幸次郎 八木逸郎 齋藤隆夫
幹事長 櫻内幸雄

(附記) 民政黨宣言

立憲民政黨は、外交において國際正義を高調する。國際正義は、通商、經濟、土地、資源に關する國際原則の上に之れを具體化し、以て世界平和の基礎とせねばならぬ。わが國民は、その存立を確保して、世界の進運に寄與すべき貴き使命を自覺する。吾人は、現代人類の間に磅礴たる正義の精神を把握し、國を擧げて道を行ふの決意を固めねばならぬ。立憲民政黨は經濟、金融、産業資源を國家の意志によりて整調し、自由競争の能率を善用して、社會公衆の福利に合致せしめんことを要求する。整調せずして干渉し、自立せずして依頼するは、政治經濟上の通弊である。生産は之を合理化して、その能率を高め、分配は之を社會正義に則りて、都市農村にわたる國民生活の不安を去り、社會共存の原則を樹立して、階級鬭争の禍根を除くは、政治の重き使命である。

立憲民政黨は、時代の趨勢を察して、教育を刷新し、日新の社會に處し、品性あり實力ある國民を養成せんことを要求する。夙に、眞理を渴愛するの精神を鼓舞し、一面、固陋な思想の拘束を除き、他面輕薄な妄斷の習癖を去るのは、所謂思想善導の眼目である。就學上の機會を均等にすれば、國民教育の要諦である。模倣詰込

の弊を排し、獨創自發の力を養ふは、潤達有爲の個性を長ずる所以である。立憲民政黨は、斯くの如くして教育制度を改善すると共に、社會を學園となし、經驗を師友となさしめんが爲め、社會と學校との聯絡を緊密ならしめんことを主張する。

立憲民政黨は、内部の組織に於て、役員公選の原則を確立し、役員は黨員の信頼を受け、責任を明白にして黨務を遂行する。斯くて立憲民政黨は、政界積年の弊竇を打破し、黨員の總意により、公明の發動に出づべき體系を完備する。

昭和三年

第三三三 民政黨を脱す

—松本剛吉との経緯—

第三三 民政黨を脱す

—松本剛吉との経緯—

議會解散

第五十四議會は、首相の施政方針演説、外相の外交報告演説、藏相の財政演説を終つた後、一言の質問を發する隙もなく、直ちに解散された。昭和三年一月二十一日。總選舉は二月二十日を以て行はれた。日本最初の普通選舉である。結果左の如し。

政友會	二一九	四、二六〇、一五八票
民政黨	二二七	四、二六二、五八〇票
無産黨	八	四一七、一三〇票

(此の内譯、社民四、日勞一、勞農二、地方無産一)

民政黨を脱す

三州兩縣の結果

民政黨を脱す
 實業同志會
 革新黨
 中立 (明政會七)

四
 三
 一五

九三八
 一七二、〇七四票
 一〇二、九九八票
 五九一、八一四票

三州兩縣の結果は、――

鹿兒島縣

第一區 (定員五人)

一八四七八 床次竹二郎 (民)
 八六五五 岩切重雄 (民)
 八〇七五 藏園三四郎 (民)
 七七〇八 原耕 (民)
 七四二九 岩川與助 (中立)
 六二三八 春島東四郎 (民)
 五六五一 井上知治 (民)
 五二八六 前田兼寶 (民)

四一六一 中村嘉壽 (民)
 二九八四 長井正太郎 (民)

第二區 (定員四人)

一四三四九 東郷實 (民)
 一二九九三 寺田市正 (民)
 七四七八 赤塚正助 (民)
 七〇六七 崎山武夫 (民)
 五二〇〇 平島達夫 (政)
 四五二九 井上徳命 (中立)

三五二四 窪田文三 (民)
 二四六七 天辰正守 (勞農)
 二一六〇 松下禎二 (中立)

第三區 (定員三人)

九五六〇 英義彦 (政)
 八六〇〇 津崎尙武 (民)
 八四二二 永田良吉 (政)
 七七三七 久留義郷 (民)
 四五一九 宮原清二 (民)
 三三六四 前田郁 (政)
 三一五六 山元龜次郎 (勞農)
 三〇三一 吉川前友 (政)

一一、二五〇 水久保甚作 (民)
 一〇、六一四 矢野九治 (政)
 九、三四三 陣軍吉 (民)
 八、一三九 坂本藤八 (政)
 七、六七四 坂梨哲 (政)
 六、九六六 津留雄三 (民)
 一、六九八 菊地秋四郎 (政)

宮崎縣 (定員五人)

一六、九七四 二見甚郷 (民)
 一四、〇〇二 鈴木憲太郎 (民)
 一三、四三一 三浦虎雄 (民)

民政黨を脱す

民政黨は十三名を減じ、難攻不落と思はれた床次王國にも、輝が入つた。政友會は五十名を増し、兎も角、第一位を獲得したが、尙ほ過半数に達せず、而かも民政黨との差は僅か二名であつた。

キャスティング・ヴォートは、鶴見祐輔等七名の明政會に掌握され、彼等は『右に既成政黨を撃ち、左に無產政黨を斬る』と叫び、大見榮を切つた。

特別議會(第四十五議會)は四月(昭和三年)二十日を以て召集され、議長選舉に於ては政友會の元田肇が、僅か二票の差で當選し、副議長には、革新黨の清瀬一郎が、民政、無產の支持を受けて當選した。

二十七日、尾崎行雄(無所屬)提出の、内相彈劾を含める政治國難決議案と、民政黨提出の、内閣彈劾案が、緊急上程されんとしたが、偶々、民政黨の鈴木富士彌の發言(田中首相が總選舉の結果に就いて、虚偽の上奏をしたと云ふ詰問)から、議場混亂に陥り、到底拾收の道なく、休憩のまゝ散會となつた。

翌二十八日、いよいよ政治國難決議案が上程され、尾崎が提案理由を説明して降壇する

や、直ちに三日間の停會詔勅が降つた。

此の停會は、無論、政府の、反對黨切崩しのためであつた。是に於て、民政黨は、所屬議員を各縣別に分ち、院外團員に護衛せしめて、熱海、伊東、湯河原、東京近郊の花柳地等に、分宿せしめ、所謂『鐘詰』を行つた。政友會でも、所屬議員の旅行を禁止し、其の住宅には私服巡查を派して見張らしめた。議會始まつて以來、斯やうな激戦——と言ふよりも醜戦は、例がなかつた。

三日間の停會は、形勢に何等の變化も與へず、政府は、更に、三日間の停會を奏請した。

内閣總辭職か、議會再解散か、二つに一つの外なからうと見えたが、辛つと、明政會と政府との間に妥協が成立した。其れは、鈴木内相が辭職する代はりに、明政會は民政黨の内閣彈劾に、反對すると云ふ條件であつた。

斯くて五月四日、鈴木内相は辭職して、田中首相が一時之れを兼任した。そこで明政會の動議によりて、政治國難決議案中の『故に本院は之れを(内相)彈劾し、その處決を促す』

を『故に本院は、將來此の如き非違を、再現せしめざらんことを期す』と修正し、多數を以て可決された。

豫算案に關しては、五日の豫算委員會に於て、政友會側から、質問打切りの動議を提出するや、賛否同數のため、委員長の裁量によりて、打切りに決し、引續いて採決に入らんとするや、民政黨側は慣例を楯に、之れに反對し、紛擾の末、民政黨委員は、無産黨委員と共に退場したので、政友會委員だけで採決を行つた。

六日(議會最終日)、豫算案は無事通過し、次で民政黨の内閣彈劾案が上程されたが、明政會の妥協後、議場は隋氣滿々の状態となり、休憩また休憩で、遂に審議未了となつた。

二

尾崎行雄が三大國難と叫んだ如く、思想界は滔々と惡化して、日本共產黨事件となつた。經濟界は世界大戰後の打撃と、大震災の創痕とが、尙ほ癒えずして、銀行の大破綻と

なつた。政治界は山縣、松方の二元老逝き、原、加藤の兩黨首の死後、官僚も政黨も、迷へる仔羊の狀があつた。眞に、日本は、一大試練に直面したる歎があつたのである。

此の時に當つて、議會の醜狀、混亂と政局の不安定は、前述の通りだ。常に國家を以て念とする床次氏が、如何に、之れを憂慮したであらうかは、言ふまでもない。此の時から床次氏の第三黨樹立の心は、動き始めたのではないかと思はれる。

床次氏は民政黨の領袖だ。政局の不安定を憂ふるならば、民政黨の擴大、強化にこそ、努力すべきであつた。——と云ふのも、一理である。然れども床次氏は、脱黨聲明書に述べたる如く、『民政黨にして少しく有利に局面を誘導せんか、政友會は立所に敗れん、然かも政・民兩黨、その地を換ふるも、亦結果は同一のみ。然り而して、かくの如き政局の不安は、必ずしも議會の解散に因りて一掃し、整理し得べきものにあらず。』——と考へたのであつた。

而して、床次氏を斯やうな心境に導いた所の、有力な副因があつた。寧ろ、下地(シタヂ)と言つた方が適切であらう。茲で今一度、『床次竹二郎山に入るの記』を讀み返して

床次氏の心境

貫ひたい。之れを讀む者は、床次氏が如何なる氣持で、民政黨内に日を送つてゐたかを、推知するであらう。また床次氏の原敬に對する思慕と、大政友會再建への熱意が、或時は意識的に、或時は潜在意識的に、常に床次氏を動かし、或は動かさんとしたであらうことを、想像し得るであらう。のみならず、政友會の舊友と、深刻苛烈の争闘を行ふことは、床次氏の堪へ難き苦痛であつたに違ひない。往年の政友會分裂騒ぎに於ける床次氏の氣持は、政友會を憎いと思つたのではなく、政友會廓清のため、即ち、愛黨のための争ひであつたが、今回は、多年の政敵であつた憲政會と結んで、多年の同志であつた政友會と、餓虎の肉を争ふ如き、血みどろの争闘を行ふのである。『あゝ厭だ』と、床次氏が心に泣いたであらうことは、編者にはよく解かる。後に詳はしく書くであらう如く、床次氏が岡田内閣に入り、議會解散の止むなき情勢にまで行詰つた或日、編者は床次氏の自働車に同乗して、議院まで行つたが、其の車中で、床次氏は議會解散の決意を語り、『何しろ、舊友の首を斬るのが、一番苦しい。嗚呼、僕は長いこと苦勞をしたよ。』——と言つて、幾度びも幾度びも、沸き出づる熱涙を、ハンカチで拭いた。『長いこと苦勞をした』と云ふ意味

は、單に政戰の苦しみを言つたのではない。政友會を愛して考へた精神が、常に理解されないで、逆に舊友と戰ふ運命に陥つた苦しみを、慨歎したのである。

床次氏は、或時は、錦江の冷かなるが如くに、理を守つたが、或時は、櫻島の燃えあがる如くに、情に殉じた。所詮、床次氏は繩墨を以て測るべく、餘りに偉大であつたと言ひ得ないならば、餘りに人間的であつた。

然れども、政治家の進退は、名分を正さなければならぬ。若し支那問題が起らなかつたならば、床次氏の民政黨脱黨の決意は、容易に定まらなかつたに違ひない。恐らく、脱黨しなかつたであらうと思ふ。

三

是れより先、支那動亂の餘波は、在留邦人の生命、財産を脅かし、若槻内閣の末葉、慘虐極まる南京事件、漢口事件等が起つた。而して此れ等事件に對する幣原外相の外交は、

餘りにも軟弱であるのみならず、常に軟弱であるが故に、此れ等の事件が續發したのである。——と云ふ批難があつた。田中内閣は之れに鑑み、禍を未發に防ぐ目的を以て、昭和二年五月、山東に出兵した。

然るに、之れに對して、北京、南京、武漢の三政府は、我に抗議を提出し、日支間の摩擦を激化した状態となつたので、我が政府は、八月三十日、『山東地方の事態安定に伴ひ、當分邦人が戦亂の禍を受くる虞なし』との理由を以て、撤兵聲明を發した。

所が、翌昭和三年四月、蔣介石の北伐軍が山東に侵入するや、在留邦人に危険の懼れがあつたので、政府は、再び山東に出兵するの、止むなきに至つた。果然、濟南に入城した蔣介石軍は、邦人家屋の掠奪を行ひ、爲めに日支兩軍の衝突となつて、五月十一日、我軍は濟南を占領した。

斯くて我が軍憲は、直ちに支那軍憲に對して、軍事的解決の交渉を開始したが、支那の慣用手段たる曠日彌久で、交渉はなか／＼進捗しなかつた。

其處にまた、張作霖爆死事件が突發した。六月四日の事である。我が政府は、滿洲の動

張作霖爆死

搖を憂ひ、林奉天總領事をして、作霖の嗣子學良に對し、好意的に、東三省の保境安民主義を確守せんことを忠告し、特使として林權助をも派遣した。

南京政府は、之れを以て、日本が支那の内政に干渉するものとして反抗した。其れは怪しむに足らぬが、日本の民政黨も、また同様に、所謂内政不干渉主義によりて、囂々と政府攻撃の聲を揚げた。床次氏は民政黨の最高顧問の一人であつたとは云へ、同黨の外交方針は、一に幣原の指導によりて決定せられ、滿洲に對しても、支那本部に對すると同様に内政不干渉主義を執つたのである。然るに床次氏は、滿洲を以て、帝國の生命線としての、特殊の意義を有する地域となし、單に帝國既得の權益を確保するだけの、消極的立場に停止せず、既得權益の、健全なる運用の前提條件として、同地方の恒久平和状態の確立と云ふ根本義に立脚し、所謂『保境安民』のためには、帝國は、積極的行動に出でなければならぬと云ふ意見であつた。故に床次氏の考へとしては、學良に對する政府の忠告は機宜に適したものであつたのである。のみならず、外交問題を政争化せんとする所の、民政黨の態度に對し、床次氏は、大いに不満であつた。

民政黨の對
支方針と床
次氏

而かも民政黨の外交攻撃は、益々熾烈を加へ、六月二十一日、左の決議を發表するに至つた。

民政黨聲明

一、近年支那は、國內の兵争相繼ぎ、秩序大いに亂れ、外國人の、條約上享有する各般保障の侵犯せらるゝもの、益々多きを加ふるの狀あり。この際政府が、同國の各地方において、極力我居留民を保護し、我權利利益を防衛するは、その當然の職責に屬す。たゞその目的を達するの手段については、或は外交の常道によりて、支那官憲と熟議協商し、或は我居留民に諸般の便宜を供與して、短期間これを附近の安全地點に集中避難せしむるが如き、畢竟地方の情形と事態の緩急とに應じ、自ら禍根を將來に残さざる、臨機適切の辨法あるべし。軍隊の派遣は、全局の利害を商量せる、最後の手段ならざるべからず。

二、今春、濟南方面の事變に當り、政府の取りたる手段に至りては、吾人は、當初よりその所見を異にせり。政府が他に何等の方策を盡さずして、突如兵を同地に進むるの處置に出でたるは、甚だしき輕舉妄動なりと認む。然れども政府既に我居留民の現地保護を聲明して、出兵に決したる以上その目的の達成に、違算なきを期せざるべからず。しかもこれが宜しきを得ず、現に同地において、我軍隊の出勤に拘らず、本邦人にして支那兵のために財貨を略奪せられたる者、隨所に頻出し、殊に悲惨なる虐殺凌辱に遭ひたる者、十數名に上り、政府の聲明せる出兵の目的は、これを完

くするを得ざりしのみならず、本邦人の經濟的活動は、今やその基礎を破壊せられて、近く復舊の兆なきに至れり。政府は、我居留民保護の途を誤りたる、重大なる責任を免るゝことを得ず。

三、本件出兵は、政府の舉措如何に失當なるも、從來しばしば例證せられたる支那軍隊、並に不良分子の暴行に對し、我居留民を保護するの目的に外ならざる以上、我行動は、固より何等公法又は條約の違反を以て、目せらるべき理由なし。支那官憲は、その軍隊兵員の慘虐なる罪跡に付、全然之が責に任せざるを得ず。宜しく先づ當該地方において、外人生命財産の安固を確保せんが爲速にその施設を完備し、その能力を實證すべし。政府は、支那官憲が、その責務を盡すの誠意、及び努力に満足すべきものあるを認むるに於ては、直ちに同地方の撤兵を斷行すべきものとす。

四、東三省においては、我國は、毫も同地方の領土的現状を變更せむとするが如き意圖を、包藏せざることいふをまたず。目今、隣邦の不幸なる混亂状態に乗じて、何等政治的策動を試みむとするが如きは、斷じて我國論の容認せざるところなり。唯我國が同方面における支那の領土保全、並に富源開發のため、協力貢獻し來れる多年の歴史と、現に我國の正當に享有する權利利益の、極めて緊切且重大なる事實とは、支那國民においても、十分これを認識し、これを尊重すべく、政府また慎重なる用意をもつて、同地方に於ける事態の推移を監視し、如上の趣旨を貫徹せむが爲、強固なる決心と、萬全の方策あるを要す。

五、支那時局今後の發展は、未だ俄に豫斷するに由なしと雖も、吾人はその最近の情勢が、國內の

和平統一に向つて、一步を進めたるの觀あるを喜び、同國民の、これを希求する努力の成功を、祈るものなり。吾人は、支那が、内、庶政を改善し、外、國際信義を尊重し、もつて、列國間における正當なる地位を、確保するに至らんことを、希はざるを得ず。吾人は友邦支那の内争に干渉し、その一黨一派に偏倚することを排除すると共に、支那全國民の福利に寄與すべき友好的協力は、及ぶ限りこれを提供するの覺悟あるを要す。

六、熟々、對支外交に關し、政府のなす所を見るに、確固たる信念なくして、徒に聲を大にし、善後の成案なくして、みだりに事を起すを常とす。滿蒙交渉然り。山東出兵又然り。その結果、局面の發展に伴ひ、幾多の障害に逢着して、進退兩難に陥り、在支本邦人の地位、又、益々不安を加ふ。殊に近來、政府が内政問題の彌縫に急にして、外交案件の商量を怠り、爲に失態續出、國家の前途に累すること大なるものあるは、吾人のまことに深憂に堪へざる所とす。これ吾人が現内閣の對支外交に、信賴すること能はざる所以なり。

右決議の原案には、張學良に對する政府の忠告を、批難する章句があつたが、床次氏は之れに反對し、『政府また慎重なる用意をもつて、同地方に於ける事態の推移を監視し云云』の如くに、緩和したのであつた。然るに、黨内の多數は之れを『骨抜き』と罵り、聲

明をやり直すべしと云ふ議論が、囂々として起つた。

四

民政黨は、今や、支那問題を政争の武器として取上げ、且つ其の主張は、床次氏の意見と、全然相容れないものであることが、明白となつた。是に於て、床次氏は、いよく、第三黨計畫に乗り出したのである。

七月六日夜、床次氏は品川驛から出發して、沼津に下車し、其處に一泊の後、翌七日、自動車を驅りて、興津に西園寺を訪問した。此の訪問は、極秘に行はれ、歸途は沼津から小田原に出で、小田急で新宿に下車し、自宅から自動車を招んで、三河臺に歸つた。

此の會見の内容は、知るを得ざるも、床次氏が對支問題に就いて、西園寺に意見を開陳したことは確かである。

西園寺は、大體に於て、幣原外交の支持者であつたかのやうに思はれる。少くとも、世

間では然う云ふ評判であつた。然るに床次氏の意見は、脱黨聲明書に明かなる如く、南京政府の國民統一に對し、積極的に援助を與ふると同時に、東三省に關しては、張學良の保境安民を援けて、我が既得權益を、確保するのみならず、一層深き關係を結ぶべしと云ふのである。其の邊の機微は、聲明書に書くわけに行かなかつたであらうが、露骨に言ひ得たならば、今日の滿洲國（事實上の）を、南京政府の承認の下に——南京政府の國民統一を援助する交換條件として——建設せんとする企圖であつた。床次氏の意見が行はれたならば、滿洲事變も、支那事變も、起らなくて済んだわけだ。

當時に於て、斯やうな意見が、西園寺に喜ばれたか何うか。寧ろ、無鐵砲と思はれたかも知れない。床次氏も、西園寺の外交方針に就いては、豫て聞いてゐた筈であるから、西園寺に賛成を求むるつもりで、訪問したわけではなかつたであらう。唯だ、國家の元老たる彼に、自己の所信を告げ、自己の行動に對して、誤解なからしむることを、必要と認めたのであらうと思ふ。之に對し、西園寺が、如何に答へたかは知らぬが、最後に『國家のため自重自愛せられよ』と、言つたと云ふことである。併し是れも、型通りの挨拶以上の

床次氏の對
支意見

意味は、なかつたであらう。他の責任ある政治家達が、彼の諒解を求めたと言はるゝのも、多くの場合、恐らく斯んな風ではあるまいか。

脱黨決意

床次氏の民政黨脱黨決意は、此の西園寺訪問から、同月三十日までの間に、固められたのである。

民政黨の第一聲明書は、憲政系の江木翼と、本黨系の小橋一太が委員となつて、起草したもので、床次氏が之れに修正を加へたことは、前に述べた通りである。所が、此の第一次聲明は『骨抜き』であると言ふ批難が、黨内に起つたので、聲明をやり直すこととなり、今度もやはり、兩系から、安達と小橋が起草委員となつた。然るに床次氏は、七月二十二日から、北海道遊説に出かける豫定であつたから、委員は、大體の骨子に就いて、床次氏の同意を求めたのであつた。併し床次氏としては、最早、聲明書の如きは問題でなかつた。床次氏は、根本的に、民政黨幹部と意見を異にし、且つ、外交の政争化自體に、不満であつたからである。斯くて七月二十六日、民政黨は左の如く、第二次聲明書を發表し、政府の張學良に對する忠告を、露骨に攻撃した。即ち民政黨は、東三省に於ける我が

既得權益を確保せんとするに止まり、保境安民と云ふが如き、内部の政治組織に容喙するのは、支那の和平統一を妨ぐる嫌ひがあるから、斯やうなことは、慎しむべきであると云ふのであつた。今日より之れを見れば、實に隔世の感がある。

民政黨の第二聲明

一、日本政府は大正十五年十一月十日北京外交部に宛てたる覺書において日支通商航海條約第二十六條の解釋並に同條約改訂問題に對する我態度に關し的確に所見を宣明せり。今や同條約改訂交渉期既に経過せるに拘らず、我國が尙改訂の交渉に應ずるの意思を有し、かの同條約第二十六條の限定する税目並に通商事項以外にわたりてもこれを商議の題目とするを辭せざるは、これ一に支那の正當なる國民的宿望の貫徹に對し出來得る限りの機會を與へんとする我好意に外ならずして、何等條約上の義務を承認するものにあらず。然るに支那國民政府が一方的意思をもつて同條約の失效を宣し、壇に臨時辦法をもつて兩國の關係を律せんとするが如きは、我好意を了解せざるのみならず國際信義を無視するの甚しきものにして吾人の斷じて認容する能はざる所なり。吾人は本年六月二十一日我黨總務會決議事項中に聲明せる如く、支那が内庶政を改善し外、國際信義を尊重し、もつて速に列國間における正當なる地位を確保するに至らんことを望みてやまず。

二、東三省と國民政府との關係に付、今次張學良と林總領事との間における應酬は、その内容未だ公表せられたるものなしと雖も支那國內の和平統一を期するは我國既定の外交方針にして、もし林總領事がこの方針に反し支那内部の政治組織に容喙するが如き言辭を敢てしたるものとせばその失當なること言ふを待たざるのみならず、その結果延いて累を帝國の將來に及ぼすの恐れなしとせず固より我國の東三省における權利利益は帝國に取り極めて緊切且重大なるをもつて何人もこれを侵犯するを許さず政府はこれを維持擁護するが爲めに確固たる決心と萬全の方策あるを要するは先に吾人の聲明したる所の如し。隨つて吾人の最も重きを置く所は我權利利益の確保に在りて、必ずしも東三省の内部における政治組織の如何に在らざるなり。みだりに支那の和平統一を妨ぐる如き憂ひを招く輕卒不謹慎の態度は嚴にこれを戒むるを要す。

三、熟々現内閣の對支外交を見るに、當初より何等一定の方針を有せず、事件の發生毎に漫然事を策し、一時を彌縫するがためにしばしば輕舉妄動し、ために列國の疑惑を深からしめ、禍根を將來に残したるもの頗る多し。世界列國との關係を考慮し、支那の情勢を洞察して、東亞のために百年の長計を樹つるの眼識を缺くは、吾人の遺憾に堪へざる所なり。しかして日支兩國間に意思の疎通を缺きたること今日より甚しきはなく、國民をして對支外交の前途に關し實に不安に堪へざらしむ。この難局に處して我國の向ふ所を宣明し、もつて民心を安んずるはこれ吾人の重大なる使命なり。

五

七月二十七日、床次氏は、北海道から歸京した。其の前日、即ち、民政黨が第二次聲明書を發表した日、張學良の使命を帯びた陶尙銘と林文龍が、帝國ホテルの客となつた。彼等の使命は何んであつたか。川村數郎氏は、左の如く記録してゐる。

陶尙銘、林文龍

七月二十七日正午、床次先生は北海道の遊説先より歸京した。午後床次先生に面會して、陶君等は何しに來たであろうと問ふた處、歸つたばかりで僕には判らん。君が會つて見たらどうかと云ふので、同夕陶君を帝國ホテルに訪問した所、初對面の林文龍君が出て來て『陶さんは今他のお客さんと話して居る。陶さんと同じと思つて話して下さい』と云ふので、私は卒直に『私の間に何んでも答へて宜しいか、陶さんに一度聞いて下さい』と云ふと、席を去つて再來し、何でも話すと云ふので、私は、早速日

本來訪の使命を聞いた處、林君曰く『滿洲から見て居ると、田中内閣は何日迄續くか政友會、民政黨は五分五分で、支那南方の政權は南北合體を八釜敷云ふ、田中内閣からは保境安民で行けと云ふ、民政黨の○○さん○○さん○○さん等は南北合體せよと云ふ。學良さん困りきつて居る。私共は政友會勝つて田中内閣續くか、民政黨勝つて田中内閣潰れるかを見に來た。結局ドチラが勝つか教へて下さい』云々。私は更に反問した。田中内閣が續けば學良さんは保境安民で行きますかと。林君答へて、田中内閣が確かと永續せば、保境安民で行くも、今田中内閣の説に従つて、保境安民の腹を極めても、萬一潰れて民政黨内閣が出來た時は、滿洲は南方政權と民政黨内閣の南北合體方針との挟み打ちに成つて、學良さんは困るから心配して居ると云ふのであつた。

翌二十八日、川村は之れを床次氏に報告した。二十九日、床次氏は陶、林兩人の訪問を受け、午後一時から三時まで會談した。三十日、床次氏は榊田を招いて協議した。川村數

郎氏によると――

榊田に語る

三十日午前、床次先生の電話で三河臺の邸に赴いたら、床次先生から、榊田君と今日午後三時から會ひたいから、榊田君の都合を聞いて呉れとのこと、私は榊田老の都合を求め、午後三時榊田老を迎へて、床次邸へ入つた。床次先生と榊田老の會談は、五時過ぎに終つた。榊田老を自邸に送り届ける自動車中、老が重い口から『床次さんはエライ人だ』と只一言。

民政黨では、第二次聲明書に就て、床次氏が立腹してゐると聞き、床次氏の歸京した翌二十八日、濱口總裁自ら床次氏を訪うて、諒解を求めたが、床次氏は、單に聴き置くより外はなかつた。

床次氏脱黨

八月一日早朝、床次氏は徳富蘇峰を訪うて、自ら執筆した聲明書の字句に就て、添削を請ひ、歸邸後、脱黨届を濱口總裁に郵送した。次で、都下の新聞記者を東京會館に招き、

左の聲明書を發表した。

脱黨聲明

支那は、日本の存在に取つて、必須的條件なり。支那よりいふも、また然り。地理的に、人種的に、經濟的に、將た國防的に、なほ一舟に座するが如く、共に存し共に榮ゆべきの運命を有す。

今や吾が隣邦は、更生運動の途上に忙殺されつゝあり。吾等日本國民は、遠からぬ過去の經驗に顧み、隣邦同胞の、現になめつゝある産みの苦勞に對し、衷心の同情と援助とを寄せ、その迅速なる成功を希ひ、以つて相携へて、東洋の和平を進め、世界の文化に貢獻せんことを望む以外、他意なき實證を示さんことを、これ念とするのみ。先に日本が、國運を賭し、最大の犠牲を拂つて、日清、日露の二大戰爭を戦ひたるは斷じて帝國主義的、侵略主義的動機に基くものにあらず。偏に自ら生きんが爲め、同時に支那を保存せんが爲め、餘儀なきに出でたる自衛手段たりしは、既に歴史的事實となれり。

民政黨を脱す

世界の當然承認すべき、人類史上最も自然なる、この兩戦争の結果、我國が獲たる滿蒙に於ける特殊權益は、多年にわたれる支那内亂の爲め、將たこれ等の内亂が頻出し若しくはこれに利用、宣揚されつゝある排外熱の爲め、常に不安、脅威を免れざらんとす。

然るを、漫りに内政不干渉の美名に泥み、姑息退嬰徒に一日の安を偷むは、眞に維新の皇謨を輕視し、大和民族自然の發展を妨止するに庶幾し。宜しく飽くまで合法的、積極的に既得權益の擁護に努めざるべからず。人信無くんば立たず、外交の基調は、國際信義にあり。彼我ともに、進止取與を嚴正ならしむるを要す。

門前一步の差は、やがて千里の差を致す。爲政者の輕佻浮薄なる新しがりの、その大衆に及ぼす影響は、眞に想像を超へたるものあり。古きが故に尊からず。古くして尙殘存せるは、即ちそれ自身價值あればなり。固より政治は、理想そのものを直指せず。常に次善の、實現なるを忘るべからず。誠に、歴史は過去の政治、政治は現在の歴史、故に政治は必ず歴史と現狀とに立脚して爲さるべきもの。彼の徒らなる保守、

反動の唾棄すべきは勿論なるも、國民の歴史傳統古典を無視せる輕進者流の云爲の危険なるは、現に酷しきものあり。思想問題の根柢こゝに存す。吾人は物質文明の弊害を痛察することに因つて、精神主義の高調に力めざるべからず。唯物史觀に則つて、人類一切の生活條件を統制し得べしとなし、階級鬭争を激成する思想を鼓吹するが如き、我等互讓、協調を以つて、社會生活の本則とする者の、斷じて許さざる所なり。今や、舉世滔々、眼先主義、間に合せ主義、便宜主義に墮し、高遠の志趣なく、深透の計策なきは、我國刻下の通弊なり。よろしく人心の緊張を計り、教育制度を改更して、層一層實際的ならしめ、個性の發揮に努め、國民教育に於ける機會均等を實現せざるべからず。而して特に政治道德を高唱して、爲政の本義を明かにするを要す。財政は緊縮を旨とし、以つて國民資力の増殖に力むべし。經濟上喫急の施設を要する政策、多々ありといへども、金輸出解禁の一事は、慎重に諸般の事象を考量して、宜しく速かにこれが斷行に進まざるべからず。

如上の對支外交、思想問題、財政緊縮、金輸出解禁の四大政策を解決、實施せんに、

現にある如き勢力相若ける二大政黨の對抗に因る、政界の不安定を以つてしては、到底望むを得べからず。爲めに外交は機宜を失し、内政は澁滞に澁滞を重ねて、國民の不安日に甚しからんとす。知らず如何にかこれを打開せん。二大政黨對立して、交互に政權をとるは、もとより政黨政治の理想なりといへども、實際に當つて、その必しも然る能はざるは、現にわが政界の實狀の示すところの如し。政友會自身は、民政黨に比して僅少の優勢を持するも、一旦民政黨にして、少しく有利に局面を誘導せんか、政友會は立所に敗れん。然も政、民兩黨、その地を換ふるも、又結果は同一のみ。然り而うして、かくの如き政局の不安は、必ずしも議會の解散に因つて、一掃し整理し得べきものにあらず。眞に基礎強固なる政黨政治を行はんと欲せば、宜しく現行制度を改正して、小選舉區制に還元するに非ずんば、到底政局の安定を期し能はざるを信ず。

是に於いてか、我等時弊を憂ふる者、過去一切の行懸りを放却し、私情の忍び難きを忍び、適時臨機の策を選び、第三黨を樹立し、以つて刻下の危局に面して、現狀打開の先驅たるを期す。庶幾ば前記の諸政策につき、進路を一にするの士と協調提携して、内治、外政を作振し、昭和維新の實を擧げ、國運開展の業を全うせんことを、我等の希願切望に堪へざる所也。

山之内一次

床次氏の聲明は、眞に、青天の霹靂であつた。床次氏は、其の聲明書の字句の校訂を、特に、政黨に關係なき徳富蘇峰を擇んで、依頼した位で、脱黨に關して、何人にも相談しなかつた。榊田に對しても、單に通告程度に過ぎなかつたであらう。七月三十一日夜、山之内一次は、床次氏の態度が怪しいと云ふことを、何處から聞き出したか、床次氏を訪うて、其の眞否を質した。すると床次氏は、斷じて脱黨しないと云ひ切つたので、山之内は安心して、同じく心配してゐた山本權兵衛にも、之れを報告した。然るに其の翌日、床次氏は脱黨したのである。山之内は『友人を欺くとは何事だ』と怒つた。山本も不快としたであらうことは言ふまでもなく、一時は、殆んど薩派全體が、床次氏に對し惡感を抱くに至つた。併し是れは、段々と事情が判つたので、彼等も釋然として、之れを諒とした次第

である。

六

床次氏の民政黨脱黨は、松本剛吉に欺かれた結果である。即ち、松本が、西園寺の内意として、床次氏が第三黨を樹立したら、次の政權は床次氏に行くであらうことを、床次氏に、詐はり告げたからである。——と云ふ噂がある。今日尙ほ、之れを信じてゐる向もあるやうだから、此の噂の真相を、検討して置かねばならぬ。

松本は巡査から立身して、田健治郎に寵用され、一二回代議士にも當選し、遂には貴族院勅選議員とまでなつた。彼は一種の才物で、山縣にも重寶がられ、其の使などをする内に、西園寺にも接近した。然う云ふ間に、見聞した事柄を、彼は日誌に書きとめ、門外不出の祕録と稱して、保存してゐたと云ふことで、編者は、床次氏に關する部分の寫しを、某所から借覽することを得た。編者が、此の日誌を、茲に収録する自由を有するならば、

松本剛吉

讀者の一興であるが、兎に角、門外不出の祕録と稱せらるゝものである以上、之れを勝手に公開するわけには行かまい。其れで、編者は、其の寫しを所有する某氏の諒解を得て、荒筋だけを引用することにした。

編者は、此の日誌の全部を、事實と信ずる者ではない。然れども、茲では、假りに事實と認め、之れに據りて、床次氏が、松本から欺かれて、民政黨を脱したのではないと云ふことを、證明しようと思ふ。松本の日誌ですら（編者が讀んだ限りに於て）、然うだとすれば、他の噂は、推して知るべしである。

日誌を見ると、松本は、昭和三年三月二十八日に、西園寺を訪ひ、腹心の某をして、第三黨組織に就て、床次氏を説かした旨を話してゐる。而して、之れに對する西園寺の談話を、細々と記してゐる。

松本は、四月八日に、また西園寺を訪ひ、床次氏の第三黨組織問題に對する西園寺の談話を、細々と記してゐる。

松本の床次氏初訪問

四月十三日、松本は、腹心某の紹介で、始めて床次氏を訪うた。日誌によれば、腹心某

民政黨を脱す

が、二回ほど床次氏を説いたが、床次氏が取り合はないので、松本自身が、乗り出したのである。會談の内容に就ては、一言も書いてない。

翌々十五日、松本は西園寺を訪ひ、床次氏と會見したことを話してゐる。日誌には『報告ス』とある。而して、報告の内容は書いてないが、西園寺の談話は細々と書いてある。五月七日、松本は、再び、床次氏を訪問した。此の時は、床次氏が議會の醜態を、慨嘆してゐた際であるから、第三黨組織に就て、幾らか心の動きを、見せたかも知れない。

五月九日、松本は、第二次會見の模様を、西園寺に『報告』してゐるが、報告の内容は書いてない。西園寺に關しては、『溫容以テ之レヲ聽取セラル』など、書いてある。

五月二十七日、松本は、三度び、床次氏を訪問してゐる。此の時、床次氏は、西園寺と會つて見たいと云ふ希望を示した。松本が、西園寺も床次氏の第三黨組織に、賛成であると言つたからだ。

そこで二十九日に、松本は西園寺を訪ひ、床次氏の希望を傳へた所、西園寺は、改めて床次氏から申込みがあれば、喜んで面會する旨、約諾した。

松本と再會見

三度び會見

所が、床次氏が直ぐに、西園寺に面會を求めたかと云ふと、決して然うではない。是れが最も注意すべき點である。若し床次氏が、松本の話に乗つてゐたとすれば、また、第三黨組織に熱心であつたとすれば、急いで、西園寺を訪問した筈だ。然るに、爾後四十日間床次氏は、西園寺を忘れたかの如く、また其の間、松本と會見したと云ふ記録も、見えない。

此の四十日の間に、張作霖爆死事件（六月四日）が突發し、政府の張學良忠告問題が起り民政黨の第一次聲明（六月二十一日）が發表された。

是に於て、床次氏は松本を介して、始めて、西園寺に面會を求めた。其の結果、七月七日の訪問となつた次第である。

然るに、此の會見の模様には、松本の日誌の何處にも載つてゐない。また、其の後、床次氏と松本と會つた記録も見えない。

床次氏の脱黨決意が、西園寺訪問後に、固められたであらうことは、容易に推斷し得らるゝのであるが、日誌に據ると、床次氏が西園寺訪問後、松本と會つたのは七月三十一

脱黨決意の時期

日、即ち、脱黨前日の唯だ一回である。併し是れは、日誌の附け落しであらうと思はれる。附け落した所以は、松本の計畫に關係がなかつたからであらう。即ち、西園寺も床次氏も、其の會見内容に就て、松本に漏らす所がなかつたので、彼は手持無沙汰であつたであらう。他の材料に據れば、西園寺、床次會見の翌々日、松本は西園寺を訪うたが、西園寺は『床次が來て時局談を交換したが、私は國家のために、自重自愛せよと言つて置いた。別段之れと言つて、お話しするやうなこともなかつた。』と、語つたと言ふことである。此の時の西園寺は、恐らく不機嫌であつたであらう。何故なれば、床次氏の對支外交意見は、恐らく彼の氣に入らないものであつたであらうからだ。

兎も角、松本の日誌の荒筋は、右の通りだ。即ち、床次氏の心境の推移は、二段に分かれてゐる。四月十三日の、床次氏と松本の初會見から、五月二十九日に、松本が西園寺に對して、床次氏と會つて貰ひたいことを、申出づるに至つたまでの期間と、七月七日に、床次氏が西園寺を訪問し、同二十九日、張學良の使者と會見したまでの期間と、此の兩期に分かれ、兩期の中間に、四十日の隔りがある。而して前期に於ては、議會對策に就て第

松本と關係なし

三黨組織が考慮され、床次氏は、餘り熱心でなかつたと云ふよりも、寧ろ斷念の姿であつた。松本が床次氏を誘はんとしたのは、此の前期に止まる。後期の問題は、對支外交であり、松本と床次氏との交渉は、此の後期に入らんとする時に、床次氏が、松本を介して、西園寺に面會を求めたと云ふ一事（此の時は松本の腹心某が隨行した）に止まり、松本は、床次氏と西園寺との間に、如何なる談話が交換されたかも、知るを得なかつた。而して、床次氏が脱黨を決意したのは、後期に於てである。

七

『濱口雄幸傳』には『政權を求めて、昨日は西し今日は東することを常套とする床次氏のことであるから、表面の理由など深く追求する必要はない』と、斷じてゐる。

如何にも、大陸政策を國家の最大問題と考へた床次氏は、『幣原外交も失敗、田中外交も失敗、今は新手でやる外はない』と考へ、また、さう公言もし、我を措いて夫れ誰れぞ

床次氏に對する世評に就て

や。——と云ふ抱負を持つてゐた。政權を握りたいと云ふ願望があつたことは、言ふまでもない。獨り床次氏のみならず、政治家は誰れでもが、此の抱負を有すべき筈だ。然れども、床次氏を以て、單に、政權を求めて轉々したと評するのは、漫罵に過ぎない。床次氏の民政黨脱黨の動機が、政局の不安と、『床次竹二郎山に入るの記』に含まるゝ心境と、支那問題と、此の三つのからみ合ひにあつたと云ふことは、一點の疑ひなき所である。

床次氏は、第三黨樹立に際し、次の政權を握り得るかの如き、口吻を漏らしたと云ふことである。一人でも、新黨參加者を多くしようと思ふ場合に、其れ位の駈引を、知らぬ床次氏でもなかつた。西園寺の意向なるものを信じて、憲・本聯盟を結び、苦き經驗を嘗めた床次氏だ。又しても、西園寺の意向なるものに、迷ふ筈はなかつたのである。

當時の床次氏の心境は、殊に『床次竹二郎山に入るの記』に含まるゝ心境の如きは、床次氏自身でなければ、理解出來ないほど、複雑であつたと思ふ。舊本黨の一部が、唯だ喫驚狼狽するばかりで、床次氏に隨行する決意を、爲し兼ねたのは、無理もなかつた。隨行した連中ですらも、單に情誼に殉じたか、或は、各人それ々々の見解に基いたのであつて

眞に、床次氏を理解してゐた者が、幾人あつたかを知らない。

『立憲民政黨史』には、『床次氏は常に夢を見つゝ夢の裡に暮して居たのであつて……』と書いてある。大政黨が、自ら編纂した自己の歴史中に、斯くの如き人身攻撃的の言辭を弄するとは、實に驚き入つた次第であるが、薩摩には、然やうな人間は生まれない筈である。實行第一が、薩摩武士の主義であつた。理想は理想として、其の日は其の日の仕事に、全力を盡すと云ふのが、床次氏の主義であつた。尤も床次氏は、薩摩の火性的短氣の嫌ひは時々あつた。併し其の動機に、不純の點はなかつた。また、動もすれば小人に欺かれた。其れは、平素、人を善意に解する方であつたからであらう。床次氏は他人を疑ふことを、恥と思ふやうな人であつた。然れども、知つて知らぬ風をしてゐたことは、更に多かつたかも知れない。床次氏の竹馬の友仁禮武夫氏は、左の如く語つてゐる。

鹿兒島選出の某代議士が死んだ時、私は床次を訪ねて、盛大な葬式だつたさうだねと、申しました所、床次は『うん、あれはね……』と言つて、言葉を切りました。そ

ここで私は『あれは何うしたい』と詰り寄りますと、床次は實に妙な顔をして、言ひ淀んでゐるのです。私は彼の顔を見つめてゐますと、『あれは、近頃、おれの悪口を言つてゐたさうだ。おれの臺所を賄ふとか何んとかね……』と口を切りましたので、私は直ちに『人を見る明がないと言はれてゐるぞ。糞も味噌も、一緒にすると、皆んなが言ふぞ。』と詰りました所が、今度は、床次が色をなして、眼を大きく見張りましてね。そして、両手で斯う胸をさすり上げる様にしながら、『おれがガケ（胸量）……わりや（お前は）……』と言ひましたよ。實に神様見たいな感じがしましたよ。『人間としての床次先生』編纂會發行『床次竹二郎』

そしてまた、床次氏の周圍には、片桐且元の如き人もゐたであらう。床次氏は、其の片桐的人物を信じながらも、強硬一點張りの説を、容れなければならぬ苦衷も、なかつたとは言へまい。一日も早く、床次氏に天下を取らせたいと言つて、常に、戰鬪的氣構へでゐた乾兒は、可愛かつたに違ひない。併しながら、周圍の形勢を察して、屈すべき時機には

屈しようと思ふ、動もすれば、裏切者と誤解され勝ちの、乾兒に對しても、床次氏はよき理解を有つてゐたと思ふ。

（附記）昭和二、三年中の床次氏の歌の中から

秋子を傷む

なげくとも歸らぬものをいたつらになげきてやまぬ親心かな
見るものにはた聞く事に思出の涙新しきこのあけくれは

吉野山に遊びて

吉野山古き昔のしのはれて雨の櫻にしほし佇つむ
年ころのおもひをばたし三好野の花の吹雪に包まるゝかな

秋子の新盆會に

迎火をたきてまねけは父の家に汝れの御靈は歸り來ぬかや

暑中を訪ね來し某君の爲

あつさをも暑しともせて訪ね來し人にかてか暑しと告げむ

或る人に書き贈りし戯作

繰り返し繰返しても小車の動かぬものは心なりけり

民政黨を脱す

民政黨を脱す

九七四

三保の浦にて

三保の海夕つく頃はこくうすくかすみて見ゆるおちこちの山

百草園に遊ぶ

さみたれのばれて千種にまふ蝶の遊ふころに我もなりけり

沼津より夜汽車にて歸途

富士か根に夕陽を送り筑羽根に月を迎ふる武藏野の原

偶感

大空に高くすめども望月にかゝればかゝる雲もあるなり

予の爲め種々心を碎く友人に書き贈る

人はみな先を競へとわれのみは二足三足おくれてそ行く

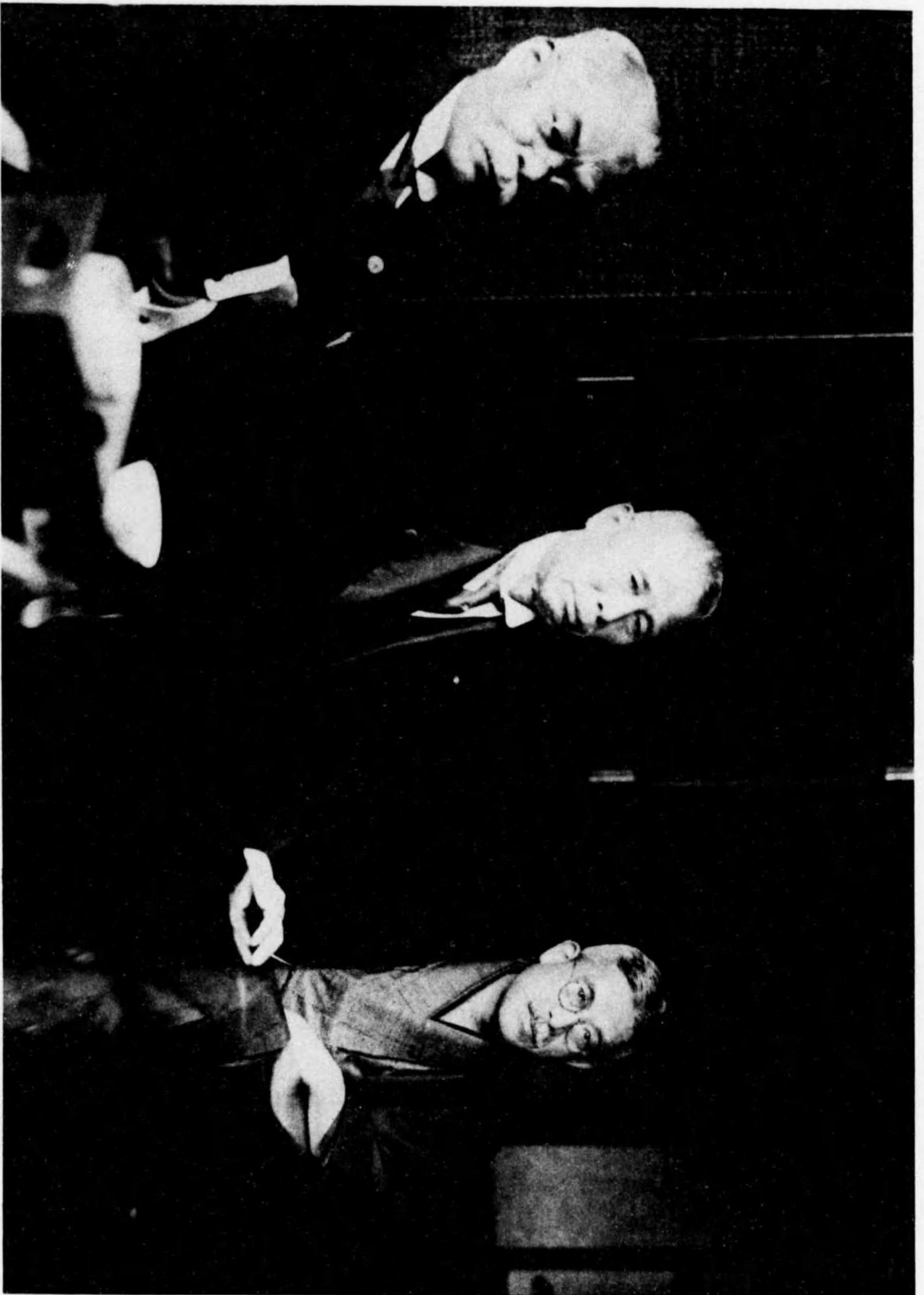
昭和三年—昭和四年

第三四 新黨俱樂部から 政友會へ

—田中義一と床次氏—



(日六十二月九年三和昭) 問訪寺園西



(日二十二年四月和昭) 裁總黨政民口濱 相首中田 氏次床リよ右



（室控院議衆）日 九 月 三 年 四 和 昭

第三四 新黨俱樂部から政友會へ

——田中義一と床次氏——

新黨俱樂部

床次氏は、脱黨者の數を、四十四——六名と樂觀してゐたらしいが、結局、脱黨者は左の二十五名に止まつた。斯くて、辛うじて交渉團體の資格を得、昭和三年八月十一日、新黨俱樂部と稱した。床次氏の眞意が理解されず、甚だしき誤解があり、惡罵さへあつた際に、二十五名の隨行者があつたと云ふことは、床次氏でなければ、當時の何人にも、出來ない事であつた。——と言つても過言ではないと思ふ。

榊田清兵衛 志村清右衛門 本多貞次郎 中西六三郎 原耕 瀧正雄 柏田忠一 佐藤重遠 坂上
新黨俱樂部から政友會へ

貞信 津崎尙武 伊坂秀五郎 花城永渡 東郷實 沼田嘉一郎 高島順作 長島隆二 小野寅吉
藏園三四郎 寺田市正 眞鍋勝 熊谷五右衛門 井坂豊光 岩切重雄 崎山武夫 赤塚正助

(右の内、岩切重雄は濱口内閣成立に際し、參與官となつて民政黨に復歸した)

嚴正中立

九月二十六日、床次氏は西園寺を興津に訪問し、民政黨脱黨前後の事情を報告した。床次氏が民政黨を脱したのは、言ふまでもなく、田中内閣援助のためではなかつた。一に對支外交の建直しが、其の目的であつた。故に、床次氏は、田中から援助を求められたに拘はらず、外交問題を、政争の具に供しない。——と云ふ諒解を與へたのみで、其の他一切の政策に關しては、是々非々の立場を、動かなかつた。床次氏が、即位の御大典に參列のため、京都に滞在中(十一月)、遞相久原と會見したことは、世の注目を引いたが、其れは何等の進展をも示さなかつた。

支那視察

床次氏は、十二月七日出發、支那視察の途に上つた。隨行員は井戸川辰三(豫備陸軍中將) 赤塚正助(代議士)、中村嘉樹(代議士)の三人であつたが、大内暢三(代議士)、田川大吉郎等二十人許り、自費で一行に加はつた。此れ等の同行者中には、政府のスバイも、混入し

てゐたらしかつた。旅程を略記すれば、左の通りである。

昭和三年十二月七日午後八時四十五分、東京驛發。

八日 上海丸にて神戸出帆。

九日 長崎寄港。

十日 上海着(午後三時)。

同日 午後十一時、上海發。

十一日 午前六時四十分、南京着。

午後四時半、總司令部に蔣介石訪問會見。

午後七時より總司令部にて歡迎會。國民政府要人と一堂に會す。

十二日 午後三時より蔣介石と湯山に第二次會見。

十三日 午前十時、軍政部に憑玉祥訪問。

午後二時、閻錫山訪問。

午後七時より政府要人を海軍司令部に招待。

午後十一時、上海へ出發。

十四日 午前七時、上海着。

新黨俱樂部から政友會へ

- 十六日 午前九時、大連汽船柳丸にて上海發。
十七日 午後一時、青島着。
十七日 午後九時半、青島發。
十八日 午前七時十五分、濟南着。安滿師團長訪問。
正午、濟南出發青島へ。午後十時半、青島着。
十九日 午後五時、大連丸にて青島發。
二十一日 午前十一時、奉天着。直ちに張學良訪問。
同夜、揚宇霆の招宴に出席。
二十二日 午後二時四十分、奉天發。朝鮮經由。
二十四日 午前七時、下關着。
二十五日 午前九時五十五分、東京驛歸着。

暗殺者潛行

一行が、上海に上陸すると、支那官憲の警戒が、非常に嚴重なので、其の理由を訊くと床次氏を暗殺せんとする者が、日本から、支那に入り込んでゐる形跡があると云ふことであつた。そこで南京では、俄かに豫定の旅館を變更し、海軍司令部に入つたのであつた。

井戸川氏の話によると、床次氏の一行中にも、其の同類が加はつてゐたらしいと云ふことである。此の事件は、後に警視廳で調べられ、嫌偽者も擧がつたが、證據不充分と云ふことで、有耶無耶に終つた。

床次氏は、曾て東京に於て、蔣介石と數回面談したこともあり、二人膝突き合はせて、腹藏なき懇談を遂げた。床次氏は、此方で、赤心を彼の腹中に措けば、支那人と雖も、感應しない筈はないと、考へてゐたのである。果然、其の効果があつたと云ふことは、次に述べる所によりて、之れを察することが出来よう。

二

床次氏は、支那から歸ると、直ぐに、十二月二十八日、田中首相(兼外相)と會見し、對支外交に就て、勸告する所があつた。田中は、快然として其の勸告を容れ、速かに、日支間の摩擦を一掃すべく、折衝を進めた。また支那側に於ても、大に態度を緩和し、翌昭和

日支問題の
解決

四年一月、王外交部長は、聲明書を發して、事件解決の用意ある旨を表明した。斯くて三月に至り、左の如き協定公文の交換が行はれ、悉く事件の解決を見るに至つたのである。後年、五十萬元問題が起つた時、政友會の山口義一の質問に對し、床次氏が『田中總理に意見を言つた。議會でも、其の當時の新黨俱樂部として、意見を發表した。田中總理は議會に出て、吾々の意見に賛意を表したのである。それから間もなく、南京政府は承認になつた。さうして濟南も撤兵になり、同時に解決せざりし所の南京事件も、解決致したのであります。自分はひそかに、國家の爲めに盡し得たと、今も信じてゐる。』と述べたのは、此の時の事實を指したのであつた。

共同聲明

日支兩國政府は客年五月三日濟南において發生せる事件は兩國公民傳來の友誼に鑑み極めて不幸悲痛の出來事なるを認むるも今や兩國政府および國民は切に友誼の増進を望むが故にこの際事件に伴ふ不快の感情を記憶より一掃し將又將來兩國々交の益々敦厚ならんことを期する旨こゝに聲明す

保障及び撤兵に関する交換公文

往 簡

以書簡啓上致候陳者本使は國民政府において日本軍の山東撤去後全責任をもつて在支日本國臣民の生命および財産の安全を保障せらるゝにおいては帝國政府は現に山東に在る日本軍を本件解決に關する文書の交換調印の日より向ふ二ヶ月間に全部撤去すべき旨こゝに貴部長に對し通告すると共に日本軍撤去の際における引繼の處置に關しては日支兩國各々委員を任命し現地において商議辦理せしむることを提議致候この段照會得貴意候 敬具

昭和四年三月二十八日

日本帝國特命全權公使 芳 澤 謙 吉

支那共和國外交部長 王 正 廷 殿

來 簡(譯文)

書簡をもつて啓上致候陳者本日付貴簡をもつて貴公使は國民政府において日本軍の山東撤去後全責任をもつて在支日本國臣民の生命および財産の安全を保障するにおいては日本國政府は現に山東にある日本軍を本件解決に關する文書の交換調印の日より向ふ二ヶ月間に全部撤去すべき旨本部長に對し通告せらるゝと共に日本軍撤去の際における引繼の處置に關しては日支兩國各々委員を任命し現地において商議辦理せしめむることを提議せらるゝ旨御照會の趣闕了致候查するに支那における外國人に對し國民政府において國際公法に照し責任をもつて保護すべき旨はさきに聲明しある所

新黨俱樂部から政友會へ

にして今後國民政府が日本在留民に對し保護をなすべきは實に當然の次第にこれ有候御申越に係る撤去の期日および期間は既に了承致候ついでには日本軍撤去の際における引繼の處置に關しては兩國政府より各々委員を任命し現地において商議辦理せしむべき旨貴公使の御提議に對しては本部長に於いて同意を表し候この段回答得貴意候 敬具

中華民國十八年三月二十八日

支那共和國外交部長 王 正 廷

日本帝國特命全權公使 芳 澤 謙 吉殿

損害問題に關する議定書

客年五月三日の濟南事件の發生により日支兩國の受けたる損害問題に關しては双方において各同數の委員を任命し日支共同委員會を設置し實地調査してこれを決定す

昭和四年三月二十八日

日本帝國特命全權公使 芳 澤 謙 吉

中華民國十八年三月二十八日

中華民國外交部長 王 正 廷

三

第五十六議會は、昭和三年十二月二十四日を以て召集せられた。議會の分野は、――

政友會	二二〇	民政黨	一七二
新黨俱樂部	三〇	憲政一新會	七
明政會	四	實業同志會	三
無産黨	八	革新黨	一
無所屬	一四	缺員	七

床次氏の演説

新黨俱樂部は、翌昭和四年一月十九日、議員總會を開いて、對議會策を決議し、床次氏は、大要左の如き演説を試みた。

對支關係

對支關係の良否は、直ちに我國運の消長に關する、重要問題である。此の日支兩國間に懸る問題を、適當に解決せんとせば、内に、國論を統一し、當局をして、安心して接衝に當らしむるの必要なるを信じ、私は一意、此の所信に向つて邁進した。其の結果、對支政策を政争の外に置き、國論の歸一を見、國家に貢獻すること尠からざりし

新黨俱樂部から政友會へ

は、疑ひを容れざる所である。然るに今日、猶、對支問題の解決を見るに至らず、兩國の關係甚だしく變調に陥り、形勢頗る憂慮すべきものあるは、私の深く遺憾とする處である。其の原因如何は強ひて之を論せずとするも、和親協力、以て、東洋の平和維持と民衆の福祉増進に努むべき、使命を有する兩國が、斯の如き陰鬱なる關係に在るに就ては、大に省みる處がなければならぬ。支那に於ては、我國が之を希望すると同様に、朝野共に確かに局面の打開を切望して居る。而して我國の態度方針如何に依つては、形勢を一轉して、懸案を解決するのみならず、進んで良好圓滿なる關係を招來し、共存共榮の實を擧ぐることに、敢て不可能に非ずと信ずる。

惟ふに、支那に於て最も急務とする處は、速かに、和平統一を完成することである。多年兵亂に疲弊せる民衆は、新政府の樹立を機會として、和平統一の實現を熱望して居る。新政府の人々も、亦大體に於て生氣潑刺、刻苦精勵、建設の大業を成さんとして努力して居る。其狀、眞に敬服に値ひするものがある。或は南京政府の内訌、各勢力の衝突、さては地方的動搖などに氣を取られ、甚しきに至つては、南京政府の倒壞

舊軍閥政府の復活を、夢みるやうな人もあるやうであるが、要するに、舊き支那觀に捉はれ、新しき支那を解せざる者の事である。勿論明治維新當時の我國と同様に、今後も相當形勢の動搖、人物の起伏等を免れないであらうが、所詮新支那の政局を擔當する者は、現在の南京政府を中心とする新勢力なりと、觀なければならぬ。少くも我國としては之に同情し、衷心より、其の成功を助くるの必要があると信ずる、此の時に當り、我國一部の人士が、支那の動搖を憂ふるの餘り、種々の觀測を下し、それが原因で、或は支那の形勢混亂を希望するのではないかといふが如き、誤解をさへ生むに至つた。之れは甚だ遺憾である。我國としては、隣邦支那の平和と其の向上發展とを熱望するの外、他意はない。隣邦支那の動搖は、延いて東洋の平和を攪亂するの因をなし、且我國の經濟的發展を阻害するの結果に陥る。要するに、今日我國の對支政策は、大體此見地に立脚すべきであると信ずる。即ち、南京政府の承認に依つて、中心勢力の確立を期すること、我居留民の生命財產保護に必要な方法を講じて、山東の兵を撤去し、以て、兩國々交の障害を排除すること、國際平等の精神に則り、寧ろ

我國より進んで、通商條約の改訂に努むること等は、此の際、是非とも之を實行しなければならぬと考へる。

我國の態度、茲に一決せんか、滿蒙問題の解決亦難事に非ず。滿蒙に對する我國の關係は、日露戰役以來確立して動かざる處である。之を侵かすが如きは、假令如何なる手段を以てするも、斷じて容るべきことでない。但輕率なる行動、不謹慎なる言論に因り、支那の領土權を尊重する我國の誠意を疑はしめ、諸多の問題の解決に支障を來すが如きは、深く戒めなければならぬ。蓋し我國の經濟的發展は、同時に支那の經濟的發展である。互に此の關係に在る以上、我國の立場當然の方針に基き、諸多の懸案を解決するに當つては、毫も小策を弄するを要せぬ。苟も我國の言動が合理的であるならば、相互諒解の下に、諸多の懸案を解決することは、決して難事に非ずと信ずる。何れより觀るも、對支關係の現狀は行詰りである。私は平素諸般の事情を調査研究し、特に最近支那に赴き、親しく要路の人々と意見を交換し、行詰れる局面を打開するの途ありと見た。依つて、既に此の意を我政府に致し、茲に廣く之を天下に提

唱する次第である。支那問題は、今や我國の死活にも關すべき、重大の意義を帯びて來た。而して長く現狀に放置せんか、事態愈々深刻化するの虞れがある。此の問題解決の爲には、區々たる一身の利害何かあらん。私は何處までも此所信を以て、一貫する決心である。

今日は、内政に就ても、亦重要な問題に直面して居る。經濟界は未だ安定せず、對外爲替の動搖は、一切の事業の基礎を不安ならしむる原因となつてゐる。財政の方面に於ても、亦、財源は枯渇に傾き、財界不安の一原因をなせりと觀られる。更に各方面に涉りて、生活の不安が、漸次深刻化してゐる。地方農村の疲弊は、最近に至り、益々甚しきものがある。私は、平素思想問題に就て、深甚なる注意を拂つてゐるが、近時各種事態の發生を見るに就ては、亂れんとする思想の調和、健全なる思想の普及に努むべきは勿論、生活の安定を圖り、經濟の回復を期し、思想動搖の根源を絶つことが、最も緊要であると思ふ。政界が最近常軌を逸し、特に臨時議會以來、政爭激甚に陥り、何となく政界混濁の感を懷かしむるが如きは、身親しく政界に在る者の、大

に戒心すべき所なりと信ずる。即ち私は、政争を目的とせず、政策を本位とする政黨の組織に依つて、明るき政局を作ること盡力すべく決心した。微力にして、未だ十分其の目的を達成するの域に至らぬのであるが、熱誠なる諸君の協力に依り、必ず所期の効果を收むることが出来ると思ふ。仍て、我黨の本期議會に於ける、内政問題に關しては、政策を本位とし、是を是とし非を非とし、飽くまで公正の態度を持し、直往邁進せんことを希望する。(同俱樂部報告書)

休會明けの議會は、一月二十二日から質問に入る日程であつたが、同日、田中首相は、濱口民政黨總裁と床次氏に會見を求め、(一)張作霖爆死事件は、國交上影響する所多きを以て、議場の問題とせざるやう、御取計ひを願ひたい。(二)該問題に就き、假令、質問あるも、政府に於ては、調査中と申上ぐる外、何等答辯をなし難きを以て、豫め御諒解を願ひたい。——と申出でた。床次氏は、新黨俱樂部は、本問題に就て質問を試むる意思はないと答へたが、濱口は、只今御約束するわけには行かぬと答へ、會見を終つた。果して民

政黨は、該問題によりて、内閣に致命傷を與へんと企て『政府は宜しく其重大事件に關し今日まで調査したる一切の結果を發表し、以て中外の疑惑を一掃すべし』と云ふ決議案を提出した。新黨俱樂部は、進んで質問する意思はなかつたけれども、『疑惑を一掃』することは必要と認め、此の決議案に賛成したが、僅少の差を以て否決された。

政友會は政權を握つた以上、三派内閣に於て主張した所の、地租、營業兩税の地方移譲を實行しなければならぬ責任があつた。そこで政府は、本議會に該法案を提出し、新黨俱樂部に對し、賛成を懇請し來つたが、床次氏は、政友會の分裂前、該案が黨内の問題となつた時から反對であつたから、斷乎として、之れを拒絶した。而して民政黨提出の内閣不信任案に對しては、國家の内外、多事なる今日、舉國一致して難局打開に努めねばならぬと云ふ理由を以て、政府を支持した。また民政黨の久原遞相彈劾案に對しても、同大臣に對して、絶對信任と云ふわけではないが、既に總括的不信任案が否決された以上、同じ問題を以て、斯やうな決議をなす事は、院議を重んずる所以でないと云ふ理由で反對した。

床次氏の宿論たる小選舉區制案は、政友會の賛成を得て、本議會に提出され、床次氏自

ら、提案理由の説明に當つた。該案に就て、床次氏が最も重きを置いたのは、當時の政局不安に鑑み、強力なる過半数黨の出現に便ならしめんとする點にあつた。床次氏の新黨俱樂部は、一時的、過渡的のものであつて、其の眞の目的は、依然として、伊藤の立黨精神を繼承する所の、國家本位の大政友會を、再建せんとするに在つたのである。

四

第六十五議會に於ける田中内閣は、其の重要法案、即ち兩稅移讓法案、肥料管理法案、自作農創設維持法案、鐵道敷設法中改正案、鑛業法中改正案を、貴族院で握り潰された。鐵道買収案は、買収計畫の動機、買収價格の算定等に就て、疑問解けずとして、貴族院に於て否決され、兩院協議會は不成立に終つた。其の上に、水野文相進退問題に關し、貴族院から『田中内閣總理大臣の執りたる措置は、輕卒不謹慎の甚だしきものにして、職責上缺くる處あるを遺憾とす』との決議を突き付けられた。實に散々の態であつた。

政府滿身の
創痕

更に、議會終了後、不戰條約に關して、樞密院から油を絞られた。而して田中首相は、張作霖爆死問題で、陛下に對し奉り、恐懼措く能はざる窮地に陥り、遂に總辭職の止むなきに至つた。其れは昭和四年七月二日であつた。田中首相は、辭職の理由に關し、左の聲明書を發表した。

田中内閣總
辭職理由

予は昭和二年四月大命を拜して、輔弼の重任を荷ふ。當時、内には、財界の紊亂、頗る寒心に禁へざるものあり。外には、國際關係、極めて憂慮すべきものあり。殊に、皇室の御大故を去ること未だ遠からずして、舉國諒闇の悲しみに鎖され、人心動もすれば、活氣を缺かんとす。此時、予は閣僚と共に、鞠躬努力して國家の樞機に膺り、幸ひ施設を誤らず、殆んど豫期の畫策を成就することを得たるは、一に皇上の御盛徳に依ると共に、國民多數の信頼を繋ぎたる結果なりと信ず。殊に昨秋御舉行の大典に際し、闔國臣民と共に、赤誠を披いて、曠古の盛儀を仰ぎ、昭和新政の初頭に、光輝を添へ奉りたるは、微臣の私に光榮とする所なり。

但だ、客歲國外に發生したる某事件が、端なく黨争の具に供せられ、遂に政治問題化するに至りたる一事は、國家の爲め、將た憲政の爲め、洵に痛恨に堪えず。然かして本件に關聯し、輔弼の重責に顧みて、恐懼措く能はざるなり。顧みれば、在職二年有餘、尙政策の實行すべきもの多く存すと

新黨俱樂部から政友會へ

雖も、長く政權を切りにするは、偶々人心を倦怠に導く虞なきにあらず。姑く内外の形勢に稽へ、更に時運の轉換を促し、益々國運の進展を期するは、政局を一新する所以なりと思惟し、茲に謹んで骸骨を乞ひ奉れり。予の進退は、唯夫れ君國に報ずるに在り、固より台閣と江湖とを問はず志は即ち一なり。方今國歩多難にして、内外の事端益々繁滋を加ふ。庶幾くは區々の老軀殘生を捧げて、忠忱を君國に效さんのみ。

五

大命濱口に
下る

後繼内閣に關し、同日直ちに、元老西園寺に御下問があつた。西園寺は上京中であつたので、即日參内、宮中に於て、牧野内大臣と協議の上、濱口民政黨總裁を推薦した。即日、濱口は召されて大命を拜し、同日午後九時、新内閣の親任式が行はれた。田中が辭表を捧呈してから、新内閣成立まで、僅かに十一時間であつた。舊政友本黨系の小橋一太は文部大臣に、同じく松田源治は拓務大臣に任せられた。

床次氏が民政黨を脱した當初から、岡崎邦輔は、床次氏を政友會に復歸せしめんとし、

常に會見の機會を求めてゐたが、床次氏は、岡崎との會見を好まなかつた。然れども、床次氏の民政黨脱黨は、第三黨樹立其のことが、眞の目的でなかつたと云ふことは、既に述べた通りだ。所詮、床次氏は二大政黨主義であつた。而して、屢々述べた如く、伊藤の指導精神を繼承する大政友會の再建が、床次氏の念願であつた。

田中の隱退
決意

田中は野に下ると、機會を見て、政界を退くべく決心した。而して床次氏と、祕密に、幾度か會談した。民政黨脱黨以來の床次氏は、重要問題に就ては、必ず、田中と直接交渉を遂げ、他の介在を拒んだのである。山本条太郎だけが、支那問題に關し、或程度の交渉があつたらしい。床次氏が支那旅行から歸つた直後に、岡崎邦輔が會見を求めたことは、編者が確かに知つてゐるが、床次氏は、態よく、之れを避けた。

政友會に復
歸

田中、床次直接交渉の結果、床次氏は政友會に復歸すべく決心した。政友會幹事長森格が、田中の代理として、床次氏を訪問し、合同を勸告したが、其れは、單なる形式に過ぎなかつたのである。斯くて七月五日、政友會及び新黨俱樂部は、各々左の如く決議した。

政友會の決議

政友會は時局に鑑み、喜んで新黨クラブとの合同を決議す。

新黨クラブの決議

政友會と合同することを決議す。

我國目下の現状は、政局安定と國策遂行とを以て、もつとも緊急の要事となす。故に吾人はこれが爲め非常なる決心の下に、多大の努力をなせり。勿論、政友會過去の政策言動を盡く是認するものに非ずと雖も、これを前議會の經過に顧み又近く政友會が吾人を支援するの誠意を示したるに顧み、將來大體に於いて主義政策の相合せる事を確信す。よつて虚心坦懐、時局を達觀してこの舉に出づるものなり。

昭和二年の憲・本聯盟は、榊田と安達の發意であつたにせよ、然うでなかつたにせよ、兎に角、床次氏の生涯に於て、唯だ一度の權略であり、其れがために、床次氏は、一生癒へないほどの、重傷を負うた。抑も、床次氏の政友會脱黨は、自ら『本黨』と稱したほど、確乎たる信念の下に行はれた。民政黨脱黨は、對支外交に關する意見の相違のためで、是れまた、充分の理由があつた。而かも、憲・本聯盟は、大政友會再建の念願に驅られたと

は云へ、手段を擇ばざる權略であつたと、言はれても、辯解の辭はあるまい。

其れでも、其の時に、自らは一旦『山』に入り、黨員を政友會に復歸せしめたならば、傷は容易に癒へたであらう。而かも、亂軍中の勢ひは、何うしやうもなく、民政黨、新黨俱樂部とさまよつて、六年振りに、疲れ果てた身を、古巢に寄せたのであつた。其れでも尙ほ、床次氏の政黨改革の初一念——自ら政黨を抱いて、自らの體温で、政黨を健全に育てたいと云ふ初一念は、火の如く燃えてゐた。其の頃の床次氏の歌に、『神はなほ吾をすてすや我が歩む道を光のあかるく輝す』とある。床次氏は決して絶望しなかつた。

神はなほすてす

濱口内閣は、直ちに田中内閣の稅政摘發に着手し、賣勳事件、鐵道事件等が續出した。是に於て、田中總裁は大に狼狽し、當時、甲州下部温泉に靜養中であつた床次氏に、東京を促がした。其れは九月十九日であつた。床次氏は翌二十日に歸京し、二十一日に、青山南町の私邸で、田中と會つた。田中は、深く、陛下に對し奉り、自己の責任を恐懼し、總裁を罷めたいから、善後策に就て考慮を願ふと言つた。床次氏は、其れはまだ早い。被疑者が起訴されるか否かさへ、判からぬ今日、君が逸早く責任を引くのは、反對黨の畏に

田中を慰撫す

床次氏と田中義一の最後の密談

陥るものであるかも知れず、また、被疑者に對しても、何うかと思ふ。——と戒告した。すると田中は、ツト起ち上り、軍人式の直立不動の姿勢を取つて、『おぬしが、然う言つてくれると、おらは、嬉しいぞ』と、大きな聲で言つたと云ふことである(床次氏直話)。彼は黨内の一部に、自分を追ひ出さうと云ふ運動が、起りつゝあつたことを、知つてゐた。結局、田中は床次氏の勸告に従つて、暫く事件の経過を見ることに決し、其れから雑談に入つた時に、田中は『來議會は解散だ。三つ(三百萬圓のこと)だけは、何うしても、用意しなければならん。おぬしも、勿々のことで、困難だらうから、おらが、半分は助ける。』と語り出した。床次氏は面喰つたのである。話しの様子では、田中は、既に、床次氏に總裁を譲つてゐるかのやうな態度であつた。併し、床次氏は其れを突きとめなかつた。而して、唯だ曖昧に、選舉費は、其の場に臨むと、何うにかなるさ。——と笑つて別れた。是れは、床次氏から聞いたと云ふ藏園三四郎氏の、談話である。

所が、越えて二十九日に、田中は死んだのである。享年六十六歳であつた。床次氏が、田中の墓に展じて詠める歌。——

田中逝く

武藏野の多摩のおくつき訪れて紅葉をさそふ時雨にぬれぬ

六

政友會總裁の後任としては、床次氏を推さんとする一派と、鈴木喜三郎を推さんとする一派と、相對峙の姿となつた。

曾て英國に於て、保守黨の首領バルフォアが隱退した時、後任候補者と見られた所の、オースチン・チエンバレンとウォーター・ロングの二人が、勢力伯仲し、孰れを推すも、黨の分裂は免れない危険があつたので、未だ一度も、閣員になつたこともない、後進のポナー・ロウを、後任としたことがあつた。所が、日本人は、斯やうな場合、老人を引つ張り出す癖がある。政友會も、七十五歳の、犬養毅を、信州富士見高原の隱棲から引つ張り出した。尤も、ポナー・ロウとなり得る人物を、見出すことも出来なかつたのである。床

犬養毅、政友會總裁となる。

次氏は鈴木と共に、顧問となつた。

實に變れば變る世の中である。四十年來、常に、犬養と戦つた政友會が、其の犬養を、今や、自身の首領として、推戴したのだ。岡崎とか、望月とか、自由黨以來の長老は、内心、悲憤に堪へなかつたであらうけれども、黨の紛糾を恐れて、泣く泣くも、之れを忍んだ。然れども、犬養のことであるから、總裁受諾に就て、何かの條件を持出すかも知れない。若し、然うなれば、却つて幸ひだ。——と思つた望月は、犬養に内交渉に行く筈の幹事長森格に、『吾黨には、總裁候補者は、有り餘るほど、幾人でもゐるのだから、若し犬養に、條件でもあるなら、其れを聞くまでもなく、御斷りだと、然う犬養に傳へて貰ひたい。』——と、辭色激しく、喝言した。森は其れを諒承して、犬養を湯河原の温泉宿に訪ねたが、其の通りのことを、犬養に傳へたか、否かは知らない。犬養の當時の心境に關しては、鶴崎鷺城氏の『犬養毅傳』に、左の如く叙してゐる。

當時黨内には果して氏が引受けるや否やを疑ふ者があり、世間でも多分辭退するので

はないかと想像してゐた。氏は固より進んで總裁を買つて出る氣はなく、随つて總裁問題に關する情報を耳にしても知らぬ顔でゐたが、然し退隱はしても全然政友會と垢の他人になつた譯でないし、殊に議席も其のまゝであるから、若し黨議一決して擔がれば擔がれるまでのこと、強いて勿體振る必要はないと思ふてゐた。それ故森が幹部會の決議を齎して内諾を求めると、氏は内諾も公諾もない。黨が要求すれば黨の爲めに推舉に應ずるのが當然ではないかと別に面倒な條件を持ち出さず、極めてアッサリと即諾を與へた。

昔日の犬養でなく、既に枯淡、老熟の彼は、日常茶飯事の如くに、政友會總裁の椅子に就いた。

政友會は十月（昭和四年）十二日、新總裁推戴のため、臨時大會を開き、元田肇の提議によりて、高橋是清が、犬養を總裁後任に指名した。勿論、満場異議なく、犬養は、大要左の如き就任挨拶を述べた。

犬養總裁就

任の辭

只今大會の御推舉を蒙り、不肖老生に取りては過分の光榮として感激に堪へず、謹んで御受け致します。御承知の如く往年感ずるところありて政界引退の意を決して以來、名は議會の一員たるも、實は時務に關係なき閑散の身でありましたが、目下内外多難の時に當り、多年政治を生命とした自分としては、必要の場合に一身を捧げて國家に貢獻すべきが當然の義務と信じ、老殘非才を顧みず敢て此大任を汚すのであります。素より黨員諸氏の御援助によつて責任を盡したいと存じます。目下内外多事の時に處し、進んで國家の新運命を開拓するには、諸君と共に吾黨創立當初の精神に鑑み、質實公明の心を以て更始一新の氣力を發揮し、時代の要求に順應した新政策を樹立したいと存じます。要は全國民の幸福、即ち國民の生存並に向上に適切なる政治目標として諸般の改革を行ふべきであります。此の改革も從來の内閣の如く膏藥貼りではいけぬ。そこで多年の懸案である行政の根本的改革は如何にすべきか、産業立國の具體的方法は如何にすべきか、中央並に地方の負擔は如何にすべきか、選舉の腐敗は如何にして匡正せらるべきか、國際關係殊に隣邦との關係は如何にせば改善せらるべきか、其他數へ來れば當面の大問題は多々あります。是等の政策は吾黨當該諸機關の議定を経て宣明すべきものと存じます。元來吾黨の制度は前總裁が選舉制を取られて以來、總裁の任務は黨の議定書を経た諸般の事項を執行するものにて即ち黨の代表たるに過ぎない、又政黨としては斯くあるべきものと信ずるが故に政策の如きは總て黨議を待つてこれを宣明致す考へで

ある。尙ほ此際一言すべきは、元來政黨を樹て互に相争ふ以上は、一種の戦ひであることは申すまでもない。戦なるが故に勝たなければならぬが、唯だ勝たんが爲めには手段方法を選ばぬ結果として、陰險苛辣言ふに忍びざる政情を見るに至つたのは、實に深憂に堪へないところであります。それ故に吾黨に於ては前途如何なる難關に遭ひ苦境に立つことがあつても、飽まで公明正大正々堂々の陣を以て進み、苟も陋劣なる手段に出でざるやう互に戒めたいと思ふのであります。茲に謹んで諸君の高意に對し、不肖全力を擧げて之に報ゆることを誓つて置きます。(『犬養毅傳』)

實は、犬養は、鈴木の準備が出来るまでの間、總裁の椅子を預つたに過ぎない。——と評する者もあつたが、兎に角、右の『犬養毅傳』に書いてある心境を、事實と見て置かねばなるまい。何人と雖も、あの老雄が、然やうな小細工の相手になつたであらうとは、信じ得ないであらう。然れども、さすがの彼も、其の就任の挨拶に述べた通り、政友會を、意のままに驅使しやうとは、思はなかつた。勿論、出来もしなかつた。恐らく、彼は、色々の不満を抱いて、死んだであらうと察する。やはり彼は、信州の富士見高原に、悠々自適の殘生を、楽しむ方がよかつたかも知れぬ。

床次氏は、犬養總裁の間、沈黙を守り勝ちであつた。其の頃の床次氏の歌。――

寒 梅

池水の面にうつれる梅か枝にかしりてさゆる冬の夜の月

人より金を贈られて之を斷る文に付し

人の世になくはならぬ○なれとありてもこまる○もあるなり

人力を讃ふ

日々にくむ庭のいは井の水のことつきぬは人の力なりけり

或會合の席にて

しきしまの大和島根にうちよする波のりこえてすゝむ國人

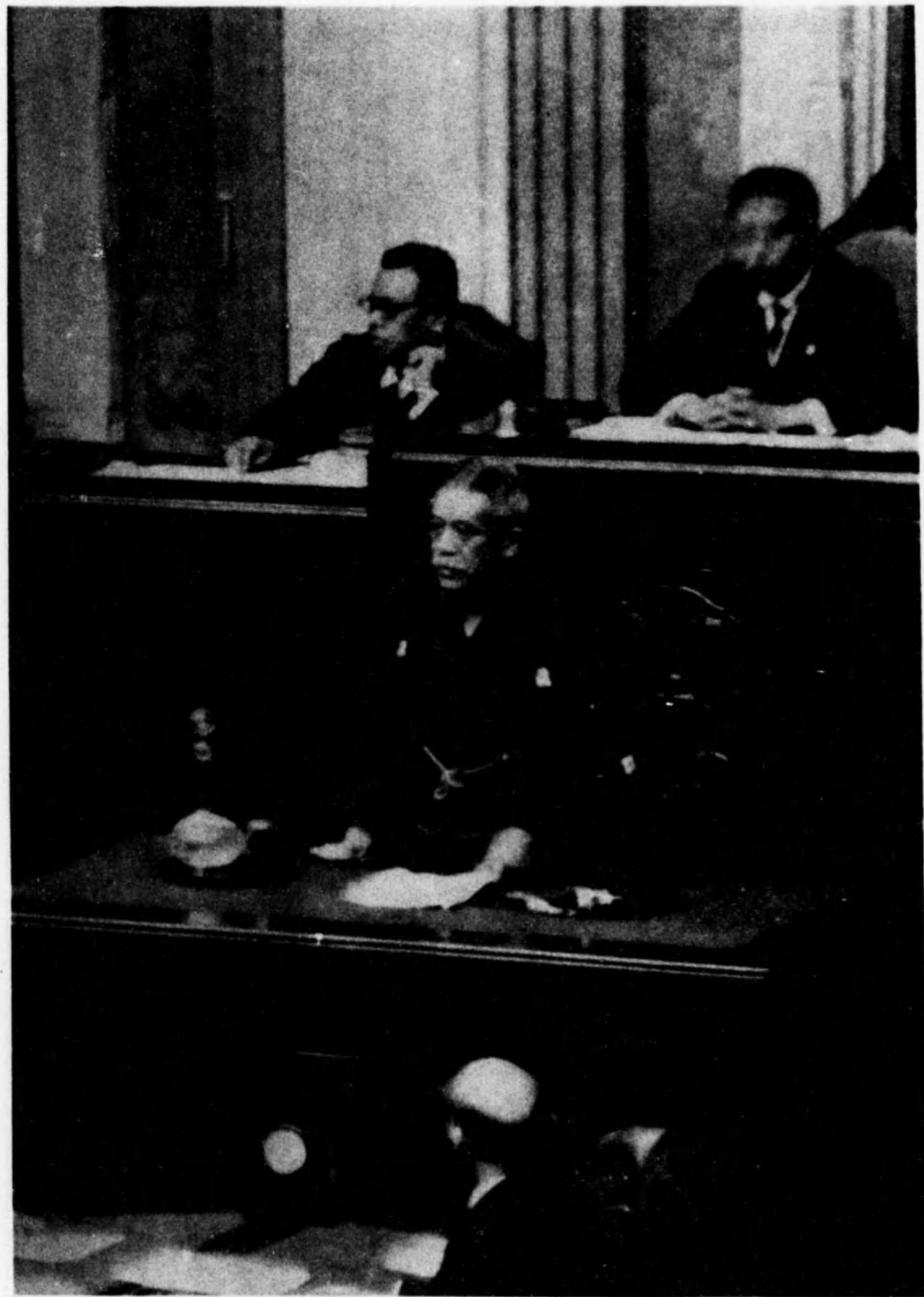
昭和五年――昭和六年

第三五 民政黨内閣を行く

――内閣不信任の大演説――



(會部幹會友政日五十一月六年六和昭) 本山 月望 村川 次床 養六 崎岡 士三リと右列前



(院議衆日十二月三年六和昭) 劾彈閣内口濱

第三五 民政党内閣を行く

— 内閣不信任の大演説 —

第五十七議
會解散

濱口内閣は、第五十七議會を解散した（昭和五年一月二十一日）。解散の理由は、政府黨が少数なので、政局の安定を期するためであつた。

總選舉の結果、民政黨は百七十二人から、二百七十三人に激増し、政友會は二百三十九人から百九十四人に轉落した。蓋し、田中内閣の疑獄事件が、敗北の最大原因であつたであらう。やがて破綻を曝露した所の、濱口内閣の財政經濟政策の間違ひに就ては、民衆は批判の知識を有しなかつた。

三州兩縣の選舉結果は、左の通りであつた。

民政党内閣を行く

民政党内閣を行く

鹿兒島縣

第一區(五人)

- 一五六〇六 公認 床次竹二郎(政)
- 一五四四四 公認 春島東四郎(民)
- 一〇二二一 井上知治(政)
- 九九五〇 公認 藏園三四郎(政)
- 九四九三 中村嘉壽(政)
- 九二七七 公認 原 耕(政)
- 七八七九 公認 岩切重雄(民)
- 六七二四 岩川與助(政)
- 二三六八 今藤繁(政)

第二區(四人)

- 一六五八六 公認 山本實彦(民)
- 一四〇四二 公認 寺田市正(政)
- 一三一〇六 公認 東郷實(政)

一〇〇八

第三區(三人)

- 一二七九五 公認 崎山武夫(政)
- 一二七〇九 公認 赤塚正助(政)
- 四一一一 公認 逆瀬川仁次郎(民)
- 三〇三八 富吉榮二(勞農)
- 三〇二五 天辰正守(政)

第三區(三人)

- 一四四一五 公認 久留義郷(民)
- 一〇八九四 公認 津崎尙武(政)
- 九七六四 公認 永田良吉(政)
- 七七二二 公認 山元龜次郎(社民)
- 七六五六 公認 英義彦(政)
- 四六三五 公認 前田郁(民)

宮崎縣

(五人)

- 一七二一五 公認 佐々木芳照(民)
- 一五八二〇 公認 三浦虎雄(民)

- 二二八〇六 公認 鈴木憲太郎(民)
- 一一六六四 公認 小村俊一(民)
- 一〇八〇四 佐藤重遠(政)
- 八六六七 平島敏夫(政)

- 八五九六 大迫元繁(政)
- 八一二六 陣軍吉(政)
- 五三二五 隈本和平(政)
- 四〇四五 二見甚郷(政)

濱口内閣は、總選舉に大勝し、一時は、政局安定の姿であつたが、財政、經濟政策を誤まつた結果、驚くべき不景氣が襲來して、失業者が續出した。また、ロンドン條約によりて、軍部方面との磨擦を生じた。また、外交軟弱の批難が、識者の間に高くなつた。

昭和五年十一月十四日の朝、濱口首相は、東京驛プラットホームに於て、一兇漢に狙撃され、瀕死の重傷を負うた。是に於て、外相幣原が臨時總理大臣代理となつた。

民政党内閣を行く

一〇〇九

濱口首相遭
難

暫く、沈黙を續けてゐた床次氏は、第五十九議會（昭和五年十二月—昭和六年三月）に及んで、遂に、猛然として起つた。政友會が、内閣不信任決議案を提出するや、床次氏は犬養總裁に代つて、其の説明の任に當り、堂々五十分にあたる大演説を試みた（昭和六年三月二十日）——

床次氏の大
演説

諸君、私は提案者を代表致しまして、政府不信任決議案提出の理由を説明致します。現内閣成立以來、吾々は努めて所謂政争を避け、政策を以て國民に訴ふるの態度を採りましたことは、天下公知の事實であります。苟くも内閣が大命を拜し組織せられたる以上は、假令反對黨の内閣であつても、十分に其の政策を實行せしむるの雅量と好意を持つべきは當然であります。故に現内閣が政策に於て吾々と所見を異にするもの多きに拘らず、倒閣運動を避け、政府をして安んじて國政に當らしむることを努めたのであります。然るに今や現内閣在職一年十箇月、其間の治績を通觀するに（一）施政全く其途を誤り（二）政策殆ど失敗に歸し（三）國政の前途真に寒心に堪へざる

ものあるを認めますが故に、茲に不信任決議案を提出して、其の處決を促すに至つた次第であります。

今日の財界の深刻なる不景氣が、必ずしも總て政府の責任に歸すべきものではないことは勿論であります。將來の形勢に就いても觀測區々に岐れますることも亦、之を認めなければなりません。併しながら其間天下萬人悉く承認しなければならぬ動かす可からざる事實が自ら存するのであります。

現在の財界に現れたる事實、即ち農商工各方面に亘る深刻なる打撃、國民購買力の大幅減少、破産の續出、不拂の激増、貿易の極度なる萎縮減退、農村の疲弊困憊、多數地方銀行の破綻、恐るべき失業者の續出及之に伴ふ中央地方財政の窮乏、國民生活の不安、人心の沈滞悪化の如き、此等各種の險惡なる事態は、悉く政府の豫想以上に出でたるものでありますことは、疑ひを容れざる所であります。

政府は金輸出解禁の準備並に對策に就いて深く考量する所なく、主として、財政の整理緊縮と消費節約の宣傳にのみ信頼したのであります。是が抑々政治の根本要道を誤

財界の不景
氣問題

つたのであります。故に其の結果に至つては、悉く政府の聲明を裏切り、今日の如き非常重大なる事態を招來し、爲に全國民の多數は悲慘なる境遇に沈淪し、此恐るべき悪政を呪咀するに至つたのであります。

抑々國運の盛衰は實に國民元氣の消長に因ることは、歴史に照らして明かなることです。申す迄もありません。従つて政治の要道は維新宏謨にあるが如く、經倫を盛にして人心をして倦まざらしむるにありませぬ。我國が明治以來幾多の國難を透過して、克く今日の國運を招來したるもの、一に國民元氣の作興と其の奮起とに因るのであります。然るに今日の難局に處して、政府が徒らにそれが打開の途を、一に消費節約に求めたのは、大なる誤りと謂はねばなりません。

吾人の人生觀を以てすれば、人生は向上發展である。向上發展なき人生は、人生にあらずと言ふも可なりと思ふのであります。

政府は今日の不景氣を以て、一に世界的不景氣に歸し、何等策の出づる所を知らず、國民に向つて屢々隱忍を叫んで居るのは、誠に頼りない話ではありませんか。何故に

先づ第一に國民の傳統的精神に訴へて、其の奮發興起を促さなかつたのであるか『少く費へ而して持て』と云ふよりは『より多く働け而して多く費へ』と激勵しなかつたのであるか。政府の此の政策は、國民を貧乏にし、其の意氣を銷沈せしめ、國民を小國民たらしむるものである。而して此の政策の續く限り、景氣の好くなる筈はないのであります。時局匡救の途は先づ人心轉換を圖るの外にないと思ふのであります。

政府は最近景氣恢復の兆現れたりと申しますが、即ち政府の『インフレーション』策は確かに都市中央財界の一部を賑はしつゝあるに相違ないが一度眼を轉じて地方の状況を見ますれば、前途の形勢眞に憂慮に堪へざるものがあります。農産物の價格は生産費以下に暴落し、農家の大部分は其の勤勉努力に酬られないのみならず、地方中産階級の倒産相踵ぎ、到る處經濟的不拂の状態を呈し、國稅又は地方稅に對する滞納或は不納、愈々増加するに至つたのであります。消費者の大部分を占むる農民の經濟が、斯くの如き不安なる時代に於て、財界の健全なる恢復を期することは到底不可能であります。此の狀況は應て中央に反映し來ることは必然であります。農

村の窮迫に伴ひ、特に憂慮すべきは人心の動搖、思想の悪化であります。今や地方民心は生活の不安に脅かされ、其の醇風美俗は漸く地を拂ふに至り、茲に精神的變調を呈するに至らん事は深甚なる注意を要する問題であります。政府が此の如き重大なる事態に對し、徒らに樂觀の説を流布して、何等成案を有せず、彌縫を事とするは、誠に痛嘆に堪へざる所であります。

政府は金解禁に因つて、國際的に我が經濟關係が常道に復し、貿易は自ら順調になり國際貸借は自然に好轉するものと考へたものと思ふのであります。併しながら私は此の觀測に對して大なる疑問を有せざるを得ないのであります。最近世界の經濟界に於ては關稅戰爭が列國間に不遠慮に開始せられ、金爭奪戰が激烈に演出せられて居るのであります。斯くの如き世界經濟戰爭の渦中に在りましたは、我が國のみが獨り自由放任の考へを持ち、何等施設する所なくして、徒手空拳、世界經濟戰場裡に突進したるは、危険千萬と謂はざるを得ないのであります。而も其の影響の意外なるに驚き周章狼狽、事後の處置を誤ること甚しきものがあるのであります。産業の合理化、國産

の獎勵等は空なる宣傳に過ぎず、蠶絲救濟米價調節の失敗は、昭々として國民環視の前に暴露されたではありませんか。世界經濟戰に對する用意と覺悟とがなければ、我國對外的經濟關係は、決して安定するものではありません。現内閣成立以來、國際貸借は如何に改善せられましたか、輸入超過は多少減少しても、貿易は非常なる萎縮を來して居るではありませんか。産業は萎靡不振に陥つて居るではありませんか。而して政府は彌縫糊塗を事とし、何等爲す所が無いではありませんか。我國の一部には、自由主義が經濟上動かすべからざる眞理の如く論せらるゝのであります。此の思想は現在の世界に其の儘適用し得ざるものと信するのであります。總ての國、總ての人類が自由主義に據るのが、一の理想ではありませんけれども、事實は必ずしも理想と一致するものではありません。世界の現狀を忘れ、空なる自由主義の思想に支配せられ、未曾有の經濟國難に處せんとするのは、誠に危険なりと考へるのであります。宜しく産業政策の大方針を定め、朝野力を一にし、積極的に其の遂行に努力しなければなりません。此點に於て吾々は現内閣と政策の根底を異にし、従つて諸般の經營施

設に對する意見を異にするものであります。

財政整理は現内閣の重要政策であります。財政整理の根本は經濟の整理にあるは申すまでもありません。今日の如き悲惨なる經濟状態を基礎として財政の安固を望むは、恰も砂上樓閣を築くが如きものであります。今日の如き經濟政策を以てしては、民力枯渴減退して、歳入の激減を來し財政の窮迫を來すは當然であります。現内閣成立以來、歳入の激減年々甚しきに至りたるは、議會開設以來其例を見ざる、未曾有の現象であります。明年度豫算亦同様の結果に陥るべきは、豫想到難からざる所でありませぬ。是れ政府の政策失敗を如實に證明するものであつて、其の責任重且大なりと申さなければなりません。

國家の財政は個人の經濟と異なり、入るを計つて出づるを制すべきものではありません。國民の利福、國運の進展を本位とし、必要なる經費に對し歳入を調理するのが、財政上の任務であります。減少に餘儀なくせられて、漫然歳出を減額するのは、何人にも爲し得る所であつて、何等經綸手腕を要せざる所であります。

政府は財政の整理緊縮と稱するも、其實一定の方針に基く緊縮ではありません。歳入激減の結果已むを得ずして切詰めたる、窮策に過ぎないのであります。而も歳出の減額も、其の大部分を繼續事業の繰延べに求めたる結果、將來に禍根を残し、財政紊亂の端を開くに至りました。若し夫れ預金部資金の運用に至りては、現内閣の手に據りて、極度に攪亂せられたのであります。非募債主義を標榜し乍ら、既に募債の必要に迫られ、政策破綻を餘儀なくせられたのではありませんか。一方に非募債と稱して事業を縮小し、失業者を續出し乍ら、他方に失業救濟事業公債を發行するが如きは、矛盾撞着の處置であります。

減税は現内閣の最も力を注ぎたる所でありますが國民經濟力は極度に減退し、今や國民は負擔の過重に苦み、苛斂誅求を訴ふるの聲、全國に滿つるに至つたのであります。租税の滞納の増加は全く失政當然の歸結であります。國民の要求するのは空なる減税にあらずして、經濟的活動であります。負擔力の増加であります。而して眞に熱望して已まざるは、生活の安定であります。

地方財政の窮迫は近來益々急を告げ、甚しきは地方自治體にして、支拂不能の状態に陥りたるものあるに至つたのであります。是實に容易ならざる事態であります。地方自治の破壊は國本を危ふからしむる不祥事であります。以上申述べましたる財政及經濟の失敗は、各方面に亘り重大なる形勢を醸し、其の禍害測るべからざるものがあります。内閣の更迭に因つて、政策轉換の途を開くの外には、時局匡救の策なしと斷定しなければなりません。

現内閣の外交は一言にして之を評しますれば、國際事務あつて國策なしと申さなければなりません。又他の方面から之を觀れば、國際協調も若し夫れが眞の國際協調であるならば、素より賛成であります。現内閣の爲す所を見るに、唯徒らに國際協調と云ふ名に囚はれて、國家の存立に立脚出發する自主外交なしと申さなければなりません。如何にも目前は或は表面は、平和的無難なる外交であります。實際に於ては國威を失墜し、國交の不安を馴致するの因を作りつゝあるのであります。

我國は革命後の中華民國及露西亞兩國に隣接するが故に、所謂革命外交に直面するの

立場に在るのであります。兩國の外交が其の特殊の國情よりして、積極的であり、徹底的であり、或場合には大膽露骨であるのは免るべからざる所であります。之に對する帝國の外交は、我が國策に基く大方針を定め正々堂々たる態度に出づるの外、策なきこと勿論であります。此の意味に於て現内閣の外交は、根底より誤つて居ると申さなければなりません。遺憾ながら、現内閣の外交なるものは、東洋に於ける我國の立場を辨せず、露支兩國の目的方針を知らざるものではないかと思ふのであります。

吾々の所見では東洋の和平を保ち、其の文化を進め、因つて以て世界の文運に貢獻する、是が我國の使命である。帝國の軍備も、外交も、此處に其の基調を求めなければならぬのであります。

故に帝國の執るべき外交方針は極めて明白であると存じます。
中華民國に對しましては、善隣の誼を結び、密接なる經濟關係を維持し
同時に滿蒙に於ける我國の地位を確保し、經濟的發展を圖ること
露國に對しては、既得の權益を確守し、圓滿なる通商關係を實現すること

而して以上の關係を基礎とし、永く東洋の平和を維持すること
是帝國外交の眞髓であると信するのであります。

以上の見地に基き最近の情勢を觀まするに、遺憾を感ずる所甚だ多いのであります。
日支の關係に於ても兩國の意志疏通を欠くこと尠からず、各種懸案の解決困難を告げ
對露關係に於ては通商取引上の障礙頻出し、特に北洋漁業の問題は絶えず紛糾を極む
るのであります。政府の爲す所を見るに進んで我が政策の徹底に努むるのではなく、
事起つて後、事務的に當面を糊塗するに是れ日も足らざるの觀があるのであつて、却
つて大局を誤りつゝありと認めざるを得ないのであります。

滿蒙の現状に就いては頗る憂慮せざるを得ないのであります。帝國の生命線とも云ふ
べき滿蒙に於ける地位に關し不安動搖を感ずることは、吾々の斷じて黙視し能はざる
所であります。此の機會に於て、私は滿蒙に於ける我國の立場に關する吾々の所信を
披瀝するの必要を感ずるのであります。滿蒙は我國と經濟上重大なる關係にあるわけ
ではありませぬ。實に東亞平和の鍵が、滿蒙問題に懸かつて居るのであります。滿蒙

の現状に動搖を來すことは、即ち東亞平和の動搖であります。而して滿蒙に對する經
濟關係の不安は、同時に滿蒙に於ける政治關係の不安であります。

歐洲大戰に方り、幸に東亞の平和は維持致されました。今日に至つても尙此の平和が
確實に維持せらるゝのであります。是全く帝國が東洋平和維持の責任を、双肩に擔ふ
たる結果であります。此の責任を將來に向つて完全に遂行する爲には、列國も亦東亞
に於ける我國の地位を確認するの必要があるのであります。責任を擔當せしむるに
は、之を擔當し得る地位を保障するのが當然であります。

此點に於て私は倫敦會議に於ける政府の外交が、如何にも無定見であり、又餘りに名
のみの國際協調に過ぎたものであることを遺憾とするものであります。我國の當初の
主張は、東亞の平和を保障するが爲に、絶對必要なる最小限度のものであつたと信す
るのであります。其の當然なる主張を枉ぐるに至りましたことは、我が國策に對す
る信念を欠く結果であります。而して其の結果國防に關する疑惑を生じ、軍部内に甚
しき動搖を惹起したることは、政府の一大失態なりと申さなければなりません。

今回政府が提案したる補充計畫は、果して我が國防の安固を期する上に於て、遺憾なきものなりとの確信に基くものなりや否や、政府の説明を綜合すれば、將來第二の補充計畫を追加するの必要を否認し能はざるものと考へらるゝのである。國防の安全を圖らんとすれば減税の財源なきに至り、減税の目的を完ふせんとすれば追加計畫の財源なきに至ることは必然であります。故に政府の計畫は全く一時を糊塗するものにして、財政上より見るも國防上より見るも、將來に重大なる禍根を残すものと申さなければなりません。斯くの如く其の根底に於て信念を缺く政府の態度は、直に我國四圍の形勢に反映し、對外的威信に影響する所尠からざるは、深く遺憾とする所でありませぬ。

之を要するに現在各方面に現れて居ります外交の難局は、國策を顧みざる現内閣の事務的努力を以てしては、之を處理し得るの見込みが更に無いのであります。現内閣の如く我國の自主的立場を忘れ、對手國の態度意向にのみ迎合せんとする協調本位的外交を以てしましては、知らず識らずの間に、形勢益々不利に陥るの外はありませぬ。

ぬ。當面無事なるが如くにして、其間國威甚しく失墜し、四圍の情勢漸く險惡を加へ實は眞の國際協調をも危くせんとして居ることは、現内閣外交失敗の結果なりと斷じなければなりません。

以上は既往に於ける政府失政の大要であります。政府は之に對し當然其の責任を負はなければなりません。之と同時に失政に對し、其の跡始末の責任も亦現内閣之を負はなければならぬのであります。此點に就いて吾々は遺憾ながら現内閣の手腕技量に對し全く絶望せざるを得ないのであります。

現内閣は成立の初めに當つて、意氣頗る旺盛なるものがありました。組閣の手際と云ひ、十大政綱の發表と云ひ、私は確かに立憲的であつたと讃辭を呈するに吝ならざるものであります。然るに其後の経過を見るに失望禁する能はざるものがあるのであります。彼の官吏減俸案中止以來、政府は常に左顧右眄、政策に對する所信と勇氣とを失ふに至つたと認めざるを得ないのであります。十大政綱の多くは棄て、顧みず、重要政策も之を遂行するの熱誠なく、而も又反對に之を改變するの勇氣もなく、唯其の

日暮らしに没頭するの觀があるのであります。政治的に内閣の命脈既に盡きたるを覺らず、只管政權に執着するの餘り、憲政の本義を紊り、補弼の重責を忘るが如きに至つては、延いて我國の名教を破壊するものでありまして、閣臣諸君の爲、深く惜まざるを得ないのであります。所信と勇氣とを缺く所の現内閣は、二百七十餘名の絶對多數を有すると雖、氣飢え體疲れて中心腐蝕したる大木の如く、最早國家棟領の材たるを得ざるものと斷言せざるを得ないのであります。

今や天下の人心全く現内閣を去り、内閣彈劾の聲は野に滿つるの有様であります。閣員諸君亦内に顧み深く悟る所なければなりません。政黨の立場から申せば、當に捲土重來を策すべきの時であります。國政の上から申せば、速に進退を明かにし、天下人心の一新を圖るべき時であると信するのであります。

三

二月三日の豫算委員總會に於て、ロンドン條約に關し、政友會の中島知久平の質問に對して、幣原代理總理が『現に此の條約は御批准になつて居ります。御批准になつたと云ふことを以て、此のロンドン條約が、國防を危くするものでないことは明かである。』と答へたことから、大紛擾が起り、結局、幣原は總理大臣代理を罷め、三月十日から、濱口が、負傷の苦痛を忍びて、登院することゝなつた。

第五十九議會は、三月（昭和六年）二十七日を以て、無事終了したが、濱口の負傷は、漸次悪化した。そこで四月十三日、彼は、民政黨總裁の任を、若槻に譲ると同時に、總理大臣の辭表を捧呈し、閣員一同、之れに倣つた。

後繼内閣組織の本命は、若槻に降下し、若槻内閣は、翌十四日に成立した。濱口の負傷は、其の後、漸次快方に向つてゐた様子であつたが、盛夏に入つて、俄かに逆轉し、八月二十六日、遂に逝去した。

議會後、濱口内閣の財政、經濟政策は、層一層、大破綻を曝露し、收拾すべからざる状態に陥つた。其處にまた、九月十八日、滿洲柳條溝事件が突發した。

濱口内閣總辭職

若槻内閣成立

柳條溝事件突發

此の内外の困難を見た安達内相は、一は國家のため、また、一は民政黨の現勢力を保持するため、若槻内閣は茲に辭職して、各政黨の協力による内閣に、後を譲るのがよいと考へ、昵近者に對し、左の如く語つた。

安達謙藏の
協力内閣説

自分は、現下の内外重大時局に當面して、民政黨單獨の内閣では、何うしても、議會は切り抜けられぬと思ふ。故に、今日の時局は、一黨一派の政策や、面目や、行詰りに拘泥する時ではないと考へてゐる。即ち、總てを打ち棄て、黨派協力による政黨内閣で、國難に當るの外はない。一體、我々として考へねばならぬことは、我黨及び現内閣は、一昨年、盛んに行政財政及び税制の根本的整理節約を實行することを、國民に約束したが、今日までの状態では、聲明に副ふことは六ヶ敷い。恐らく宜い加減な整理しか出来まい。節約など云ふことが恥しい位で、省の廢合にしても、實際行はれるか何うか疑はしい。おそらく拓務省の廢止位が出来たなら、上出来であらう。之れは明かに、公的不履行である。

又、我黨は、非募債主義を、組閣當時から公約してゐるけれど、今は何うしても、相當多額の公債募集をせねばならぬ事情にある。之れは、民政黨内閣の非募債政策の破綻である。更に又、滿洲事件の前途、國際聯盟の將來等につき、考へて見れば、我黨單獨内閣で、國民の信を

繋ぎ、國難打開を遂行することは、困難である。故に、此の機會に處しては、舉國一致内閣を組織し、今迄の行き掛りを、一切打ち棄て、政策の建て直しをやらなければならぬ。又、今次の議會は相當紛糾を重ねるものとは、誰しも想像に難からぬ所である。若し代議士達が、議場に於いて、低劣な騷亂を繰返せば、結局は、議會否認論を、更に煽ることになる。故に、此際議會政治の爲めにも、須らく政争を休止して、協力内閣を作るべきである。而して、其の事が行はるゝならば、自分は、閣外にあつて援けよと云はるれば、欣んで外に在つて援助するし、また止つて協力せよとならば、如何なる椅子にでも、甘んじて止まる。亦た、政友會總裁の下にでも、喜んで働く。この國家の重大時局に直面して、私一身を顧る餘裕はない。自分は全く虚心坦懷、たゞ至誠奉公の一念あるのみである。

實際、この重大時局に直面しては、自分の一身などは、何うなつても構はぬ。眞に國家の爲めに盡し、又、民政黨の爲めにも盡すことが出来れば、それで宜しい。併し、其の内閣は、一年か半年かで潰れるかも知れぬが、その際には、民政黨が眞面目でさへあれば、議會で現在二百七十名の議員を持つて居るから、内閣は再び我黨に歸る。斯う云ふことになれば、帝國議會も、こゝ二三年は、解散なしで行ける。民政黨も、亦た、統制を保つて行ける。されば、淺ましい事を云ふ様であるが民政黨の黨略から云つても、どうせ内閣が倒れる運命に在る以上は、この際、舉國一致内閣を作る事が、最も賢明な策ではないか。若し、協力に反對して、單獨政友會内閣が出来て、その下に解

散されたなら、我黨は二百七十名の現在数が保てる處か、半減して仕舞ふであらう。故に、此の場合、何れの方面から觀測しても、是非とも、國家のため、民政黨のため、協力内閣を組織し、國難打破をやらねばならぬ。(立憲民政黨史)

四

また、安達と聯絡があつたか、否かは知らぬが、同黨の顧問富田幸次郎も、協力内閣を主張し、政友會幹事長久原房之助と折衝の結果、兩人の間に、左の祕密契約が成立した。

安達、久原
の祕密契約

- (一) 兩黨は時局の重大に鑑み、兩黨協力して此の難局に當る事。
- (二) 兩黨は虚心赤誠を披瀝して、政策を確立し國策の遂行を期する事。
- (三) 兩黨の何人に組閣の大命降下するも、閣僚の選考配置は、兩黨首協議して均等にすする事。

十月下旬、安達は舉國內閣説を以て、若槻に勸告した所、若槻も之れを諒承した。そこで彼は、十一月八日、九州の大演習に向ふ車中に於て、新聞記者に對し、舉國內閣の必要

なる所以を説いたのであつた。

安達の此の談話が、新聞紙に發表されると、民政黨は非常な衝動を受け、協力内閣反對の氣勢が強かつたので、若槻は、彼等の説に聽從するの餘儀なきに至つた。

安達も、黨内の空氣が、氣になつたらしく、十一月二十一日、九州から歸ると、直ちに『自分は、協力内閣を必要とする場合が生じたならば、之れに應ずる用意はある。然れども、未だ曾て、之れを計畫した事實はない。自分は、唯だ、然やうな信念を、有つてゐると云ふだけのことである。』と、新聞紙に發表した。

所が、其處に、富田が飛び出して、公然と若槻に對し、協力内閣を勸告するに及んで、(十二月十日)黨内は、鼎の沸くが如き騒ぎとなつた。そこで、黨出身閣僚は安達に對して、協力内閣説を拋棄するか、然らずんば、辭職せよと迫まつた。而かも安達は、之れを、二つながら拒絶したので、十二月十一日、若槻内閣は遂に倒壊した。

若槻内閣倒
壊

(附記) 新聞に發表した安達の談話

我黨内閣は世界變革の秋に當り、國民の興望を擔ひて、外交にも最善を盡して來たが、今後も形勢に順應し、

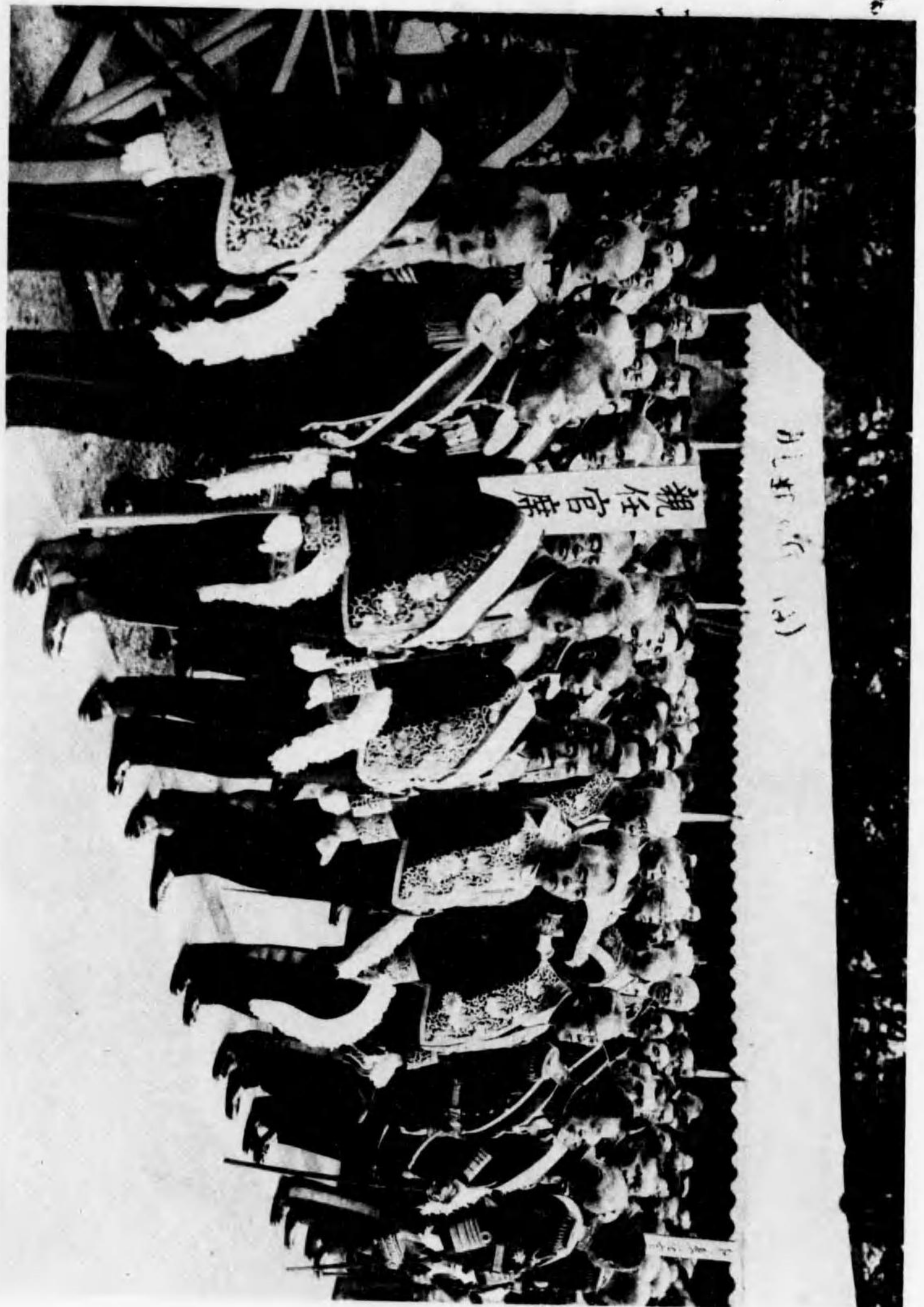
民政党内閣を行く

難局を打開するに就て確信と実行力を有してゐる。併し時局は何としても重大である。故に若し國民の信念と決意を示す上に於て、政黨の協力を基礎とする國民内閣を必要とする場合が生じたならば何時でも之に應ずるに、決して躊躇するものではないことを言明する。但し之れば、協力すべきものが超黨派的愛國心を以てするにあらざれば、たとひ必要であつても實現は至難であるから、獨自奉公を致すのである。自分は其の手段方法に就て瀬踏みをしたこともなければ計畫を立てたこともない。たと政治家として現状を靜觀し、責任の重大なるを感じて、大所高所から國家のために善處せねばならぬと考へてゐる。自分の此の信念は外間の揣摩憶測を生ずる材料になつてゐるやうに聞くが、自分は眞實に公明に、然様に思つてゐると云ふだけのことである。

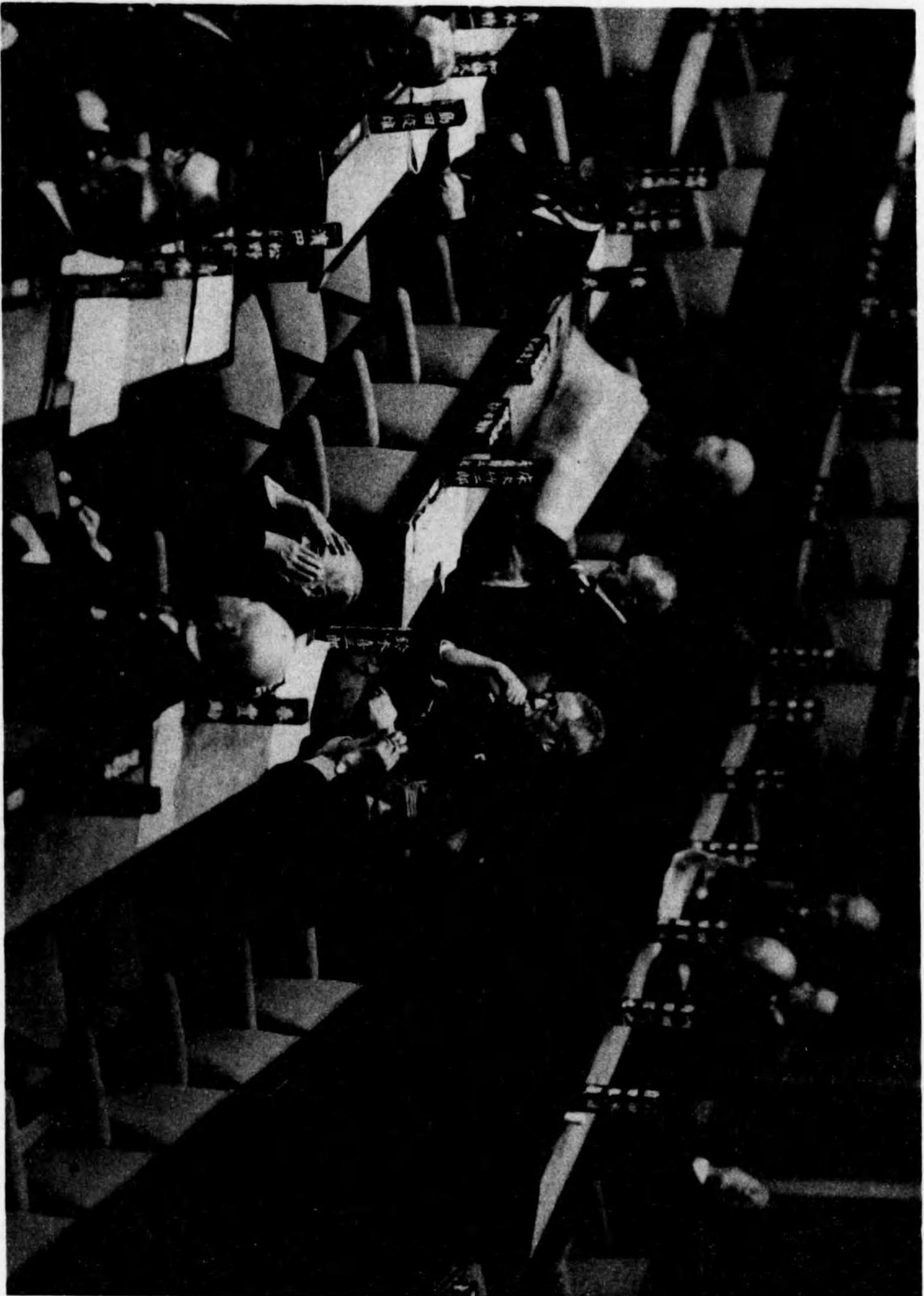
昭和六年—昭和八年

第三六 犬養内閣から齋藤内閣迄

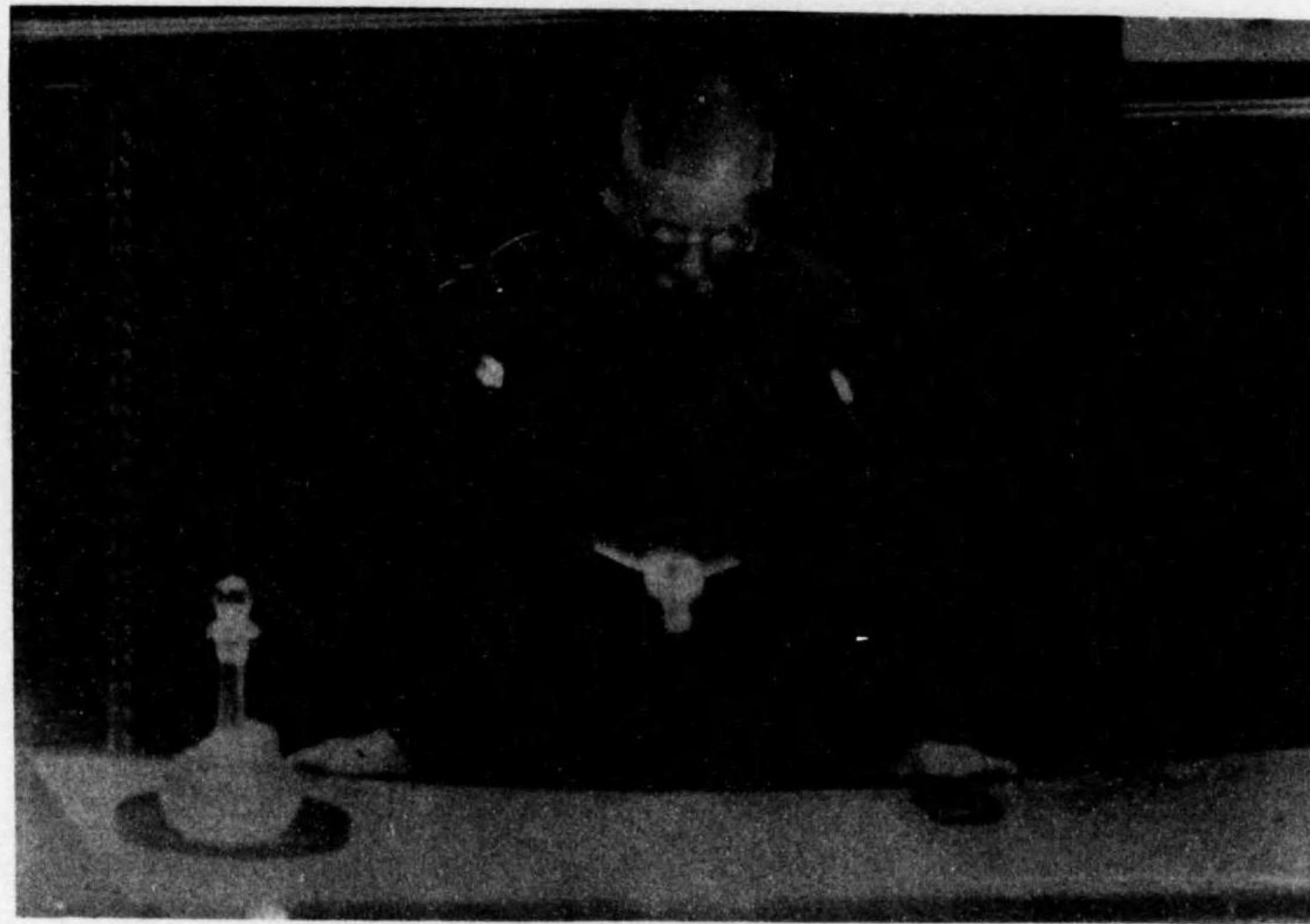
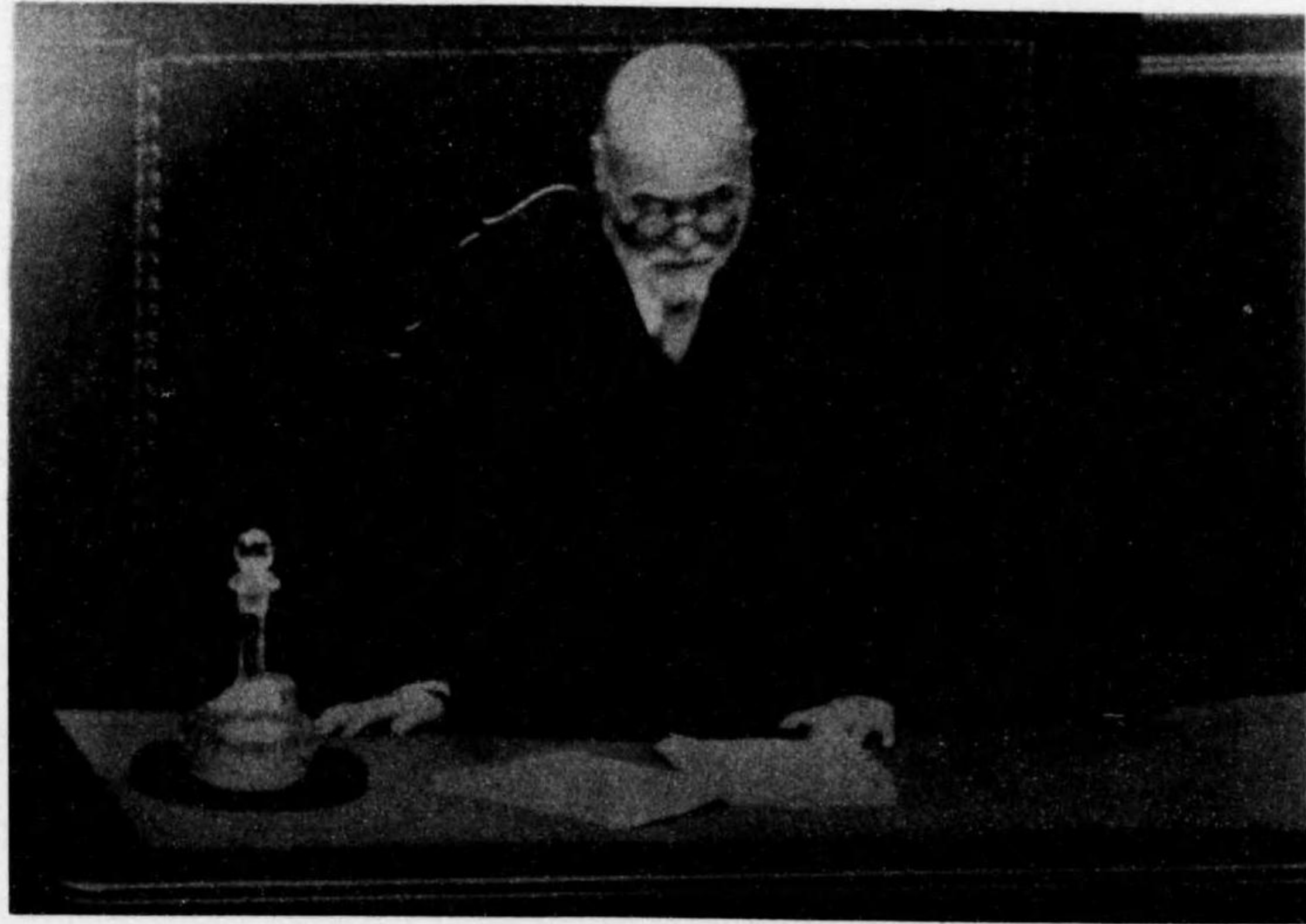
—舉國一致を強調す—



祭大時臨社神國靖日七十二月四年七和昭
相折秦 相商田前 相法木鈴 相鐵次床 長議院密樞富倉 相首養犬引 上左列前



昭 和 八 年 二 月 四 日 衆 議 院 議 場



高橋蔵相の財政演説と
大岡次郎の大同団結大演説
(昭和九年一月廿三日衆議院)

第三六 犬養内閣から齋藤内閣迄

— 舉國一致を強調す —

昭和六年十二月十二日午後八時、後繼内閣組織の大命が、犬養政友會總裁に下つた。是れより先、久原と富田が、協力内閣の計畫を進むるや、政友會内にも、協力と單獨の兩論があつたが、犬養總裁は、斷乎として、久原の進言を斥け、單獨内閣を組織した。彼は、十二日の深夜、即ち、十三日午前二時頃までに、陸海軍大臣を除く、全部の閣員銓衡を終り、同日午後、左の如く、親任式が行はれた。

犬養内閣成
立

内閣總理大臣(芳澤が歸朝するまで外相兼任)

犬 養 毅

犬養内閣から齋藤内閣迄

犬養内閣から齊藤内閣迄

一〇三四

内務大臣	中橋徳五郎
大藏大臣	高橋是清
陸軍大臣	荒木貞夫
海軍大臣	大角岑生
司法大臣	鈴木喜三郎
文部大臣	鳩山一郎
農林大臣	山本悌二郎
商工大臣	前田米藏
逓信大臣	三土忠造
鐵道大臣	床次竹二郎
拓務大臣	秦豊助

内閣書記官長

森格

法制局長官

島田俊雄

適材適所？

適材適所と云ふ點から言へば、床次氏こそは、當然、内務大臣であらねばならなかつた。併し、床次氏の、正面の競争者たる鈴木も、内務大臣を望んでゐたので、犬養總裁は黨内の平和のために、兩人共、他省に廻はし、中橋を採つたと云ふわけであらう。——と、一應は思はれた。然るに、翌年三月十六日、中橋が病氣で辭職するや、犬養首相は、一時、自ら内務を兼任し、床次氏に諒解を求めた上、同月二十五日、鈴木を内務に轉せしめた。之れに就ては、黨内一部に大なる不満があり、犬養首相も、内心は、苦しかつたであらうと察せられる。其れとも、彼もまた、鈴木を最適任者と、考へたであらうか。

二

第六十議會

第六十議會は、昭和六年十二月二十五日を以て、召集された。翌七年一月八日、天皇陛

犬養内閣から齊藤内閣迄

一〇三五

下が、觀兵式より還御の御途次、一大不祥事が突發した。内務省の告示、左の如し。

不祥事件

本日午前十一時四十四分ごろ鹵簿麴町區櫻田町警視廳々舎前街角にさしかゝらせられたる際奉拜者線内より突然鹵簿第二輛目なる宮内大臣乗用の馬車（御料車前方約十八間）に手投彈様のものを投じたるものありたるが同大臣乗用馬車の左後車輪附近に落ち車體の底裏部に拇指大の損傷二、三を與へたるも御料車その他に御異状なく同十一時五十分御無事宮城に還御あらせられたり
犯人は警視廳警視石森勲夫および巡查本田恒義同山下宗平および河合憲兵上等兵内田憲兵軍曹などにおいてこれを逮捕し警視廳に引致して目下取調べ中なるがその氏名左のごとし

朝鮮京城生れ淺山昌一こと 土工 李

李

奉

昌（當三十
二年）

内閣に於ては、直ちに緊急閣議を開き、總辭職と決定し、犬養首相は、午後五時參内、辭表を闕下に捧げた。

天皇陛下には、鈴木侍從長を、興津に差遣はされ、元老西園寺に御下問あらせられた。

九日午前、犬養首相は御召によりて參内、『時局重大の際なるが故に留任せよ』との優詔を拜した。

犬養首相は、恐懼措く所を知らず、『今回の事件に對する過失をおとがめもあらせられず、唯今御言葉を拜しましたことは、感激の至りに堪へませぬ。歸りまして、各閣僚と協議の上、改めて奏上いたします。』と云ふ旨を、言上し、御前を退下したる後、直ちに閣議を開いて、御詔の趣を傳へ、進退に就て、協議した結果、斯くの如く、ありがたき御詔を拜した以上、留任して、一層、奮勵努力すること、臣子の本分であると云ふ意見に一致し、犬養首相は、重ねて參内、閣議の結果を奉答し、御禮を言上して退下した。

第六十議會
解散

第六十議會は、昭和七年一月二十一日、休會明けの日に、解散せられた。解散の理由は『政府は少數黨を基礎としては主義主張を實行し以て人心の安定を期する能はず茲に衆議院の解散を奏請し國民の信任を問ふものなり』と、云ふのであつた。

總選舉結果

總選舉は、二月二十日を以て行はれた。其の結果、政友會は三百三人と云ふ、驚異的多數を獲得し、民政黨は百四十六人と云ふ慘敗であつた。

三州兩縣の結果は、――

鹿兒島縣

第一區(定員五人)

- 一八四三一 公認 原 耕(政)
- 一七九一三 公認 床次竹二郎(政)
- 一六四一七 公認 藏園三四郎(政)
- 一四二一六 公認 井上 知治(政)
- 一三三七五 公認 中村 嘉壽(政)
- 六六八二 公認 春島東四郎(民)

第二區(定員四人)

- 二一五三一 公認 東 郷 實(政)
- 一六八七四 公認 崎山 武夫(政)
- 一六七三二 公認 天辰 正守(政)
- 一四八二九 公認 寺田 市正(政)
- 六七七〇 山本 實彦(民)
- 一六七二 尾崎 末吉(中立)

第三區(定員三人)

- 一五九〇〇 公認 金井 正夫(政)
- 一五七八一 公認 津崎 尙武(政)
- 一一三三九 公認 永田 良吉(政)
- 七六三七 公認 山元龜次郎(社民)
- 五四七四 公認 久留義 郷(民)
- 一九二三 公認 前 田 郁(民)

宮崎縣(定員五人)

- 一七二〇九 佐藤 重遠(政)
- 一六九一一 手島 敏夫(政)
- 一四八七六 渡邊 與七(政)
- 一二九一一 田尻藤四郎(政)
- 一一三五四 水久保甚作(政)
- 九八一六 伊藤 岩男(政)

牧 胤 吉(政)

特別議會

犬養首相の
兇變

解散後の特別議會は、三月十八日を以て召集され、二十五日に會議を了つた。政府は三百三名の與黨を有し、而かも、主要な議案は、滿洲事變に關聯する軍事豫算であつたから、何等の紛糾もなかつた。

所が、五月十五日に、犬養首相が兇變に遭つたのである。全閣員は、直ちに辭表を捧呈し、御沙汰を待つた。其れは當然の事であつたが、問題は、政友會の後任總裁選定であつた。床次氏と鈴木は、相伯仲せる勢力を有し、投票によりて決定すべしと云ふ議論もあつたが、投票の結果、鈴木が勝つても、床次氏は脱黨などしないけれども、床次氏が勝てば、黨の分裂は、必至の情勢であつた。そこで、床次氏の

三

- 七〇七一 二見 甚 郷(政)
- 七〇五九 三 浦 虎 雄(中立)
- 五八四八 佐々木 芳照(民)

- 五六三四 鈴木 憲太郎(民)
- 四三七三 小村 俊 一(民)
- 三二六一 押川 定 秋(民)

鈴木喜三郎
總裁となる

同情者であつた所の岡崎、望月兩長老は、涙を吞んで、床次氏に讓歩を勸告し、床次氏は、之れを諒承した。斯くて、鈴木喜三郎が、政友會第七代の總裁になつたのである。後繼内閣組織の大命は、西園寺の奏薦によりて、五月二十二日、齋藤實に降下した。而して翌二十三日に、齋藤内閣は成立した。

立 齋藤内閣成

内閣總理大臣 <small>(内田康哉の歸朝 まで外相兼任)</small>	齋藤實
内務大臣	山本達雄
大藏大臣	高橋是清
陸軍大臣	荒木貞夫
海軍大臣	岡田啓介
司法大臣	小島松吉
文部大臣	鳩山一郎
農林大臣	後藤文夫
商工大臣	中島久萬吉

逓信大臣
鐵道大臣
拓務大臣

南 弘
三 土 忠 造
永 井 柳 太 郎

第六十二議會

犬養内閣は、第二回臨時議會を開く計畫で、既に詔書が發布され、三月二十三日召集されたが、首相兇變のため、六月一日、齋藤内閣によりて、開院式(第六十二議會)が舉行された。

此の議會の劈頭に於て、齋藤首相は、其の施政方針演説の中に、新内閣の、政黨に對する態度に關し、左の如く述べた。

新内閣は現下重大の國情に稽み、一黨一派に偏せず、所謂舉國一致と云ふ基礎の上に組織せられて居りますけれども、議會を尊重することは申すまでもなく、また決して政黨を輕視するものではありません。唯だ其の病弊に對しましては極力之を排除致

犬養内閣から齋藤内閣迄

し、今正に眞面目なる國民の胸底に湧き起りつゝある政界革新の要望に副ひ、今日の非難を一轉して明日の信頼に替へしめんがため、十分なる誠實と熱意とを盡さんとするものであります。

次で荒木陸相は五・一五事件に關し、左の如く釋明し、議會の諒解を求めた。

荒木陸相の
釋明

去月十五日、帝都及びその附近に於いて突發致しましたる、悲しむ可き不祥事件があります。昭和六年末就任以來、皇國內外情勢が只事でないといふ事を痛感致しまして、此の國歩艱難の時局に當る事の覺悟が、最も急であると考へまして、殊に陸軍は、其の中堅といたしまして、同僚相戒め、また本年勅諭五十周年を迎へましたので、謹んで聖旨を奉じまして、一意、皇軍の威徳を發揚せしむ可く、僚友と共に全幅の力を致しつゝあつたので有りますが、突如世間の耳目を衝動する誠に悲しむ可き不祥事件を出し、然も十一名の陸軍士官學校在學中の候補生が参加してゐる事を見た時に、たとひ、いたらざる學年の生徒とは申せ、亦其の動機が如何にあらうとは申せ、誠に恐懼措く能はざる所と存する次第であります。成程今日は幾多改善を要す可き事があるかも知れませんが、皇國の軍人と致しまして、此の種行動に出る事は、誠に遺憾に存じ、申譯ない次第と存じます。第

六十一議會に於きまして申し述べた如く、暗殺行爲は、其の發動の精神の如何に拘らず、皇國の本義に照しまして、悲しむ可き行爲と、深く信じてゐる者であります。我々監督指導の責の、何れにあると問はず、誠に此のいたらざりし事を痛感し、恐懼に堪へない次第で有ります。之に参加致しました生徒等は、それ／＼事件後間もなく、軍法會議に付しまして、目下審理中でありまして、今、此の事件を、此處に詳細に申し述べる譯には参りませぬが、今後再び斯の如き事のなきよう、更に努力を傾致しまして、萬遺憾なきを期してゐる次第であります。つら／＼當今の時局を觀察致しますに、國民を擧げて、一層、協力一致報國の誠を盡す可きものと、密かに信じて居るのであります。遂に今回の如き不幸を見ました事は、不肖の不徳でありまして、深く恥ぢてゐる次第であります。顧みますれば、外憂はせつ／＼として迫つてゐます。内憂はまた頻りにきざしてゐるのであります。今日の有様は、暗澹として、不肖の身を持ちまして、日夜苦慮を續けてゐる次第であります。然るに四圍の情勢は、今回、再び不肖を忘れ、再びその任に留り、匪躬の誠を致さねばならぬ事に立ち至りました。もとより多士濟々の陸軍に於きまして、自ら揣らざるの誹りはありませうとは知りつゝ、現時局を顧み、此處に一切の私念を抛ちて、此の途をとるは、自分の踏む途なりと考へ、敢て再び現職を奉じ、御奉公を續ける事になつたのであります。此の儀、切に御諒承を願ひます。

四

滿洲事變の突發以來、『非常時』と云ふことが、一般の流行語となつた。外には、滿洲の經營、容易でなく、外交は困難を極めて、動もすれば、帝國は、世界に孤立せんとする情勢となつた。内には、思想の大摩擦が起つて、議會政治の危機とさへ叫ばれた。眞に、『非常時』に違ひなかつた。

而かも、政友會は、鈴木總裁の統制行はれず、常に、内訌が絶えなかつた。民政黨も亦た、安達一派が脱黨するやら、若槻總裁が、動もすれば、逃げ腰になるやら、政黨は、更に振はず——と云ふよりも、寧ろ、自滅の道をたどりつゝあるかに見えた。

此の間、帝國の國際關係は、益々不利に陥り、昭和八年二月、帝國は、遂に國際聯盟を脱退するに至つた。次で、左の如く、大詔が煥發された。

國際聯盟脱退

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憚ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時難ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所

正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和八年三月二十七日

各大臣副署

政友會の内訌に對して、常に傍觀的であつた床次氏は、此の詔書を拜するに及んで、恐懼措く能はず、舉國一致、協戮邁往、以て聖旨に應へ奉らんとして、同志と共に、謀る所があつた。

斯くて、同年秋頃から、政友會の有志と、民政黨の有志は、屢々會合して、大同團結の計畫を進め、第六十五議會（昭和八年十二月—昭和九年三月）に於て、床次氏は政友會を代表し、町田忠治は民政黨を代表して、政府に對し、舉國一致の實を擧げんことを勸告した。床次氏の演説は左の通りだ。

私は齋藤首相に専ら御尋を致したのであります。現内閣の施政方針に付ては齋藤首相並に高橋藏相、廣田外相等の御演説を承りました、略々御意嚮の在る所を窺ひ得たのであります。私は國家内外の情勢に立脚して、將來我が國策は如何なるものであるか、又國策遂行上の具體的經綸如何、其經綸の實行に付ては勇斷果決の御信念を有せらるゝや否やの根本義に付て、今少しく明瞭に御所信を承ることを得ますれば洵に幸と存するのであります。即ち過去を申すのではない、一切擧げて將來に繋つて居るのであります。國民大衆の憂慮する所も亦蓋し此處に在りと信するのであります。

現内閣成立以來一年有半、其間の成績を見まするに、種々論議の餘地あることは勿論であります。幾多の難問續出の間に立つて、大體に於て先づ無難に經過したるものと認めざるを得ないのであります。滿洲國の獨立承認及之に關聯する國際聯盟の脱退は、國民の總意を代表する現内閣の一大英斷でありまして、其善後の處置も大局よ

り觀て當を得たるものと考へられるのであります。其後四圍の情勢に應じて、漸次我が國防の充實を圖り、東洋全局の平和を確保するを得ましたことは、私の満足する所であります。又財政經濟方面に於ても、急激なる國費の膨脹に拘らず、依然として財政の信用を維持し、民間經濟の動搖を來さず、寧ろ各方面に亘り稍々安定の情勢を見るに至りましたことは、高橋藏相の御苦心、御努力に因るものであつて、高齡病軀を顧みず巍然として内外多難の衝に立たるゝ藏相の君國に對する誠忠を深く多とするものであります。隨て吾人は國事多難の秋に當り、舉國一致難局打開の必要を認め、大體に於ては政府當局を援助して今日に至りました。固より今期議會中に於ても、箇々の問題に付ては種々の質疑、討論を重ねるに至るでありませう。其間或は意見を異にする場合も生ずることなきを保し難いのであります。大局の上に於ては依然として相協力して國政の圓滿なる運行を圖るの緊要なるを認むるものであります。

惟ふに今や世界を擧げて動搖不安の裡に在るの有様であります。歐洲大戰後列國は過去の慘害に鑑み、世界平和の維持と人類福祉の増進とを目的とし、全力を擧げて苦

高橋藏相に
感謝す

心協力致したことは認められますが、最近に至り著しく形勢の惡化を來し、軍縮會議は停頓に陥り、國際聯盟は其機能の大半を喪ひ、而も列國間の經濟的對立競争は倍々激化するに至り、收拾する所を知らざるの形勢であります。是れ一つには大戰後の動搖未だ安定せざるが爲であり、又一つには精神文化が物質文化に伴はざりし缺陷の顯現であると存するのであります。而して世界動搖の此形勢は、今遽に終熄するものと期待することが出来ませぬ。今後列國が倍々独自の立場に執着し、將來尙ほ此變態の激化を見るものと判斷せざるを得ませぬ。故に我國に於ても此情勢に鑑み、事に應じ變に備ふるの覺悟と用意とを要するのであります。是と同時に此所謂世界的非常時局を乗切つて、靜穩無事の状態に回復することは、世界を平和の大道に導き、人類本然の眞諦に立戻す所以でありますから、誠意を以て其招來を盡力し之に關する諸種の計畫に對しては熱心なる協力を與へなければならぬと考ふるのであります。而も之を實現大成するまでには、今後尙ほ幾多の波瀾幾多の經驗を重ね、人類が反省自覺、其更生の途を辿り、漸く彼岸に到達すべきものと覺悟して、其間には相當長き年月の忍

耐と努力とを要するものと思はれるのであります。故に現在の如き過度的動搖時代にありましては、冷靜に、慎重に、堅實なる歩みを運ぶべきものでありまして、何處までも中庸の大道に立ち、時勢を平靜に導くに努め、焦慮輕躁、自ら勢を激成せしむるが如きは、斷じて之を避くるが政治の要諦であると存じます。此點より見て現内閣、殊に齊藤、高橋、山本の三君が能く歩調を合せて、輕舉妄動を制し、大局を纏むるに注意せらるゝことに對しては、深く敬意を表するものであります。隨て明年度豫算編成に付ても、御苦心の程を御察しする次第であります。

世間には首相の政治行動を「スローモーション」と申して居りますが、吾々は最近の國情に照し、寧ろ首相が沈着に事を處理せられたるに賛同する者であります。さりながら時勢は何時までも内閣の斯の如き態度を許すや否や、問題の起るを待つて、唯之に善處するのみにて可なりや否や。即ち何時までも、又何事も此緩慢なる流儀にて差支ないか。時代は忍耐と共に努力を要し、反省と共に更新を要求して居る。急歩固より善歩ではないが、されども又進歩をも望んで居るのであります。過去の政治に付

齊藤首相を
鞭撻

ては其事情已むを得ざるものありと認め、確に無難であつたと申して宜しいのであります。併ながら國民は前途に向つて尙ほ幾多の惑ひを懷いて居る人心不安を感じて居ると云ふやうな實情であります。外交の前途は如何、財政經濟の調和は如何、議會政治の將來は如何、色々懷疑不安の氣分が漂うて居ることを否認することを得ませぬ。是は内閣の態度が事毎に躊躇逡巡の跡ある事、施政の方針に明確なる指導精神を缺くの致す所であると信するのであります。國民は非常時に際して唯無難なりと云ふのみでなく、同時に今少し敢爲の氣分を以て進んで貰ひたい。盛に經綸を行ひ、人心をして倦まざらしむる底の氣魄があつて欲しいと望んで居るのであります。單に大勢順應のみでなく、同時に時勢を達觀したる指導原理の下に進む所あつて欲しいと望んで居るのであります。

抑々我國が一意世界平和の達成を念とし、専ら國際協力實現の爲め、有ゆる犠牲を忍び、殊に絶えず波瀾萬疊の渦中に在つて、尙ほ能く獨力以て東洋全局に亘る平和保持の責任を擔當し、汲々として是れ努めたることは列國周知の事實であります。大戦

役中東亞の天地が超然として渦亂の外に立ち、戦局を局限するを得たるは、實に我國努力の結果に外ならないのであります。戦後支那内部の動搖、又は共產勢力の南下ありたるに拘らず、今尙ほ東亞の全局が現状を維持し、破綻を見るに至らざるは、全く我國の努力と隱忍自重の致す所であります。東洋平和の維持と其文化の向上發展とは實に我國の使命でありまして、由て以て我國が世界の文明と人類の福祉に貢獻する所以なりと確信致して居ります。之に向つて終始一貫する外他意ないのである。既往に於て然り、將來に於ても亦然りであります。我國が世界の他の方面に對し、毫末も野心を有する筈はない、更に容喙干渉を試みる理なきは明白であります。唯東洋の平和維持に危険を生ずる事態に對しては、如何なる難關障礙と雖も之を排除するの覺悟と用意とを有して居ることは、我が帝國不動の信念でありまして、此大方針は明博に、率直に、之を列國に徹底せしめ、苟も誤解を一掃する爲には最善の努力を致さなければなりません。

滿洲事變の勃發は我國自衛的最後の處置であり、新滿洲國の出現は在住三千萬民衆

東洋平和の
維持

の自覺に因る行動でありまして、俱に東洋平和維持の爲の唯一の方途であります。故に滿洲國の獨立と其發展とを圖るは、我國現下外交の根幹であります。今や同國が軍事時代を過ぎて、政治的經濟的の工作に進み、創業の時代より建設の時代に移り、建國以來頗る良好なる發達を遂げ、最近新國是の重大發表を見るに至りましたるは、洵に慶賀に堪へざる所であります。今後の施設經營に就ては、日滿兩國民が安んじて事業經營に當るを主眼とし、尙ほ又新帝國の建設に就ては、獨創の力を十分に發揮せしむることが肝要であると信ずるのであります。

次に滿洲國に接續する地域の平和安定を圖ることも、差措き難き急務であると考へます。「ソヴイェット」聯邦及中華民國との關係が安定しなければ、滿洲國の治安と繁榮を期し難きは明かであります。「ソヴイェット」聯邦に對しては唯自然の成行に委せず、進んで懸案解決を圖り、且又互に腹藏なき協議を遂げ、平和確立の努力を要するものと存するのであります。

隣邦支那は政治的内紛と共匪の横行に悩み、内部の統一安定を缺くの状態でありま

す。同國の不安は獨り同國內の問題にあらずして、直ちに東洋の平和保持に影響する所甚大なるが故に、我國としては之に對して斷じて無關心に過ぐるを得ないのであります。近來又抗日の態度も稍々變化を示したる模様でありますが、之に對しても從來の如く手を拱いて傍觀するが如き態度を改め、常に形勢の變化に注意し、積極的に事態を善導するに努力しなければならぬと私は信ずるのであります。

廣田外相の外交方針は、其御趣旨に於て私は異存を有ちませぬ。切に其御成功を祈る者であります。併ながら唯之を理想に終らしめずして、現實ならしめる爲には、之を外相一個の意見とせずして、軍部は勿論、各方面との完全なる意思の合致を圖り、國民全體一團となつて、國策遂行の大決意を以て之に當るの用意を要望するのであります。固より外相に於ても其御考を以て御努力あることと信じますが、廟堂の間動もすれば方針の一定を缺くが如き聲の洩れるは、時局安定の爲に洵に遺憾に存するのであります。

我國の軍備

我國の軍備は申す迄もなく我が帝國の國のみを目的とするものでなく、東洋全局に

財政經濟

亘る平和の保障であります。故に現下の情勢に於て假令財政困難の事情ありと雖も、吾々は緊急已むを得ざる國防充實の經費を承認するに敢て吝なる者でありませぬ。唯其使途に於て緩急を誤らず、又國民經濟との調和を圖り、寧ろ進んで民間經濟の繁榮を指導するの覺悟を以て、深甚なる注意を加ふるの必要ありと信ずるのであります。財政經濟に關しましては、財政上引續き多額の赤字公債の發行を必要とし、經濟に於ては特に農村の窮狀著しく、國民の購買力は其回復を見るに至らず、前途尙多難を豫期せなければなりません。併ながら世界の情勢を通觀致しまするに、我國は他の諸國に比して財政經濟學上寧ろ健全にして、好況の裡に在るにあらずやと感ぜざるを得ないのであります。財政にあつては國防充實費及滿洲事件費は、共に滿洲に於ける資源の開発を招來し、時局匡救費も一部の失業救済費を除けば、大部分は將來の發展を伴ふ事業の經營を意味して居る、他の國が經濟力消耗減退に向つて國費を投ずるの傾向あるに反し、我國は積極的に國力國運開拓の爲に資力を活用するの狀態であります。經濟上より見るも不景氣の聲高きに拘らず、國內産業の多くは其基礎堅實を加へ、對

外輸出は各方面に對する進出著しく、却て世界的問題の的となるに至りました。是れ固より我が技術の進歩と國民努力の結果であります。爲替相場の低落も全く人爲に基くものにあらずして、財界自然の推移に伴うものでありますが故に、此事實は寧ろ國民發展力の旺盛偉大なるを示すものでありまして、將來益々國民の奮勵努力を要する所以なりと信するのであります。是等の事實に鑑み、我が財政經濟の前途は敢て悲觀を要しませぬけれども、將來國費を要するの事情著しく緩和することを期待し難しと認められますが故に、財政經濟の組織には大改善を加へ、國力の充實を圖り、財政と經濟との調和の回復を期することが極めて緊要なりと存じます。

農村は我國社會組織の大本でありますが故に、農村の救済回復の爲には渾身の努力を拂はなければならぬ。速に徹底的方策を講じ、現下の窮迫せる事態の打開を圖らなければならぬのであります。

以上内外の情勢を基調として、我が國策を如何に定め、如何なる經綸を樹つべきやの問題に就て聊か卑見を述べて政府の所信を承りたいと存じたのでありますが、更に國

政運用の機構に關する根本觀念に就て、明確に致して置きたい一事があります。

最近議會政治の前途に就て種々の論議を見るのであります。多くは事實の真相に觸れざる空疎なる立論を爲すやに感せられるのであります。我國に於て議會政治が今日の程度にまで發展し來りましたのは、吾々の先輩の容易ならざる苦心と努力との賜であります。議會政治の布かれたる當初に於ては尙ほ藩閥の餘力があり、官僚の勢力がありましたにも拘らず、政黨は純眞に専念に是と闘つて、民意の暢達を圖つたのであります。而して此時代に於て尙且つ議會は國家非常の變局に處しては能く舉國一致の實を擧げ、國民一團となつて外に向ひ、日清、日露兩戰役の國難突破は申す迄もなく、有ゆる方面に亘つて國勢の伸展、國運の異常なる躍進に貢獻致したのであります。即ち議會政治を通じて朝野官民心を一にし、以て明治の聖代を築き上げたのであると信じます。然るに爾後藩閥官僚の壓力乏しく、政黨の政治的勢力が強大となるに至りまして、知らず識らず茲に政黨の精神に弛緩を生じ、延て議會政治にも弊害を生じ來りましたが、時恰も内外非常の變局に際し、囂々たる非難が政黨政治に加へられ

議會政治の前途に對しても亦不安を感ずるに至つた次第でありまして、事情は洵に餘儀なきものがありますが、併ながら冷靜に考ふれば、議會政治は永い間の政治の經驗の結果から觀て、比較的缺點の少い政治機構であり、畏くも明治大帝の欽定し給へる千載不磨の憲法に依つて定められたるものでありますから、吾々は飽迄も之を擁護致さなければならぬ。殊に非常時に當つては國民一團となり、欣んで獻身的に盡瘁しなければならぬこと勿論でありますから、國政と國民とを連繫統制するの機關として、殊に議會政治の妙用を發揮しなければならぬと信するのであります。

現下の時局の打開は何としても政府の有ゆる機關と、國民とが組織的に有機的に統一せられ、舉國一致以て之に當らなければ事の成功を期し難きのみならず、動もすれば意外の失態を醸すの虞なきを保し難いのであります。弊は固より矯めなければなりません。國政を混亂に導くの危険は斷じて之を避けなければなりません。而して議會政治である以上、政黨の存在は自然の勢でありますから、一部に現はるゝが如き政黨排撃は敢て當らないものであります。蓋し議會の機能を發揮せしむるが爲には、政

黨自身が更生の途を探らなければならぬのであります。政黨の爲に國家が存在するのでなく、國家の爲に政黨が在ると云ふことを忘れてはならぬのであります。此根本觀念に立脚して政黨が更生改善の實を挙げれば、必ずや議會政治の面目は革まつて行き又革め得るものと確信致す次第であります。即ち私は國家の爲には政黨は大同團結して、何處までも舉國一致國難に當るが必要であると考へるのであります。從來の行懸或は情實感情に囚はれず、區々たる末節の論議に制せられず、能く當面の國情を直視し、國政の大本に基き國策の大道に立つて、政黨は勿論軍部始め有ゆる勢力が協心戮力互に手を携へて難局の打開と、國運の躍進とに精進しなければならぬと信するのであります。此意義に於て今後吾々は終始したいと思つて居る。即ち帝國議會に於ても此信念の下に行動し、互に力を協せて國勢の伸展に貢獻し、議會政治の機能を發揮し以て憲政有終の美を濟さんとするの決意を有する者であります。

由來我國は一君萬民上下一致の國であります、祭政一如政教不二の國であります。制度に變遷はありまして、此根本精神は一貫して動かぬのであります。吾々は神に

仕へる敬虔の念と、至誠の心とを以て行動せんとするものであります。是が即ち政機運用の根本概念であり、同時に政局の不安を除く所以でありまして、此非常の時局に於て上宸襟を安んじ奉る唯一の途なりと確信致す者であります。時局打開の途は遠く外にのみ在らずして、近く我が内に在りと存じます。現下の急務は人心の歸嚮を明にし、其緊張統一を圖るにあります。皇道の精神に基き、人類愛善の本旨に則り、世界永遠の平和を期するの誠意を國民の間に確立するにあります。政治の道德化と申しては過言かも知れませぬが、今後の政治行動の標準は、今一段高所大所に進めたいものと希望致します。是が爲には現在の物質本位の教育を改め、精神本位の教育とすべく教育制度の根本的改革を行ふの必要ありと考へるのであります。又政治其他の方面に於て反軍部、或は反政黨、或は勞資衝突の如き社會的對立激化の情勢を革め、和協統一の風を作ること努めなければなりません。更に現代に横溢せる輕佻浮華の風を改め、質實重厚の士氣を興し、内外に亘る陰鬱なる情勢を一掃して、明光なる時代を建設することを目的とし、政治上諸般の改革を斷行するを要するのであります。

而も現内閣は其施政の方針に於て確立する所なく、時局に對する熱意と氣魄とに缺くる所あり、且つ又有機的に一體を成して十分なる機能を發揮し能はざるものなりとの感想を懷く者が頗る多いのであります。是が政局の不安、人心の動搖の原因となるのであります。其結果として國民の思想動ともすれば矯激險惡に傾く虞があるのであります。此點は齋藤首相が特に留意せられて、一大勇猛心を發揮し、經綸抱負の實行に勇斷果決ならんことを望みます。

今や非常時は刻々として最後の段階に進まんとし、國政方に一大緊張を要する次第であります。故に、齋藤首相は能く時局の真相を究められ、所信に向つて邁進せられんとする以上は、其信念に基く國策に關し國民に向つて強く、深く披瀝せられる必要ありと存じます。此場合以上申述べました諸點に就き政府の意の在る所を承り、國民の嚮ふ所を明に致したいと存する次第であります。

此の演説は、政府の施政方針に對する、質問の形に於てなされたけれども、實は、高所

大所より、政府を指導するの氣魄を示し、堂々たる論旨と、眞摯なる態度は、床次氏の生涯に於ける傑作として、満場を感動せしめた。

昭和九年—昭和十年

第三七 岡田内閣時代

—五十萬元事件—



東京ニラ電電話開通式(昭和九年十二月二十六日中央電話局)



(日一月二十年九和昭)ふ答に問質の一義口山



(日一十二月二十年九和昭) 田 町 次 床 橋 高 さ か 右